

# 会 報

第 77 号

国立大学協会

昭和 52 年 8 月

日本の将来と大学の使命……………川上 正光 3

---

**事業報告**

---

●諸会議議事要録 (52年 5 月～ 6 月)……………17

    理事会 (5.13)……………17

        同 (6.21)……………25

    委員等選考役員会 (5.12)……………26

    第60回総会【第1日】(6.21)……………28

        同 【第2日】(6.22)……………45

    第27回事務連絡会議 (6.24)……………52

    第1常置委員会 (6.22)……………56

    第2常置委員会 (6.13)……………57

        同 (6.22)……………63

    第3常置委員会 (6.22)……………65

    第4常置委員会 (6.22)……………68

    第3・第4常置委員会合同会議 (6.20)……………70

    第5常置委員会 (6.20)……………74

        同 (6.22)……………77

    第6常置委員会 (5.19)……………80

        同 (6.22)……………85

    医学教育に関する特別委員会 (6.3)……………86

    教養課程に関する特別委員会 (6.20)……………90

    大学格差問題特別委員会 (6.14)……………94

    特別会計制度協議会 (5.20)……………99

    就職問題懇談会 (6.3)……………105

    第60回総会国立大学協会事業報告書……………111

●諸 会 合……………118

---

## 要 望 書 等

---

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書	119
国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書	119
大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書	120
学生部関係職員の待遇改善に関する要望書	121
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	121

---

## 資 料

---

特別委員会の廃止について	123
大学設置審議会（大学設置分科会）委員について	123

---

## 名 簿

---

理 事 会	124
常置委員会（6委員会）	124
特別委員会（8委員会）	126
大学運営協議会	128
特別会計制度協議会	129

---

## そ の 他

---

学長等の異動	130
寄贈図書	132

★ 窓 ★	富山の電気争議	梅原 隆章	123
	奈良時代の休暇願い	阿部 猛	131

# 日本の将来と大学の使命

—独創は国家興亡の鍵である—

川上 正光

## ●内 容

はじめに	3
§1 国家の興亡とその教訓	4
§2 日本の将来～なぜ独創性が必要か～	7
§3 独創性からみた日本の現状	8
§4 教育有害論～なぜ日本人に独創性が乏しいのか～	10
§5 独創力を増強する方策はないか	12
§6 大学の使命	14
おわりに	15

### はじめに：

筆者はかつて次のようなことを書いたことがある。「歴史上一国が栄えたとき、そこには世界の先端を行くすぐれた大学があった。」とはクラーク・カーのことばである。この主旨に沿って筆者はわが国の高等教育が、質・量ともにおいっそう発展するよう切望するものである。しかし、このことは単に経済の発展のみを意味するものではない。

古代ギリシャが近代文明の発祥地であったといわれるような意味で、わが日本が今後の世界文明の源泉でありたいと願うものである。すなわち、高遠な理想をもち、最高度の学問、技術、芸術を誇り、物心ともに豊かで、平和な New Utopia をこの我が国に建設したいと祈るものである。」(大学基準協会会報№20)

さて、その後の我が国の発展は経済面ではあるレベルに達したとはいうものの、総体としては甚だ憂うべきものと考えざるを得ない。その最たるものは、“独創力の貧困にある”。“独創こそは国家興亡の鍵である”と信ずるからである。

以下、世界における日本の将来と国家の原動力である大学の使命についていささか考えてみたい。諸賢のご高評、ご教示を得られれば幸いである。

真実はすべて極端論のなかにある——グールモン

## §1 国家の興亡とその教訓

まず最初に独創力という観点から、世界の主な国々の興亡、盛衰を点描してみよう。

### (1) ギリシア時代（およそ B. C. 1000年～B. C. 350年の間）

\*勃興期

- ① ゲノス (Genos) からポリス形成の過程において次第に活力が育成されたことは、宗教社会学の見地から F. クーランジェ、G. マーレーなどによって実証されている。
- ② 造船業、建築などが発展して、地中海一帯への *πολις* (ポリス) 形成に拡大。アテネなどでは、銀貨、陶器、オリーブ油、ぶどう酒、調度品など、いわゆる完成品を輸出。輸入は主として食糧、原材料など。
- ③ 奴隷制を基盤とした民主制。古典時代としてはよき政治形態をとった。
- ④ 流通経済の発展の結果、金融資本（高利貸）の成長をみた。
- ⑥ 結論的には、それ以前の社会に比べて独創力と活力にみちていた。政治、経済、文化などにそれを見ることができると。

\*衰退期

- ① 従来の成果の上にアグラをかき、政治の腐敗、権力闘争の激化。
- ② 政治的不安定化と経済の崩壊は軌を一にする。それは同時に軍事的弱体化を招き、民族の移民的植民の活力もにぶる。
- ③ 独創力の枯渇化。
- ④ プラトン、アリストテレスの哲学は、現実のポリスの実態描写ではなく、「カクアッテホシイ」ポリス像であることに留意しなければならない。

### (2) ローマ時代（およそ100～470年頃、約370年間）

\*勃興期

- ① ポリスに対する反動としてのコスモポリス、自然法にみられるように宇宙大的視野による活力と独創力の再生。
- ② 初期市民社会の建設という勇氣と独創に富んでいた。事実、ローマ人は市民権の一部または全部を被征服民や同盟市の市民たちに与えることを惜しまなかった。
- ③ 独創力の一つの源泉は現実に即応できる弾力性をもつことにある。その点でローマの部族制度は合理的であり、共同体思想を基盤にっていた。
- ④ 個人の尊厳性を認め、だからこそローマ法典のような「契約」のシステムが完成できた。ここにも宇宙大での根幹かつ不変的なものへの独創力がある。
- ⑥ ラティフンデュームのような大農法によるシステムと中小土地所有者農民によって形成されていたローマ軍（強力な）との歯車がよくかみ合っていた。

\*衰退期

- ① 帝国財政の紊乱。
- ② 支配階級の頹廢。
- ③ 皇帝の座をめぐる政治的紛争。
- ④ 蛮族の領内への侵入。
- ⑤ 奴隷、小作人、蛮族の反乱。
- ⑥ ローマ軍の質の悪化。

即ち活力と独創力の喪失と現実に対する安易な受身の姿勢。

### (3) 中世ヨーロッパ時代

- ① イスラムの侵入やゲルマンの侵入によって古典古代としてのローマは亡んだ。とくに交易の場である「ヨーロッパの庭」とよばれた地中海はイスラム勢によってふさがれ、勢いヨーロッパ人は目を内陸に向けざるを得ず、

土地経済中心という荘園制度となった。(H. Pirenne)

- ② その意味で中世ヨーロッパは受け身型体制で、勃興期そのものが独創的活力をもたない。だが中世を dark age とよぶのは適当でなく、次の世代への「新しいエネルギー蓄積時代」とよぶべきであろう。
- ③ 土地中心の経済で農機具の飛躍的進歩、灌漑用に既に12世紀半ばに水力を利用することを知り、農業生産の急速な伸長をみた。
- ④ 中世後期には、カトリシズムによる有機的職業社会の崩壊への動き、それと平行して「個の目覚め」が各方面に胎動して、文芸復興や宗教改革の十分な地盤づくりをした。とくに黒死病による土地中心経済の崩壊、十字軍（とくに第4次十字軍1202~1204年）による対外貿易の発展などが封建中世の土壌を崩した。
- ⑥ 個の目覚めと同時に、カトリシズムの呪縛からとき放たれて、新しい技術発展、他民族との交流を通じての文化の摂取によって、封建中世の末期が逆に次の時代の誕生のため、きわめて独創的活力の旺盛な時であった。

#### (4) 文芸復興・宗教改革期

\*勃興期

- ① 文芸復興は神から国家を解放した。宗教改革は、神からの解放はなかったが、個の確立を促進させた。
- ② 自由を得た人間は、独創的活力によって自然科学、人文科学などの分野で近代的土壌を創造することになった。
- ③ 一切の能力が独創的に展開され近代、現代の科学技術、思考の源泉と活力源はここに発する。

\*衰退期

- ① 次なる近代市民社会を用意する、いわゆる

「啓蒙期」であって、独創というよりも、文芸復興期の「発展的総まとめ期」であった。

- ② 自然法の理念を社会学などに応用して、いわゆる理神論 (Deism) なる考え、個による秩序づくり (神による秩序づくりではなく) への道を拓いた。
- (5) イギリス (およそ1650~1900年頃、約250年間)  
\*勃興期
- ① 「産業革命は一日にしてならず」、中世後期からの独創的活力のばく発こそ Industrial Revolution となって具現化された。
- ② 独創的活力を阻害する強力な力を排除するため、何度も (たとえば Puritan Rev. 1642~9年、名誉革命1688年) きびしい革命の時代を通過しなければならなかった。
- ③ 独創的活力が大量生産の必要不可欠条件である enclosure (囲込み政策)、蒸気機関、水車紡績機、汽船などの新技術を「通念を破壊して大胆に」おしすすめた。
- ④ 当然、独創的活力は植民地への拡大、他国との交流を活発化させた。

\*衰退期

- ① 独創力の喪失と活力の減退。18世紀末からこの現象が出てくる。
- ② 19世紀初頭からの福祉国家化志向が許容限度を越えて、独創と活力を社会からうばっていった。但し、自然科学、社会科学などでは、かつての独創的活力は生き続けている面も認められる。
- ③ tomorrow society として、現在のイギリスは liberal socialism (Galbraith によるならば democratic socialism) を志向しているように考えられる。
- ④ 極論すれば、西独を除いた総ての国にあてはまるのだが、余りにも「伝統への固執」が持続されすぎてきたところに独創的活力の再

生阻害要因がある。

(6) アメリカ (1870年以降)

- ① なんとといっても、母国イギリスからの離脱、新天地での開発というメーフラワー号に象徴される活力とそれに促された独創力にアメリカの勃興の要因は集約される。即ち母国を離れたことは「伝統への断絶」宣言であり、通念の大胆な創造的破壊 (Shumpeter の言葉) を通じて、不断の独創的活力が発見された。その最初の時期は1860年前後の南北戦争期である。しかも保守的南部の敗北によって、伝統への断絶が可能となった。
- ② 多数の民族の移住を認めたことは、人種問題などの複雑な要因を内在化させたが、逆にいえば、アメリカの最大の強みはたえず「独創的活力の蕪生化」を可能ならしめている要因にもなっている。
- ③ 「若きアメリカ」から「中年のアメリカ」になっても若々しさを失わないのは、実力主義的競争の原理によって社会が動かされているからであって、そのためには現実への迅速・的確な対応を必要とした。ソ連によるスパートニック・ショックはアメリカを団結させ、とくに大統領キャラバン隊を各大学に派遣して、独創的活力の発揮を要請したことは記憶に値する。
- ④ 「病めるアメリカ」はアメリカの一部に過ぎない。誇大化することは、再生化の連続性をもつアメリカを歪曲することになるであろう。つまり「病めるアメリカ」は再生のための「生みの苦しみ」と理解すべきである。

(7) 戦後の西ドイツ

- ① ヨーロッパでの異端者西ドイツのもつ堅実な歩みは、ヨーロッパ的伝統の中に埋没することなく、西ドイツ民族主義の優越性という自信をもって独創性の発揮に努めたことにある。

る。

- ② ドイツの民族主義が悪しき面が出てくるとナチズム的パターンをとるが、良い面が出てくると、古くは F. List がプロイセンを中心としながらも、ドイツ連邦の統一を考え、鉄道網の必要性を力説した。この独創性は新興アメリカをみて、その活力と独創性に強く心打たれたからである。M. Weber が「プロテスタントの倫理と資本主義の精神」を書いて大きな影響をドイツ国民に与えたのも、アメリカの活力と独創の展開を直接見聞したからである。
- ③ 戦後、西ドイツはいち早く「新自由主義理念」に基づいて、エアハルトが「社会市場経済」理論を展開し、国益の観点から「自由放任主義」を捨て、自由経済主義をよりよく生かすため、権利主張と同時に、いや、それ以上に義務の遂行を要請し、国益のための「自由の制限」がありうることを、つまり、資本主義、社会主義に代る「第三の道」を選択したところにある。エアハルトの行政の背後には、オイケン、レプチ、またハイエクなどの有力なる経済学者の理論的支援があった。
- ④ 日本では新自由主義に対する認識も薄く、また多くの学者は資本主義か社会主義かの二者択一的態度に走り、意識的に新自由主義を軽視しようとしているが、ハイエク、その弟子でアメリカのミルトン、フリードマンが相ついでノーベル経済学賞を受賞して世界で高い評価を受けているが、日本では極めて弱体である。

以上を通覧して感ずることを簡条書きにしてみると、大よそ次のとおりであろう。

- ① 国が興る時には、程度の差はあるが、必ずといってよいほど社会に活力がみなぎる。

- ② 活力だけでは新しい事態、新しい国造り、世代造りは出来ない。その活力が独創を生む源泉となり、独創はまた活力を増大させる。
- ③ その活力と独創は、文化、政治、経済、宗教など各方面に顕在するが、各時代、各国によって独創的活力の主導力は多少異なる。
- ④ その時代なり世代の衰退は必ずといってよいほど独創力の枯渇化と一致する。
- ⑤ その意味で新しい時代の起爆力は独創的活力に左右される。つまり、緊張的使命観による独創力の断えざる展開こそ活力ある社会維持の核心となる。
- ⑥ 但し、独創的活力は偶然的、突発的のケースもあるが、常に歴史の中で蓄積されて、そのベース（即ち土壌）の上で開花する。その意味で独創的活力は不断の研究努力の蓄積の成果であって、模倣的な安易な姿勢の中からは生れない。

これを一言でいうならば“独創こそは国家興亡の鍵である”ということであると確信する。

## §2 日本の将来～なぜ独創性が必要か～

以上述べたように国家は独創によって興り、その陳腐化によって衰退することを知った。他国より強力な武器を開発して、勝利を収めたということは、特に説明を要しない処であろう。（トインビーによれば、織田信長はその独創性において世界的に第一流であり、秀吉、家康はその足もとにも及ばないとしている。）

もう一つ重大なことは、個人間におけると同様に、民族間または国家間においても、相手に怨恨をうえつけては絶対にいけない。植民地政策がすべて失敗したこと、また資本による搾取も同様な結果を招いたことはその好例といわねばならない。

以上のことを念頭において、日本の将来は如何にあるべきかを考えてみたい。

- 1) 我が国は資源に乏しいのであるから大いに貿易を盛んならしめなければならない。特に付加価値の高い製品に重点をおかなければならない。こういう見地から、新規な製品の創造に努力し、また後述のとおり、世界的に価値のある発明を重視し、技術貿易の振興を計るべきである。
- 2) 特に貿易の場合、相手国の産業を圧迫しないように配慮し、飽くまで共存共栄を宗としなければならない。
- 3) 以上のことを遂行するためにはすべての分野で独創力のある人材が輩出するようにしなければならない。政治・経済においても、工業界においても、はたまた学問・文化の方面においても、世界的に独創を発揮しなければならない。
- 4) 発展途上国に対しては、その国々の事情に応じて、技術援助或は教育の普及向上のための援助を積極的かつ有効的に行うべきものと考える。

かくして、我々は世界の平和と人類の幸福に貢献し得て、我が国の繁栄を永続ならしめることができることを確信する。

ところで、ここでもう一度我が国が独創性を必要とすることを強調しておこう。

- 1) これは次節で述べることであるが、世界の人々から日本人の独創性のないことを指摘され、馬鹿にされているのである。但しこれは消極的理由であろう。
- 2) 現在の日本は量産技術に支えられ、経済的にやや良好な状態にあるものの、これにアグラをかいていれば、何年か先にはどれ程苦境に陥込むか計り知れないのである。これを救うものは“独創”をおいて外にないことを自

覚しなければならぬ。

- 3) もう一つ。われわれは独創の喜びを味わうべきと思うのである。世界で初めて発見した、世界で初めて作ったという独創の喜びは法悦にも似て、神から与えられた恩寵である。大いにこの恩寵である独創の喜びを味わおうではないか。

### §3 独創性からみた日本の現状

この間、ある会合で、ある学長さんからこんな話を伺った。「今度、ロンドンに行って、全く驚いた。目抜通りのショウ・ウィンドウには日本の電気製品がずらりと並んでおり、テレビでは井上靖氏の小説がカラーで3時間も放送されていた。(音声は日本語だが、説明文は英語)これを日本製カラーテレビで見た英国人は、その鮮明な色彩を非常にほめていた。」ということであった。なんとうれしい話ではなかるうか。

しかし、このことは生産技術がうまくいっているだけのことで、喜んでばかりはられない。偶然ではあるが、ロンドンに研究員として行っている、私の大学のT助教からの手紙には次のようなことが書いてあった。

「こちらにいる日本の実業界の人々の話を総合しますと、“日本人は、要するに我々(英国人)が昔発明したものを一寸改良して売込んできているだけではないか”といているイギリス人(特に産業界の人々)が多いようで、未だ非文明人だとみられている面があるようです。」(中略)

「日本から画期的な思想や科学が余り生れていないのは事実なので、先生(筆者)のいわれるように、独創ということが今後の日本の大問題だどつくづく感じております。

独創性について、考える時間があつたら、

独創的な研究をやれといわれそうですが、小生も折にふれて考えるのですが、教育以前の問題として、西洋の個人主義ということがあるのではないかという気が致します。」(中略)  
「橋本左内が17才のとき“稚心を去れ”という言葉を自戒として日記に残しているようですが、一般にこちらの人は子供のときから稚心を去って、或は去るように訓練されているのではないかと存じます。」(中略)

「一般にこちらの子供は自立心が強いような印象をうけます。※1) その代り長幼の序というような東洋的道德は希薄なようです。

日本人の良さ、集団への適応力というものを失わずに、良い意味での個人主義を育てることが必要なのではないかと生意気なことを考えている次第です。」(以下略)

T君の所論には、私は全く同感なので、ここに転載した次第である。

さて、ここで、日本人の独創性のなさについて、具体例を挙げて説明したい。

1) 世界の研究成果の最高レベルを示すノーベル賞の受賞者が、わが国にはきわめて少ない。

このノーベル賞については、アメリカの大学は極めて高い関心をもっているのでびっくりしたことがある。それは15年前、初めて在外研究員としてアメリカに行った時のことである。私が訪問した大学の多くは“我が大学にはノーベル賞受賞者が何人いる”ということから話が始まるのであった。Stanford 大学では6人、California 大学(Berkeley Campus)では13人、Columbia 大学では(出入りを含めて)18人。つまりアメリカの一流大学というものは、ノーベル賞受賞者が数人いなければ話にならないという印象を強く受けた。

図1は各国のノーベル賞受賞者の累計数の比較を示すもので、この図から、各国の学術レベ

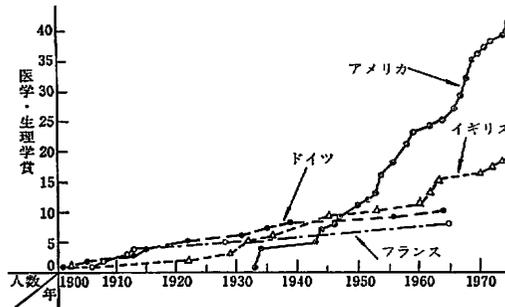
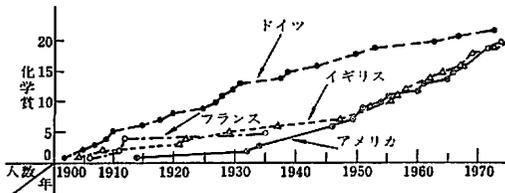
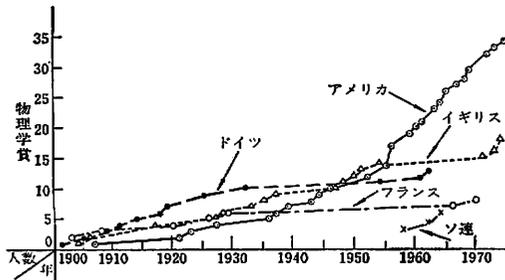


図1 各国のノーベル賞受賞者数の比較

ルの消長がうかがえる。特にこの図からわかるように、ノーベル賞に関してはわが国は未開発国並であることはまことに残念である。

2) “技術貿易”が全く振わない。ここに技術貿易ということは工業所有権(特許と実用新案)についてのことで、[他国の特許を使用して支払う金額]に対して[自国の特許を使わせて得る収入金額]の比で表わされるものである。

表1※2)は技術貿易額について、主要国間の比較を示すもので、アメリカが約10:1で群を抜いて大きく、次いで、フランス、イギリスが約1:1と並んでいる。西ドイツは0.37:1で我が国に近い。

次に、我が国の技術交流を件数でみると、昭和50年度については、技術輸出は2,811件で前

表1 技術貿易額の国際比較

国名・年度	項目	受取額/支払額	受取額	支払額
		%	百万ドル	百万ドル
日本	49年度	36	196	548
	50年度	39	247	627
アメリカ	1974	950	3,805	399
イギリス	1973	105	341	326
フランス	1973	114	844	741
西ドイツ	1975	37	308	834

年度より27%増加し、技術輸入は6,766件で前年度より16%増加している。表2は最近5ヶ年間に於ける技術貿易額の推移を示すもので、逐年上昇の傾向にあるのはよいとしても、その内容は次に示すように甚だ寒心にたえない。

表3は主な産業別の昭和50年度の技術貿易額を示すもので、技術輸出では、化学工業が最も多く215億円、次いで鉄鋼業119億円、電気機械工業73億円の順になっている。技術輸入では電気機械工業が382億円で最も多く、続いて輸送用機械工業357億円、化学工業269億円等の順になっている。

※表2 我が国の技術貿易額及び比率

年度	技術輸出に伴う受取額	技術輸入に伴う支払額	受取額/支払額
46	272億円	1,345億円	20.2%
47	422	1,739	24.2
48	508	1,733	29.3
49	571	1,598	35.7
50	666	1,691	39.4

※表3 我が国の主な産業別技術貿易額(昭和50年度)

産業・相手国	項目	受取額/支払額	受取額	支払額
合計		39%	666億円	1,691億円
主要産業別	繊維工業	59	13	22
	化学工業	80	215	269
	窯業	24	18	75
	鉄鋼業	195	119	61
	非鉄金属工業	14	5	35
	金属製品工業	33	6	18
	機械工業	19	45	230
	電気機械工業	38	73	382
	輸送用機械工業	18	63	357
精密機械工業	7	2	28	

※表4 我が国の主な相手国別技術貿易額（昭和50年度）

項目		受取額/ 支払額	受取額	支払額	
先 進 諸 国	アメリカ	6%	69億円	1,067億円	
	イギリス	4	5	116	
	イタリア	90	39	43	
	オランダ	10	1	10	
	スイス	4	2	89	
	スウェーデン	15	3	20	
	西ドイツ	4	9	212	
	フランス	11	8	71	
	発 展 途 上 国	インドネシア		48	-
		韓国		47	-
台湾			29	0	
ビルマ			5	-	
フィリピン			13	-	
ブラジル			51	-	
	オーストラリア		16	2	

表4は主な相手国別の技術貿易を示すもので、主な事項を拾ってみると次の通りである。我が国とアメリカの間が技術の輸出額も輸入額も一番多いが、その比が6%というのは心細い限りである。次に目立つのは我が国の技術輸出は先進諸国よりもむしろ発展途上国に対する方が多いということで、これでは技術（特許）に関する限り、我が国は発展途上国並ということらしい。

原材料の乏しい我が国は、この技術貿易こそ、格段の進歩発展を計らなければならないことではなかろうか。

3) 独創的研究成果の乏しい例として、OECD（経済協力開発機構）が昭和51年に、我が国の社会科学について調査した報告について述べておこう。この報告書の結論は、“日本の社会科学が知識借用型であり、抽象的概念操作を経験的事例研究よりも重視し、創造的な貢献に乏しい”としている。このことは昨年6月15日の各新聞にいっせいに発表された。

この結論は単に社会科学に限られたことではなく、我が国學術の殆ど全分野についていうのではないかと思う。

そのとき、ある新聞に我が国の学者の論文について、次のようなたとえ話が載っていたので紹介しておこう。それは、象について各国から論文を募集したところ、次のような結果であったというのである。

○イギリス人は、象は重い物や人間を乗せて運んだり、子供を楽ませたり、人間にとって大変有用な動物であると報告した。

○フランス人は象の愛情生活を論じ、人間の場合同と比較して、比較愛情論を展開した。

○ドイツ人は象の研究の方法論的序説をどごとと論じた。

○日本人は、象についての世界各国の学説を調査して、総合報告をした。

以上は、簡単ながら各国人の特徴を巧みに述べたものであると思う。このように日本の学者は、外国の研究報告を読むのに忙しく、とても自分の考えを出す余裕など全くないのだということ自嘲的に皮肉ったわけであろう。

4) その他、我が国の政治面、外交面についても、独創性の欠如していることは、情ない限りであると思うのは筆者のみではなかろう。

※1) こんな話を思い出した。イギリスの子供に注意したら、その子は「Do you know the Eleventh Commandment? The Eleventh Commandment is "Mind your own business"」. といったということである。

※2) 表1, 2, 3, 4は「藤田不二男：昭和51年科学技術研究調査結果について（自然科学部門の概要）、学術月報昭52-61」による。

## §4 教育有害論

～なぜ日本人に独創性が乏しいのか～

日本人はどうして独創力が乏しいのであろうか。いわく、北方民族と南方民族が妥協して一つの国を造ったのだから、何れの特徴もつぶし合ってしまったからだ。いわく、我が民族は農耕民族であるからだ。その他いろいろの説があ

るようである。しかし、これらの説がよしや正しいとしても、ではどうすればよいかというと、これらの説からは改善策は出て来ないのではなからうか。ここでは、明治初年、わが国の近代化以後に焦点を当てて考えてみたい。

1) 官僚制度：明治初年、我が国が近代化をはかるにあたって、一番てっとり早い方法は管理職を優先することだと考えたようである。その結果、日本の官僚機構が生れた。むだのない体制で近代化をはかろうというねらいは、大変成功したと思う。人間にはほめられたいという願望がある。「長」になればほめられるんだということであれば、頭のよい人はみんな管理職になりたがる。その結果として、独創性のほうには余力を入れないという現象が起こってしまったのではなからうか。

2) 西欧の学問の移入の仕方に問題があったのではなからうか。明治初年の近代化の一潮流として、西欧の学問を急速に移入し、これを消化することが進められた。この代表例として“トランク哲学”を取り上げてみよう。これはまず空のトランクを西欧にもって行き、そこでいっばい哲学書をつめて帰国し、これらを翻訳しながら講義する。一通り終ると、また空のトランクをもって西欧に行って哲学書を買って来て翻訳しながら講義する。これが世に有名なトランク哲学の正体である。

このような自分で考えないで、他人の知識を借用するというか、受け売りするというかの方式は単に哲学に限らないのではなからうか。我が国の大学において、ほんとうに独創的な講義というものが現在どれほど行われているのであろうか。その根拠として、我が国の学術書の多くは、総合報告的解説書が多く、独創的なものが極めて少ないと思われるが、もしそうでなければ幸いである。

今年は東大100年である。日本においてどれほど独創的な哲学が創られたのであろうか。

“日本語で書かれた哲学書を読まなければ世界の哲学は語れない”という日はいつ来るのであろうか。

3) 学問は人間がつくるのだということを教えていないのではなからうか。とかく日本では学問は完成されているものだと教えているようである。すべての学問は不完全で、たえず人間が努力してつくり上げていくものだとすることを教えていかなければならないのではなからうか。

4) 伝統的に我が国では独創的産物、特に知的産物に対して、正当な価値を認めない傾向が強い。例えば薬そのものには金を払うが、その処方箋には金を出したがいなかったり、最近の例として電子計算機ソフトウェアの有償化が我が国ではなかなか受け入れられないという。また、日本人の研究成果が外国で認められてから我が国でも騒がれることはしばしば経験する処である。

5) 我が国では真の education<sup>※3)</sup> はほとんどない。education を「教育」と大誤訳し、教育にすり替えてしまったのは致命的失敗である。教育は teaching に該当し、教えることで、才能をひき出す educate とは完全に逆な操作である。したがって、我が国では教えるだけで、educate は一切していないと言っても過言ではなさそうである。教えるということは、他人の頭を利用して考えさせることで、これでは自分で考える力の養成にはならない。さらに我が国の学校で行っていることをもう少し述べてみよう。

6) 我が国の学校では類題の解き屋の養成をしているにすぎない。日本では同一パターンの教育を一生懸命している。このことは教育ばかり

でなく、日本文化のすべてにおいて、パターンが同じになっている。よその国でつくられたいろいろの品物や考え方を、そのままのパターンで受け入れ、ある程度の発展はさせるけれども、全く違った新規のパターンをつくり出す能力は極めて乏しいといわざるを得ない。

どうしてそうなのか。そうであるのが当然で、新規のパターンを考え出すような訓練をいっさいしていない。日本の秀才は、与えられた類題を早く或はエレガントに解く人をいうとされている。これでは類題の解き屋に過ぎない。新しい問題を自ら見つけ、解くような力の養成は、幼稚園から大学院を出るまでの間、ほとんど行っていないのが現状である。こういうことでは、いつまでたっても新しいことを考え出す力が養成されないのはあたりまえであろう。学校においては、考え方の多様性を訓練し、自ら問題をつくること、また卒業研究のテーマは自ら考え出すようなしつけがまず必要であろう。

以上が教育 (teaching) だけでは独創性が育成されないとする筆者の教育有害論の骨子である。

日本人の独創性の貧困の原因はその他にもいろいろ考えられよう。例えば先に述べた真の個人主義が我が国に根づかないこともその一つかも知れない。これについては諸賢のご教示を願うこととして次に進もう。

※3) education に対する適語を探しているが、才能をひき出すという概念が中国および日本にないから言葉もないのは当然であろうという人がいる。しかし、全くないのは不便であるので一応啓育 (心をひらく) としてはどうかと考えている。

## §5 独創力を増強する方策はないか

M. トケイヤー氏の著書「日本には教育はない」をみると、“日本の教育は learn だけで study がない”ということを強調している。

ここで learn とは覚えることであり、学習することである。また study とは掘り下げて考え、物事の本質をよく理解することである。これをかりに考究としておこう。

このことと、筆者が先にのべた“日本には teaching だけで education がない”ということとを組合せると表5のとおりとなるであろう。

表5 Teaching-Learning型とEducation-Study型の比較

パターン	I	II
志向型	知識の蓄積	創造力開発
学校の場	操作 Teaching教育	Education啓育
	目的 教える	才能を引き出す
学生の場	操作 Learning学習	Study考究
	目的 覚える	掘り下げて考える
特徴	① 既成の枠内にいる	枠外に出て自由に考える
	② 物知りで模倣が上手	独創力が養える
	③ 問題の解き屋に終る	発明・発見をする

パターンIは Teaching-Learning Type (以下TL型という)で、現在の教育体制はまさにこのとおりであると考えられる。すなわち、現在の日本の教育は物知りをつくり、これを賞賛するものであり、これをM. トケイヤー氏は“米を食う辞書づくり”※4)ともいっている。そして、各段階のすべての入学試験は、どれだけ物知りであるかを計って選抜するものであるから、これは独創性のない者から順に選んでいることになる。悪口をいう者がいる始末である。

パターンIIは Education-Study Type (以下ES型という)で、欧米はすべてこの型であると考えてよい。ところで、アメリカの大学の授業状況をみると、日本のそれとそう違わないではないかという人もいられるであろうが、それについて

ては筆者はこう答えるであろう。

大学での授業を外から見ただけではそれほど違ってはいないだろう。しかし、幼稚園※5)から高校までに、彼らは study をすっかり身につけていると思う。これについての裏付けは長くなるから省略する。

以上に関連して欧米には次のような格言があることを聞いたので紹介しておこう。

「A student is a lamp to be lit,  
and not a bottle to be filled.」

このことは、こんなことにもたとえられよう。

ここに池がある。その池の水は他から流れ込んだ水なのか、あるいは湧き水なのか、それが問題なのだ。

ところで、TL型の日本の学校体制の中にあっても、人知れずこっそりとES型の努力をしている人もいるようである。このような人は学校での成績はそれ程よくなくても、実社会に出てから、大いに伸びているように思われる。このことは実業界ばかりではなく、学界にも存在することは興味あることである。

こういうわけであるから、今の日本で大切なことは学校制度に変更を加えるだけではなく、むしろ学校における訓練のやり方を teaching ばかりでなく education を加え、learning ばかりでなく study させることに重点を移すことであると信ずる。

さて、さきに §3 の冒頭に、日本は量産技術が大変うまくなったことを述べた。このことは、目的の品物を、品質よく、最も安く造るという例題を解いたことであってTL型日本教育の工業面に現われた効果の終点を意味すると考えられよう。これはこれで解けないよりはよいことに違いないが、これをよいことにして、世界の先進諸国の工業を圧迫するとなると、それこそ大変で、そのはね返りで、日本自体も衰退

してしまうかも知れない。また、このままでは後進国から追い打ちをくわされるかも知れない。繊維産業はこの例であろう。したがって、量産技術にだけ頼ることはこの辺でやめて、われわれは新規な製品を独創しなければならないことを、国を挙げて自覚すべき重大な時期にあると思うのである。

さて、本論に戻ろう。日本では learning の度合でできるとかできないとかいっているが、本当に重要なことはむしろ study する能力ではなからうか。これが独創に直接つながるものであるからである。しかし、不幸なことに study の能力を計るには問答 (dialogue) によるほかに有効な方法がないようである。(Oxford 大学や Cambridge 大学では十分な問答による入試を行っている由である。)

とにかく、“模倣から独創へ”の転換が要望される我が国において、これを可能にするものはTL型にES型を加えることであると堅く信ずるものである。日本と英国を比較すると図2のようになるのではなからうか。※6)

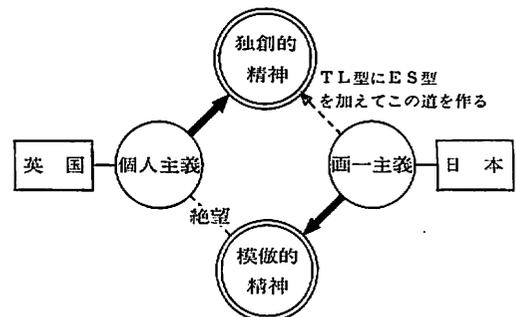


図2 日本と英国との比較

最後にM. トケイヤー氏のことば(「日本人は死んだ」p.135)を引用して本節の結びとしたい。

“もし教育制度が刺激的なものに改善されてくれば、日本人は潜在的能力をもっているのだから世界を動かす程の優秀な頭脳が数多く輩出

されることは疑いのないことなのである。”

“私の信念によれば、このような優秀な日本民族の間からは、必ずや、独創的なアイデアが生れてくるはずであるし、天才的発見や現在の自然科学をはるかに越えた知的世界における革命は必ずや、日本人によって達成されるものであると確信している。

このような業績が日本人の間において遂行されるとしたら、それは日本のみならず、全世界のすべての人類に対する偉大な貢献といわざるをえないのである。”

- ※4) このことばをすでに福沢諭吉もいっている。
- ※5) イギリスに留学している東京工大助手の肥後博士から“ロンドンで気がついたことだが、幼児のおもちゃが日本のと全く違って、考えながら遊ぶように工夫してある”由。日本では考えるおもちゃは売れないとのこと。
- ※6) なお、独創性開発に関心をもたれる方は拙著『工学と独創』共立出版発行をご覧ください。

## §6 大学の使命

今ここでこんな話を思い出した。それは大戦中に新聞に載っていたことで、アメリカの数学者が「地球上に日本という国が存在しようとしまいと、世界の数学は変らない」といっているとのことだった。その意味は、日本人が創り出した数学の分野は皆無であるということである。これを読んで大変残念に思った記憶がある。このことは大戦後はどうなっているのだろうか。日本人が創案した数学の分野が出来たのだろうか。

ここではたまたま数学を取り上げたが、学問の各専門分野でどれだけ日本人が作り出した new field があるのであろうか。依然として、日本人は各分野で類題を相手にして、研究をしていると称しているのだろうか。これが実は大問題である。

さて、独創力の源泉である大学の使命は何か。その主なるものを述べてみたい。

1) 大学は世の木鐸として、社会を先導すべき使命をもつものである。

さて、実際はどうなっているのであろうか。われわれの工学部において、時々、時代の進歩に即応して○○学科を要求しようなどという。これでは大学は実社会に引張られているわけでまさに本末転倒であるといわざるを得ない。

また、世の中が病気になったときは、これを治療するのが大学であろう。しかるに、近年のオイルショックのときはどうであったか。ひそかに筆者は経済学部の先生のお出ましを待望していたのに、何らの御託言がなかったのはまことにさびしかった。

大学は象牙の塔といわれるとおり、俗界の些事には無関係であるべきだという人がいるかも知れない。しかし、われわれは誰の作った食物を食べ、誰の作った衣類を着ているのか。そう考えただけでも、エリートである大学人は実社会と遊離すべきではなく、先導すべき責任と義務をもつべきものと考えよう。

2) 大学は新しい知識を創り出す処である。いや、大学人は新知識を創造するものであるというべきかも知れない。

さて、この点はどうか。どれだけ日本の学者は世界の学界に貢献しているであろうか。貢献度の第一は新しい分野を創造することであろう。これはまさに、

“我より古をなす”(宋史 礼志)

ということと思う。自分が新分野を拓いて元祖となることである。

もし、さきに述べたトランク哲学流またはその亜流の大学人がいるならば、即刻心を入れかえて、“我より古をなす学派”に変心されるよう切望するものである。そして、独創の喜びを

満喫することをおすすめしたい。

要するに、筆者は我が国の多くの大学からノベル賞級の碩学が多数輩出することを念願するものである。

3) 大学は次代を担う人物を鍛練するところである。講義、実験及び学術研究などを行うのはこのためであって、これらを通じて、教官の学識や見識が学生に伝わり、さらには魂が投入されるのである。これらのことが効果あるものであるためには、大学の教官は2)で述べたように少なくとも新知識を独創した経験をもつものでなければならない。単に教科書を用いたり文献を渉猟して総合報告的な講義をするのであっては、その教官独自の精神が伝わらない。次の古人のことばを意味されたい。

“もっぱら知識・学問を事とする文字法師は、鸚鵡のように人びとに対して説くことはできる。しかしながら、人の心というものがない。”(榮西禅師、興禅護国論より)

ここで“人の心”といっているのは我々の場合、“学問を創り出す精神”といったらよいであろう。また、

“見、師と等しきときは師の半徳を減ず。

見、師より過ぎて、まさに伝授するに堪えたり。”  
——瀧山禅師

これをわかり易くいうと次のようであろう。

“見解が師匠と同等ならば、師匠の半分の働きしかできない。更に、独創を加えてこそ、師匠の後を継げるというものだ。”

4) 大学は研究の結果を社会に還元する義務をもつ。ここに研究とは新知識の創造をもって最たるものとすべきであろう。研究結果の発表、発明の公開等が必要である。

以上が大学の使命の主たるものと思う。これらの使命を十分果たすために、Academic Freedom または Autonomy が公認されているわけである。

われわれは Academic Freedom を強く主張するとともに、大学の使命が完全に遂行されているかどうか、大いに反省しようではないか。

なお、独創的人間を輩出するためには、入口である入学試験をどうすべきか。このことは極めて重大な問題であるから、国家的見地に立って考えなければならないと思う。

おわりに：

以上述べたことを要約すると次のとおりである。

§1 では世界の国々の興亡を達観し、独創によって興り、その陳腐化によって亡んだことを述べた。

§2 では日本の将来は貿易に依らざるを得ないが、この場合相手国と常に共存共栄でなければならず、このためにも絶えず独創を続けねばならないこと、また発展途上国に対しては教育および技術援助を積極的に行うべきことを述べた。

§3 では日本の現状は残念ながら各方面とも独創性が極めて貧困であることを述べた。

§4 では独創の貧困の原因を考え、特に現行の型の教育が有害であることを述べた。なお、教育は teaching で education でないことを注意した。

§5 ではこれを是正するため、TL型にES型を強加することを提案した。このことが現在の日本に特に必要なことで、この提案を無視しては学校制度をいかに変

えても無駄であることを指摘した。

§6では大学の使命について反省し、特に大学人は新知識の創造こそその生命であることを力説した。

さて、ここで世の中の一番の困り者を考えてみたい。この頃よく知恵おくれの子供のことが話題になる。しかし、困り者はこういう子供よりは、知恵おくれの先生や知恵おくれの教授諸公、もっといけないのは筆者のような60代なかばで、本文のような世迷い言をくくだ述べる老人であろう。

どうも書けば書く程、頭の悪さをさらけだすばかり。この辺で世界人類と日本の平和と繁栄を祈りつつ筆をおこう。

お読み下さった諸賢のご高評、ご教示を切にお願いする次第である。

御清読多謝。

謝辞： 拙文の§1は、独創の見地から世界の主な国々の興亡を概観したものであるが、この部分は東京工大の矢島鈎次教授の教示によるもので、ここに深謝する。また、発表の機会を与えられた国立大学協会事務局に謝意を表すものである。

(筆者 副会長，東京工業大学長)

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会議事要録

日時 昭和52年5月13日(金) 14:00~17:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 岡本会長  
川上副会長  
白濁, 畑, 香月, 向坊, 豊田, 丸山, 若規, 井上(代:石井), 三谷, 中村(正), 円藤, 具島, 中村(末) 各理事  
広根(第3), 山岡(第4), 佐々木(第5)  
各常置委員会委員長  
宮沢監事  
(大学入試センター)  
加藤所長, 田保橋管理・事業部長

岡本会長主宰のもとに開会。

### 議事

#### I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

##### (1) 理事, 委員長の交代について

	前任者	新任者
理事	加藤陸奥雄 (東北大)	前田 四郎 (東北大)
第6常置委員長	飯島 宗一 (広島大)	太田 善麿 (東京学芸大)
教養課程特別 委員会委員長	飯島 宗一 (広島大)	武谷 健二 (九州大)
教員養成制度特 別委員会委員長	飯島 宗一 (広島大)	須田 勇 (神戸大)

なお, 加藤(前)学長は入試センター初代所長として就任され, 本日は挨拶のため出席されているのでご紹介する。

ついで, 加藤入試センター所長より国大協に

在任中の厚誼に対する謝辞と今後の協力を願いたい旨の挨拶があった。

##### (2) 特別会計制度協議会委員, 監事について

第6常置委員長の交代により, 太田学長(東京学芸大)は規定上当然に特別会計制度協議会委員になるが, そのほか同協議会委員としては, 向坊学長(東京大)が, さきに会長指名の委員に選任されているのでご報告する。

また, 太田学長はこれまで監事であったが, 常置委員長は監事を兼ねることが出来ないので, この際監事に1人欠員が生じるが, 他に宮沢学長(一橋大)が監事としておられるので, 6月総会まではこのままとすることにしたい。

##### (3) その他の会務報告について

###### 1) 国会関係について

国会関係については, 前回の理事会以後,

a) 去る4月14日には参議院文教委員会参考人として湊入試改善調査施設長がこれに出席した。

b) また, 去る4月22日には再度衆議院文教委員会入試問題小委員会からの要請があり, 加藤学長がこれに出席された。

このようにして大学入試センターの設置を含む国立学校設置法の改正は, 去る4月22日衆参両院の審議を経て国会を通過し5月2日付公布された。この際各大学のご協力に対し感謝申し上げる。

###### 2) その他入試改善関係について

前回の理事会の際附議された次の

a) 第二次試験のあり方アンケートの中間報告

b) 第二次募集方式

c) 公立大学協会からの共通第一次資料利用の申入れ, その他

等については, 去る4月26日付入試改善調査委員会から「各大学における第二次試験のあり方等に関する検討について」および「最近における共通第一次学力試験に関する検討経過について」をもって, 各国立大学長宛連絡したとおりである。

なお, 第二次試験に関する各大学アンケート回答の概況については, 去る4月27日その趣旨説明を加えて報道関係者に公表した。

ついで入試関係事項について, 入試センターの田保橋管理・事業部長より配付資料を基に, 次のとおり補足説明があった。

① 共通第一次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法(案)について

これは, 昨日(5月12日)の「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」(入試改善会議)においてまとめられたもので, 国大協の構想をそのまま認めて提示された試案である。この試案については各方面の意見をきくことにしているが, 殆どこのままのものとして6月末までに「大学入学者選抜実施要項」として発表されるものと思われる。

なお, この試案の素案を基に去る4月13日の理事会でご協議いただいたが, その際の素案と変わった主な点を述べると次のとおりである。

○ 第一次学力試験の出題教科・科目について, 外国語のところ「英語A」を新たに入れた。

ただし, これを選択解答できる者は, 高校において当該科目を履修した者に限られる。

○ 第二次募集については, あらかじめ定員の一部を留保する場合とそうでない場合の二通りがあることとした。

○ 二段階選抜については, これまで予備選抜といていたものをこのように名称を変更した。また, これの実施については, 「第二次の学力検査等を適切に実施することが困難であるため, 特に必要がある場合には」というように, 「特に必要がある場合には」という文言を付け加えた。

以上が前回お諮りした案と相違した主な点である。

② 公立大学入学試験科目(案)について

これは, 去る5月10日の公大協総会で提示された第二次試験の実施教科・科目のモデル案である。これによると理工科系, 医歯学系はいずれも3科目出題となっている。

なお, 公大協でも「第二次試験のあり方」について国大協と同様な調査を行ったが, それによると第二次試験を国立大学と同時期に行う大学は20大学となっている。

3) 大学入試センターの評議員候補者等の推せんについて

大学入試センターが活動を開始するために, 同センターの評議員を早速委嘱する必要があるため, 国大協に対し加藤所長から協議の申入れがあった。そこで, 当協会としては, 従来国大協と文部省との連絡協議にあたってきた国大協側の委員の方々(会長, 副会長, 第2・第6常置委員長等)を当面の窓口として審議した結果, 資料14のとおり協議したのでこれをご報告して追認をお願いしたい。なお, 運営協議員に

についても同時に資料14の2のとおり協議したのでご報告する。

ついで、これに関連して田保橋管理・事業部長より大学入試センター提出の次の諸資料について説明があった。

- ① 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（抜粋）および関連諸法令
- ② 大学入試センター評議員の会議に関する運営規程（案）
- ③ 大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規（案）
- ④ 大学入試センター運営協議員の会議に関する規程（案）
- ⑤ 大学入試センターの運営協議員候補者選考に関する内規（案）
- ⑥ 大学入試センターの評議員の候補者（案）
- ⑦ 大学入試センター専門委員の会議に関する規程（案）

以上でこの件が異議なく了承され、ついで科目別問題作成委員のことに関し、加藤所長より次のとおり説明があり、了承された。

入試センター内に設置される教科専門委員会科目別問題作成部会の構成については、評議員会が設定されるのを待っていたのでは、この秋の模擬テストならびに54年度の本番に向けての問題作成に間に合わないので、国大協の入試改善調査委員会を通じて、入試センターに送り込む各科目別の委員長および委員数名宛の推せんをしていただいた。

以上のようなことが過渡的なこととして進められているが、この専門委員会の実質的な作業をすぐ始めるためにはその委員のメンバーを揃えなければならないので、今回は過渡的な措置として入試センター所長と、国大協で決められ

ている科目別委員長との折衝でその他の委員の人選を進め、これを評議員会で追認して貰うことにしている。ただし、これは過渡期の処置であって、今後はこの教科専門委員会の委員の選考は入試センターの運営協議員会を経て評議員会に諮る事項となる。

なお、科目別の委員長はセンターの客員教授となるので、その氏名は公表されるが、その他の委員については公表されない。委員のメンバーが決まれば、各大学長宛承諾の依頼を出すことになる。

#### 4) 国大協宛要望書について

前回理事会以降提出された国大協宛要望書は資料4のとおりであり、各関係委員会に送付したのでご報告する。

以上が会務報告であったが、この報告のうち入試改善関係の事項について、次のような質疑が行われた。

- 共通第一次学力試験受験出願の際、入学志願者は第二志望まで申請できることになっているが、第二志望を書かせることになって混乱が起きるのではないか。
- これについては、資料14の1のVIに述べてあるので、それによりご理解いただきたい。
- この試案によると、「昭和54年度入学者選抜に関する実施要項については、52年のできるだけ早い時期に発表することが望ましい」となっているが、これは7月31日より遅れても構わないということであろうか。
- その点については、7月31日までに出すということには変りはない。ただ高校側、受験者側の方からは各大学の分を一括して発表してほしいという希望があり、これを1冊にまとめる場合には若干遅れるかもしれない。

- 試案の(9)「各大学における出願の受付」の項に、「特に必要がある場合は、先に申請した志望大学・学部等以外のものに変更することも差し支えないものとする」とあるが、「特に必要がある場合」というのはどのような意味か。
- できるだけ変更しないでほしいわけであるが、受験生は9月段階で受験の出願をするので、その後の12月における志望状況の公表や翌年1月の試験問題正解例の公表、科目別平均点等の公表等による自己判断の結果、当初の志望校を変更したいと考える場合も出てくる。ここに言われている「特に」ということの意味は一定していない。また、このことは高校側の要請でもある。
- これは共通入試実施と同時に国立大学の入試期が一本化され、従来のように一期校と二期校と2回受験することができなくなったことに対する配慮からの措置である。出願時の申請志望校をあまり変えられても困るが、ある程度の選択の自由度は与えなければならないと思われる。
- この志望校変更の問題については、これを将来取り除くこともあるとして「当分の間」というような字句を付け加えてはどうか。
- これについては、高校側のかかわりもあるので大学側だけでは決められない。入試センターで高校側の意見も聞いた上で処置することにした。
- 受験生は一つの大学しか受験できないわけであるが、二つの大学に出願したような場合にこれをチェックする機能があるのだろうか。
- これについては、センターにある成績カードが一回しか請求できない仕組みになっている

るので、ここでチェックできることになる。

入試関係事項について、概ね以上のような質疑が交わられて会務報告を終り、ついで協議に移った。

## II 協 議

### 1. 理事候補者について

会長より、各地区世話大学から各地区において互選された新理事候補者が資料5のとおり報告があったので、この名簿を6月の総会に提案してよろしいかお諮りする、と述べられ、異議なく承認された。

### 2. 常置委員会委員(教員)の選任について

このことについて、会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員(教員)については、去る2月23日の理事会において、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情がない限り、従来の取扱いどおり現任者を再任願うこととされ、その旨関係大学に照会したところ、了承の回答があったのでご報告する。また、現在欠員中の第4常置委員会委員については、関係の地区から資料6のとおり推せんがあり、昨日の選考役員会で了承を得たのでこの旨ご報告の上お諮りする。

ついで、事務局長より次のとおり補足説明があった。

国立大学の教員である常置委員会委員の選任については、国立大学協会規則集掲載の「国立大学協会会則第22条第2項第2号の委員選任要領」に規定されているのでご了承いただきたい。資料6の「常置委員会委員(教員)候補者名簿」のうち、旧委員の欄に氏名が記載されて

いる4人の方々は、比較的最近定年退官その他の事情で委員を退任された方であり、これに代る4人の新委員のうち、第4常置委員会委員百々和教授（神戸大）以外の3名については、前回までの理事会において既に承認を得ているので、本日の理事会で百々委員のご承認が得られたら、直ちに委嘱の手続きをとるのでご了承いただきたい。

以上の説明により、この件を異議なく承認した。

### 3. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

このことについて、会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者については、昨日の委員等選考役員会において資料8の選考方針に基づき選考の結果、資料9の案を得たのでお諮りする。

ついで事務局長より次のとおり補足説明があった。

国立大学の代表者（学長）を常置委員会の委員に選出する際の方法については、国立大学協会規則集掲載の「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」に規定されているのでご了承いただきたい。資料9の「常置委員会委員（代表者）候補者名簿案」は資料8に記されている「同選考方針」に基づいて作成したものである。各委員会への割り振りに当っては、選考方針の第1項の「各大学の希望」に特に重点を置いたが、各委員会の委員定数や大学種別、地区別配分等の関係もあり、若干は第1希望に添い得ない点もあった。しかし、殆どは第2希望までで処理できた。

なお、会長・副会長は常置委員会に所属しな

いが、今度の総会で役員改選も行われるので、会長・副会長、前会長の所属大学の希望を伺って一応この委員会の名簿の中に掲げておいた。

以上の説明により異議なくこの件を承認し、これを総会に附議することにした。

### 4. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

会長より、昭和51年度国立大学協会歳入歳出決算(案)についてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長より資料11に基づき次のとおり説明があった。

51年度追加予算については、前回の理事会で了承を得たが、この決算(案)にはその追加予算が含まれている。この決算(案)に示されている「予算現額」は当初予算と追加予算を加えたものであり、この予算現額と決算額を対置して流用増減および差引増減を示してある。歳入の差引増減は4,072,207円の収入増となっており、歳出の差引増減は7,437,388円の支出減となっており、その合計額11,509,595円は翌年度の繰越額である。

この繰越額が大幅に増えたのは、年度末に予定していた工事（防音設備）が手続きの関係等があつて予定どおり進まなかったためと、いま一つは、入試改善調査報告書の刊行を前年度の予算でやる予定であつたのが、入試センター発足等の関係でこれの発刊が遅れたためなどの理由によるものである。なお、この繰越金に関して一言つけ加えると、国大協の経費は、その年度の会費が入金するまでの2、3カ月間は、前年度の経費で賄うため、ある程度の繰越金が必要とされる事情にある。なお51年度末における当協会の財産は別紙の財産目録のとおりである。

以上の説明ののち、官沢監事より、会計監査の結果につき次のとおり報告があった。

去る4月25日に51年度決算（案）について監査を行ったが、その結果すべての処理は適切かつ正確であったので、ここでご報告する。なお、若干問題点と思われる点は、事務局長の説明にもあったように、年度はじめには収入源になる会費の納入がない状況で2、3カ月賄わなければならない点であって、これが対策を今後検討せねばならぬということである。その他退職給与引当金、予備費等の取扱い方についても検討の余地があると思われる。

ついで、会長より、この51年度決算（案）をご承認いただければ6月の総会にこれを提出して追認を得たいがよろしいかと諮られ、異議なくこれを承認した。

なお関連して、52年度各大会費額調の一部修正について、事務局長より次のような説明があり、了承された。

前々回の理事会において、52年度の各大学の会費額調べについてご承認を得たが、その中、東京教育大学の分については、同大学の文学部・理学部・体育学部の三学部は実質的には学生がこの3月に卒業して残っていないので、この3学部に対する割当額18万円は承認された額より当然に減額となるので、これの訂正をご了承いただきたい。

#### 5. 第60回総会の日程について

会長より、来る6月21日、22日開催の第60回総会日程を資料12のとおりとしてはいかがであろうかお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

#### 6. 大学設置審議会（大学設置分科会）委員の

#### 推せんについて

このことについて、会長より次のように述べられ、異議なく承認された。

かねて、当協会から推せんしている大学設置審議会（大学設置分科会）委員のうち、近く任期満了となる委員と、一橋大学小泉学長が逝去されたあとの委員の計2名の補充について、文部省から4月末日までに候補者（複数）を推せんされたい旨の依頼があったので、川上副会長とも協議し、3人の学長を推せんしたのでこの旨ご報告して追認をお願いする。

#### 7. 特別委員会委員の交代について

会長より、学長の交代による特別委員会委員の選任その他について、資料13についてお諮りすると述べられ、ついで、事務局長より、特別委員会の委員は理事会で選任することになっているが、委員に欠員を生じた場合で緊急に補充を必要とするときは当該委員会で先ず選任し、それを理事会で追認することも認められている旨の補足説明があり、異議なく承認された。

#### 8. 各委員会委員長報告と協議

##### (1) 第1常置委員会

丁子事務局長より、加藤（前）委員長退任のあと現在委員長欠員でもあり、とくに報告事項はない旨の報告があった。

##### (2) 第2常置委員会

若槻委員長より次のとおり報告があった。

ただ今、大学の履修課程に関するアンケートを各大学をお願いしてあるので、総会前に委員会を開いてこの結果について検討したいと考えている。

##### (3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

第3・第4常置委員会の合同のテーマとして学寮の問題を検討しているが、これについては、昨年各大学へアンケート調査をお願いし、いま、その結果について検討し、調査報告書を作成中である。今度の総会には中間的な報告を行う予定である。次に、当委員会の担当事項である学生の就職問題については前回以後とくに報告する事項はない。

#### (4) 第4常置委員会

山岡委員長より次のとおり報告があった。

学寮問題については、ただ今第3常置委員長より報告のあったとおりである。なお、たまたま私が第4常置委員長であるということで、文部省から2月7日～2月27日までの約3週間ヨーロッパ諸国の学寮の視察に派遣された。この外国の大学の厚生施設の視察には名古屋大・神戸大・広島大(元)の学生部長なども派遣され、それらの視察者の報告座談会が文部省学生課の主催で去る3月19日に開かれた。この時の模様については近く出版される「厚生補導」に掲載されるのでご覧いただきたい。

次に、昨年度発足をみた「正課中における学生の災害事故の補償制度」の問題であるが、これについては、この事業を主管している学徒援護会より、順調な実施状況であるという報告があり、各大学のご協力により健全な運びとなっている。なお、この補償制度を有効なものにするためには、新入生だけでなく、3回・4回生にもPRをして加入をすすめる必要があると思う。ヨーロッパのケースについていうと、西ドイツでは半年間に1万円納め、これによって正課外の災害事故も含めた完全な保険制度を確立している。

次に学生の厚生に関する要望書(共同利用研修施設、奨学資金、保健センターの問題等)に

ついては例年どおり提出したいと考えているのでよろしく願いたい。

#### (5) 第5常置委員会

佐々木委員長より次のとおり報告があった。

学長の国際交流については資料3の18頁に前回(4月13日)の理事会に報告したことが記録されているが、そこに書かれているように、本年はマレーシアの国立5大学の学長を10月に招待するという予定である。ただし、マレーシアの学長は殆どが名譽職で、日本の学長にあたるものが向うでは副学長であるので、学長の国際交流ということではあるが、マレーシアについてはこのような事情で副学長を招待することになるかもしれない。これについては文部省の方で現在連絡をとっているので、6月の総会の時点ではその結果の報告ができるのではないかと思っている。

#### (6) 第6常置委員会

太田委員長欠席のため、代って畑理事より次のとおり説明があった。

第6常置委員会は、大学財政・給与問題・定員問題の三つの小委員会があって、その中、給与問題と定員問題の二つの合同小委員会を去る4月30日に開いた。その席には、文部省より官房長、人事課長等の出席もあって、定員問題や教官の待遇問題、特に助手の待遇改善等についてディスカッションをした。大学財政の問題については、昨年来検討を重ね、報告書のとりまとめを進めているが、作業の主査役である大石委員がたまたま在外研究員として海外出張されることになり、資料を持参して渡航先でその整理に当るといふ成行きとなった。このような事情であるので、この6月総会には中間的な経過報告にとどめ、秋の総会には報告書が提出できる見込みである。給与問題については、例年の

ように「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を提出するというので、来週の第6常置でこれの詰めをしたいと考えている。この教官等の待遇改善の問題については、とくに助手の待遇改善が遅れているので、この問題の解決を図る要があり、それには基礎資料が必要ということで、助手の実態に関する調査を行うことを考えている。この調査は、助手の任用についての機関調査と、助手の職務の実態についての個人調査の二種類を考えているが、後者の方は詳細に亙る調査であるため、全大学を対象とすることをさけ、抽出調査にすることで検討中である。

定員問題小委員会では資料16の「第4次定員削減と国立大学の実態」という報告書を作成した。この報告書の内容は、国立大学の中で典型的と思われる数個の大学を例に挙げて、第4次定削がいかに事務機能を圧迫しているかの実例を示したものである。また、それとともに国立大学の事務は中央官庁と違って非常に複雑であり、特に会計事務においては繁雑を極めているというような特殊性が述べられている。なお、この資料の取扱いについては、国大協ないしは第6常置の「内部資料」としておき、行政管理庁ならびに人事院等との話合いの際の基礎資料として活用したい考えである。

ついで丁子事務局長より次のような補足説明があった。

この資料16が作成された経緯について若干補足したい。飯島（前）委員長よりさきに理事会に報告があったように、第4次定削の方針は既に決定されたが、国大協としては国立学校の定員問題についてはさらに根本的な見直しが必要であるということで、文部大臣ならびに行政管理庁長官に対し要望書を提出している（51.8.

19）。しかし、これを促進するためには国大協としても定員問題に関し一定の見解を持つ必要があるということで、昨年11月に第6常置に定員問題小委員会が設けられ種々検討が行われてきた。その過程で国立学校職員の実情についても調査しておくべきであるということになり、横浜国大・東京医科歯科大・北海道大・群馬大・広島大等の諸大学から詳細な資料をいただき、それを基にしてまとめられたのがこの資料である。去る4月30日に開かれた第6常置の給与問題小委員会と定員問題小委員会の合同会議には、文部省から官房長以下関係官にも出席してもらい、この資料について非公式に説明が行われた。なお昨日、飯島（前）学長が退官挨拶かたがた行管に行かれた際、これを非公式のものとして参考に供されたいということで手渡しされている。

次に、助手の待遇改善に関して行うことになった助手の実態調査は、助手の任用に関し全大学について行う機関調査と、助手の職務の実態に関し個々のものについて行う個人調査の二種類があるが、後者については、これを全大学に依頼するのは困難な点があるので、この調査の趣旨を十分理解している第6常置委員会の委員の所属する大学についてのみ行ってはどうであろうかという考えである。これについては来る19日の第6常置委員会で決定したのち、それぞれの手続きをとるという方針である。

以上の報告について、次のような質疑があった。

- 新設医科歯科大学等の定員を総定員法の枠外に出すということは決定されたのか。
- これについては、48年以降の新設大学の職員の定員は当分の間総定員法の枠外に出すと

いう国立学校設置法の改正案が、今国会で5月2日に成立した。

- 国立大学の事務の処理については、定員の増員が望めなければ今後は事務法規の簡素化など可能性のある合理化ということについて特段の工夫をする必要がある。
- 定員問題については、第6常置委員会として要望書を出す予定はないのであろうか。
- 現在は考えられていないが、来る19日の第6常置委員会でこの件について諮ってはどうか。
- 第4次定割のとき行官と折衝した結果、48年度以降新設の大学の定員を枠外にしたというような効果もあったのであるから、今後も積極的な働きかけをしておくべきではなからうか。
- 行管との話し合いでは総定員法を根本的に見直そうというところまで合意されているのであるが、それでは果してどのように見直すのかというこちらの態度がまだ決まっていないために、現在その準備として資料を集めている段階である。

#### (7) 教養課程に関する特別委員会

武谷委員長欠席のため、代って丁子事務局長より次のとおり報告があった。

教養課程に関する特別委員会については、これまで2、3回会議を開き、岩手大・広島大等最近に教養課程改組をされた大学の実情報告を伺い、今後の問題点を見出して作業を進めていく方針である。なお、来る6月20日の委員会には文部省の関係官にも出席してもらい、文部省の教養課程に対する考え方等を中心に意見交換をする予定である。

## 理事会議事要録

日時 昭和52年6月21日(火) 12:00~13:00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 岡本会長

川上副会長

今村、白淵、前田、畑、岡本(舜)、香月、向坊、北村、石塚、林、佐野、若槻、須田、小坂、山田、芦田、武谷、池田、蟹江各理事

広根(第3)、山岡(第4)、佐々木(第5)各常置委員長

本日午前の総会において選任された新理事による理事会を、岡本会長司会のもとに開会。

まず議長互選の協議に入り、川上副会長ならびに岡本会長を議長に選任のうえ議事に入った。

### 議事

#### 1. 会長・副会長の互選について

初めに川上議長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として会長・副会長の互選をお願いする。本日の理事会は構成員の総数の過半数が出席されているので成立している。なお、前例により、新任者の交代は、この総会関係の行事が終了した時点からとなるのでお含みおき願いたい。

ついで、選出方法について協議の結果、投票によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長をお願いすることにした。

##### (1) 会長の互選について

出席理事21名により単記無記名投票(大学名を記載する)を行い、投票数21票、開票の結果、向坊理事(東京大学)が得票過半数をもって会長に選任された。

##### (2) 副会長の互選について

岡本議長より次のことが述べられた。

副会長1名は旧帝大、1名はその他の大学からという慣例があるが、この慣例に従うことにするかどうか。また、選出方法を投票によるか、旧帝大とその他の大学の2名連記によるか、あるいは1名毎に行うかにつきお諮りする。

これについて協議の結果、いずれも従前の例によることになり、旧帝大とその他の大学に分け単記無記名により投票が行われ、投票数いずれも21票、開票の結果、岡本理事（京都大学）、川上理事（東京工業大学）の両理事が得票多数をもって副会長に選任された。

このあと新会長・副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

## 2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長・副会長の決定に伴い、本日午後選出が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、異動の必要がないことが確かめられたので、前回（5月13日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することにした。（なお、この確認は、会長・副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長・副会長が委員と重複していないかを確認するための措置である）

## 3. 監事候補者の選考について

任期満了に伴い、今回の総会において改選される監事（定員2名）の候補者として4名を選出することにし、一橋大学、筑波大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学の4学長が推せんされ、明日（総会第2日）午前中に開かれる各常置委員会における新委員長の決定を俟って、この4名の候補者の中から総会で選任が行われる

ことになった。（常置委員会委員長は監事を兼ねることが出来ない関係上、監事定員2名に対し一応候補者4名を挙げ、委員長決定の結果をみて候補の順位に従って2名を選ぶものである。）

## 4. その他

### (1) 要望書の総会提出について

次のとおり要望書の総会提出が了承された。

#### ○第3常置委員会

学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

#### ○第4常置委員会

大学保健管理施設の増設・充実についての要望書

国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書

大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

#### ○第6常置委員会

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

### (2) 国立大学協会の会費について

事務局長から次のとおり述べられた。

国大協の会費の決定は、理事会の了承を得て総会にお諮りすることになるが、その前に、まず、事務局長連絡会議の中に置かれている幹事会の審議と了承を経て原案を作成するという事前の手続きをふまなければならないことになっているので、ご理解をお願いする。

## 委員等選考役員会議事要録

日時 昭和52年5月12日（木） 13:30～14:30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 岡本会長  
川上副会長  
向坊理事

岡本会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、次のとおり挨拶があった。

本日は去る2月23日開催された理事会の申合せにより設置された委員等選考役員会を開いて

- (1) 常置委員会委員（教員）候補者の選考
- (2) 常置委員会委員（代表者）候補者の選考

以上2件について審議したいのでよろしくお願ひしたい。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明があり、議事に入った。

## 議 事

### 1. 常置委員会委員（教員）候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（教員）については、去る2月23日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情がない限り従来の取扱いどおり現任者を再任願うこととされ、その旨関係各大学に照会中のところ全員了承の旨回答があったので報告する。

なお、現在欠員中の第4常置委員会教員委員としては、近畿地区から資料3のとおり推せんがあったのでお諮りする。

ついで事務局長より次のとおり説明があった。

常置委員会の教員委員については、定年退官その他の事情により比較的最近4名の辞任者があったので、各地区より後任候補者の推せんを願った結果、資料3のとおり推せんがあった。この中、第4常置委員会教員委員の百々と教授（神戸大）以外の3名については、既に理事会の承認を得ているので、明日の理事会には第4常置委員会教員委員後任候補者の推せんについ

て諮ることになる。

### 2. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

このことについて、会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者については、去る2月23日の理事会後、各大学長に照会して3月31日までにその所属する常置委員会の希望を、第1順位から第3順位まで提出願った。その希望順位と大学の種別、地区ならびに教員委員との関係等を考慮して、各常置委員会の委員を選考することになっているので、別紙選考方針（資料6）および委員候補者名簿（資料7）についてご審議願ひたい。

ついで事務局長より次のとおり説明があった。

常置委員会委員（代表者）候補者の選考にあたっては、国立大学協会規則集に掲載されている「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」に従って、各大学から所属したい委員会についての希望を徴した。その結果を一覧表にしたものが資料4「常置委員会委員（代表者）候補者希望調」である。資料5はこの希望状況と各常置委員会の定数との関係をみたものである。そして、ここに示されている希望順位を基にして、資料6の「選考方針」に則り調整しながら割りふってみたのが、資料7の「委員候補者名簿案」である。なお、これの地区別配置を示したのが資料8の「委員地区別配置表」である。

各大学からの所属常置委員会の希望には片寄りがあったが、上述の「選考方針」に基づき、各大学の希望、大学種別、地区別、教員委員との関係等の諸条件を勘案して一応このような原

案を試作した。その結果は、85大学（会長、副会長、前会長の所属大学を除いた大学数）の第1希望を尊重しながら幾分第2希望になったところもあるが、殆どは希望どおりに配置することができた。ただ、東北と北海道地区を別々に一枚ずつ各常置委員会に配置するというところのかかわりで、大分大学だけが第3希望になったが、これについては大分大学に連絡をとり了解を得てある。

概ね以上のような経過でこの原案がまとめられたので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上の説明ののち、この原案について協議した結果、格別の異議もなく原案どおり了承された。

ついで、事務局長よりこの役員会の経緯について、次のような説明があった。

常置委員会委員（教員）候補者の選考、常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、以前は理事会で行っていたのであるが、それでは時間がかかり容易にまとまらないので、委員等選考役員会（会長、副会長、在京理事の構成）が設けられて審議することになり、ここでまとめた原案を理事会で審議するという形を取るようになったものである。

このあと会長より、次のとおり述べられた。

本日の常置委員会委員候補者の選考についての2つの議題について了承が得られたので、(1)の教員委員候補者については明13日の理事会に附議して決定し、また(2)の代表者委員候補者については理事会の了承を得た上、6月の総会に附議することにしたので、お含み願いたい。

## 第60回総会議事要録（第1日）

日時 昭和52年6月21日（火） 10:00~17:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から開会の挨拶があった。

### (1) 代理出席について

会長から、本日は東京医科歯科大学から勝木学長に代り中谷学生部長が、大阪教育大学からは高橋学長に代り山本図書館長が、鹿児島大学からは蟹江学長に代り柿本水産学部長がそれぞれ代理出席された旨の披露があった。

### (2) 会議資料について

事務局から今回総会の配付資料について説明があった。

### (3) 日程について

会長から、今回総会の日程については去る5月13日開催の理事会において協議した結果、別紙（資料3）により運営することになった旨の説明があり、了承された。

## I 会務報告

会長から以下の事項についてそれぞれ次のとおり報告があった。

### 1. 前総会以後における学長の交代について

会長から前回総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
東北大学	加藤陸奥雄	前田 二郎
東京大学	林 健太郎	向坊 隆
一橋大学	小泉 明	宮沢 健一 (事務取扱)
福井大学	清水 英夫	五十嵐直雄
岐阜大学	林 金雄	館 正知
静岡大学	桜場 周吉	丸山 健
愛知教育大学	井上 友治	山田 作男 (事務取扱)

京都教育大学	小江 慶雄	林 保
大阪外国語大学	牧 祥三	伊地智善継
神戸商船大学	平 勇登	後藤 清市
奈良女子大学	曾沢 太吉	川村 徹
島根大学	安達 一明	三谷 健次
広島大学	飯島 宗一	竹山 晴夫

## 2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における各常置委員会、特別委員会の委員長の交代について、次のとおり報告があった。

委員会名	前任者	新任者
第6常置委員会	飯島 宗一 (広島大)	太田 善麿 (東京学芸大)
教養課程に関する特別委員会	"	武谷 健二 (九州大)
教員養成制度特別委員会	"	須田 勇 (神戸大)

## 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

会長からそれぞれ次のとおり報告があった。

### (1) 入試改善について

#### 1) 第二次試験のあり方について

前総会において共通第一次試験の実施について当協会としての意見の集約が行われたが、その際第二次試験のあり方について各大学が検討した一応の結果を当協会が連絡調査して各大学の参考資料とすることに決議されたので、去る12月3日付で入試改善調査委員会から各大学に対し調査を依頼した。

これに対し各大学から、3月末日までの検討状況について報告があったので、これを集計し、中間報告として去る4月13日開催の理事会に報告し、整理のうえ去る4月26日付で各大学に連絡して、今後の検討の資料とされるよう通知した。

なお、理事会に諮り、その概要については同

時に報道関係者にこれを公表した。

#### 2) その他共通第一次試験に関する検討経過について

前総会以降、入試改善に関する各専門委員会、入試改善調査委員会、理事会、文部省との連絡協議会等において検討してきた共通第一次の実施時期、第二次募集方式、公立大学協会の共通第一次試験資料利用の申入れその他実施に関する各般の問題について、その検討経過については、同じく4月26日付で入試改善調査委員長から各国立大学長宛報告したとおりである。また、公立大学協会に対しても資料12のとおり去る5月20日付で回答した。なお、前述の各大学長宛の報告書にも述べてあるとおり、大学入試センター設置に関する国立学校設置法等の改正法律案が衆議院ならびに参議院の慎重な審議を経て去る4月22日国会を通過した。

#### 3) 大学入試センターの正式発足とその人事について

去る5月2日付法律第29号をもって改正法律が公布されたのに伴い、大学入試センターは同日付で正式発足し、初代所長に加藤(前)東北大学長が発令された。ついで同センターの評議員ならびに運営協議員が取り急が選任された。これ等一連の人事については事前に国立大学協会に対して協議があったので、それらの選考の基準について理事会で協議し、具体的な人事については、その基準に従って従来文部省と当協会の連絡協議に当たってきた人々が窓口となり協議し、大学入試センターに推薦の手続きをとった。

このようにして、当協会が長く調査検討を続けてきた入試改善の機構ならびに態勢は一応軌道に乗った形になった。これまでの各大学の協力に対し深くお礼申し上げるものであるが、し

かしなお、実施に当っては多くの問題点も残されているので、当協会としてはこれ等の実施機関と一体となって十分な検討を行い、社会の要請に応えたい。

4) 入試改善関係特別委員会の廃止について  
従来、入試改善に当たってきた当協会の入試期特別委員会と入試調査特別委員会（入試改善調査委員会）は、大学入試センターの発足により一応その目的を果したことになるので、予め理事会に諮り去る6月10日限りこれを廃止し、今後の関係事務の引継・連絡等は第2常置委員会がこれを担当することにした。

#### 5) その他

なお、このたびの国立学校設置法等改正法律では、以上の入試改善のための措置と各大学の学部の新設改組等のほかに、国立学校教職員定員の一部を総定員法の枠外に置くことの措置が認められた。この措置は、時代の進展に即して高等教育の計画的整備拡充をはかることに伴う新規定員需要に応ずるための緊急の措置であるが、これによって本年度の既設大学・学部の整備充実が比較的円満に行われることになった。関係者の大きな努力に対して感謝の意を表したい。

## (2) 要望書の提出等について

### 1) 共通第一次試験実施に関する要望書について

前総会において決議された文部大臣への要望書は、去る11月18日の総会終了後、林会長、川上副会長とともに永井文部大臣を訪ねて要望した。また、海部文部大臣に対しても、去る1月10日、林会長、川上副会長その他特別会計制度協議会委員の学長とともに会見してこのことを要請した。

### 2) 大学院問題懇談会に対する申入れについて

第1常置委員会において検討してきた大学院問題懇談会に対する第2回目の申入れは、理事会に諮ったうえ去る2月23日付第1常置委員会委員長名をもって懇談会座長宛に提出した。

### 3) 「大学教官等の発明に係る特許等の取扱い（中間報告）について」に対する意見について

これについても、各大学の意見に基づき、第6常置委員会において検討のうえ理事会に協議し、去る3月9日付第6常置委員会委員長名をもって文部省に送付した。

### 4) 昭和52年度予算について

昭和52年度予算については、去る1月10日第30回特別会計制度協議会を開催し、文部省から昭和52年度概算要求に関する大蔵省とのこれまでの折衝の経過の説明があり、これを中心に相互に意見交換を行った。

その後大蔵省原案の内示、復活折衝等が行われ、同月20日の閣議において52年度予算の政府案が決定された。その際、入学金・検定料の一部が引上げられたが、この学費の問題については、当時、事務局長から事務連絡をもって各大学に経過をお知らせしたとおりである。なお、去る2月2日第31回特別会計制度協議会が開催され、決定された昭和52年度予算案について文部省から報告があり、関連する諸問題等について協議した。

また、去る5月20日には第32回特別会計制度協議会が開催され、文部省から昭和53年度予算編成方針案の説明を聞き、これについて種々意見交換を行った。

### (3) 卒業予定者のための就職事務の申合せについて

昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学団体の申合せについては、昨秋以来数回にわたり大学団体の懇談会あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、昭和51年度の実情や企業側の採用計画の関係等から、結論としては52年度においても51年度と同様に10月—11月の線で実施することになった。これについては、先般各国立大学長宛連絡し、趣旨の徹底について配慮方願したい旨の依頼をした。

#### (4) 文部大臣との懇談について

大学入試改善その他大学の当面する諸問題について、去る6月2日岡本会長、川上副会長、向坊・若槻・佐々木・太田各大学長および加藤大学入試センター所長等が海部文部大臣ほか文部省幹部と懇談した。

#### (5) 日教組その他との会見について

去る3月12日、日教組大学部会からの申入れにより、教職員の待遇改善ならびに定員問題等について、また去る4月20日、同じく日教組より、共通第一次試験ならびに第二次試験の実施について要望書が持参され、さらに去る6月14日には、同じく同大学部会より第60回総会宛に別紙要望書の趣旨について会見を申入れてきたので、第6常置委員長その他関係者が会見を行った。

なお、そのほか去る2月15日および5月21日には全院協ほか大学関係6団体が要望書を持参し会見を求めてきたので、関係委員長に会見を煩わし、その他事務局において会見し説明を聴取した。

以上のほか、その他の事項については資料6の事業報告書を参照願いたい。

## II 協議事項

### 1. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長から、「昭和51年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料7)について説明があったのち、会長から、本案は理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には従来の慣行により事後承認をお願いすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨が述べられ、異議なく追認された。

### 2. 昭和51年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長から「昭和51年度国立大学協会歳入歳出決算(案)」(資料8)について説明があったのち、宮沢監事から、適正に決算されていた旨監査の結果について報告があり、異議なく承認された。

### 3. 昭和52年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「昭和52年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料9)について説明があったのち、会長から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ており、総会には従来の慣行により6月総会の際お諮りすることに理事会で承認されている旨の説明があり、異議なく追認された。

### 4. 理事の選任について

会長から、このたびの総会では理事の改選を行うことになっているが、先般来各地区で互選願った理事候補者は別紙(資料17)のとおりであるので、これについて選任願いたい旨が諮ら

れ、異議なく承認された。

## 5. 各委員会の委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長より大略次のとおり報告があった。

### (1) 第1常置委員会（北村委員）

加藤委員長退任後まだ委員長が決まっていないため、北村委員より次のとおり報告があった。

第1常置委員会では、大学院問題について検討し、大学院問題懇談会に対して二つの要望書を提出した。その一つは、昨年11月提出したもので、主として修士課程の充実に関するものである。もう一つは、本年2月に提出したもので、博士課程の新設および整備充実に関するものである。このことについては、会報76号129頁に掲載されているのでご参照いただきたい。

文部省は、国立大学の各分野に修士課程の設置を認める方針をとっており、教育系大学・学部の修士課程設置についても前向きの姿勢であるが、博士課程についてはかなり慎重で必ずしも前向きではない。大学院問題懇談会は、その中間報告を本年3月末までに出す予定であったが、まだ出されていない。国大協からは博士課程の設置促進のために連合大学院、総合大学院についてもこれを設置するよう要望しているが、現段階では連合大学院方式は関東地区の農林水産系関係で話が進んでいて、そのための調査費がついた程度である。総合大学院については、文部省は多少興味を示してきたようである。連合大学院の運営方法と総合大学院の運営方法とを比較すると、総合大学院の方が比較的運営しやすいように思われるが、いずれにしても博士課程についてはあまり進捗していない。

国大協としては今後強くプッシュしなければこの問題は進まないという状況である。

次に昨年11月、文部省から第1常置の方へ放送大学についての説明があった。これは当面は東京を中心として神奈川、千葉、埼玉を含む関東一円で放送大学を作りたいという構想である。そうして、将来この放送大学を全国的に展開させていきたいとのことで、まず最初に関東から始めたいので、その際には国立の大学に協力をお願いしたいとのことであった。

### (2) 第2常置委員会（若槻委員長）

第2常置委員会では、大学・学部の履修課程の弾力化ということを中心に検討し、さしあたり二つの提案について各大学にアンケート調査を行った。第一の提案は、他大学卒業生ないし大学中退者（2年以上在学した者）が学士入学ではなく大学の第一学年に再入学する場合、入学した学生について以前に他大学で修得した単位を、30単位をこえない限度で当該大学において修得したものと認定することができるとするものである。アンケートでは、この提案に関して幾つかの設問をして意見を求めるとともに自由意見を書いて貰ったが、まだ回答が全部出揃っていないので、とりあえず中間報告としてまとめ、去る6月13日開催の委員会でその結果を検討した。この中間報告の資料は明日配付するが、その概要を報告すると次のとおりである。

他大学卒業生で1学年に入学してきた学生に既修科目の単位認定をすることについては、圧倒的に多数の大学がこれを考慮することが適当との意見であった。その理由は、同じ科目を二度履修するのは適当でなく、その時間を他の選択科目や専門科目の履修に当てる方が本人にとっても大学にとっても望ましいということであ

る。なお、この問題については、このアンケート結果を各大学に配布したうえで、さらに細かく各大学の各学部別のご意見を求めることにしたい。前回は大学一本の意見にまとめた大学と学部単位に意見を提出された大学もあるので、この点もう一度アンケートをやり直すことにしたい。またその際には、現在このような再入学の学生がどのくらいいるかの実態調査も併せて行いたいと考えている。なお、この30単位の認定科目の内容については、大部分の大学で一般教育、保健体育、外国語が適当であろうとのことであった。また、この単位認定を修業年限の短縮に結びつけることについては、修業年限短縮はしないが21%、年限短縮してよいが34%、決めたいが32%、となっており、修業年限短縮の賛成意見が相当あるので、その点についても改めて意見をきくこととしたい。

第二のアンケートは「優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について」である。これは4年制大学の3年次終了の時に大学卒業と同等以上の能力があると認められた学生に大学院入試の受験資格を与える措置を考慮してはどうかとの提案である。これについては、全学的にこのような要望があると答えたものが2%、部分的にこのような要望があるが32%、全く無しが54%となっており、反対の意見が賛成の意見よりもはるかに多い。なお、この提案に賛成のところは主に理学部の数学、物理、工学研究科、芸大の音楽科などであった。

前述のように、この提案に対しては過半数の大学がこれを要望していないが、その理由の一つに「4年次における実験実習、卒業研究ないし卒業論文作成なしに大学院受験は望ましくない」とするものがあり、この大学院教育の早期開始については、その専攻により事情が異なる

と思われるので、この問題については更に専攻ごとに調べる必要があると考えている。この提案に対する意見の全般的な印象としては、専攻の学問によってはこの提案の必要性があるうが、これを普遍化することは時期尚早である。しかし、現行制度の改正を含めて、優秀学生処遇の可能性の途を検討することは望ましい、ということである。

次に、会務報告の際に報告されたように、大学入試センターの発足に伴って入試調査特別委員会（入試改善調査委員会）が廃止され、入試に関する諸問題は第2常置委員会で担当するというようになった。大学入試センターが発足したので、これまで入試調査特別委員会で審議されてきた共通第一次試験に関する実務的なことはそちらに移るが、入試センターは国大協の提案に基づき設立された全国国立大学の共同利用機関であるので、入試センターに対する注文、入試センターからの連絡等は第2常置委員会が窓口としてその機能を果たすことになった。

共通第一次試験の実施に伴う各大学の第二次試験のあり方に関し、前総会の議に基づき昨年暮、入試改善調査委員会が各大学に対し調査を行い、これを中間報告としてまとめて本年4月末に各大学に検討資料として送付したが、近く文部省から昭和54年度の国立大学入学者選抜実施要項が発表され、それに基づいて各大学は本年7月末までに入学者選抜に関する基本的事項を発表することになる。それで、前回の中間報告との関連もあり、この各大学の入学者選抜に関する基本的事項を国大協としてとりまとめて各大学の参考に供したいと考えている。この計画は大学入試センターと共同で行うことになっているが、資料の提出方をよろしくお願いしたい。

### (3) 第3常置委員会(広根委員長)

#### 1) 学寮について

第3常置委員会として最も重要なテーマは学寮の問題である。この問題については第4常置委員会と合同で検討を進めてきた。この問題は、一昨年の春と秋の総会での提言を受けて検討を始めたものであるが、学寮問題については既に昭和46年にも調査研究を行った。この時にはその報告書に対し種々議論があったが、今回は主として学生の修学上の居住条件を整えていく必要があるとの観点から、①現在学寮はどうなっているか。②今後学寮はどうあるべきか、という点から学寮問題を取りあげることにした。それで昨年、各大学に対し学寮に関する意見調査と実態調査を行ったが、その結果については後ほど説明することとし、まず今後の学寮のあるべき姿から先に説明したい。

一昨年の総会での議論の中で、学寮問題は難しい問題であるが、それを打開して学寮に関する統一見解を確立すべきではないかの意見が述べられ、その方向に沿って検討が進められた。学寮に関する基本的問題として、①国立大学の寮は国の財産であるから、国有財産法等の法規を遵守することを原則としなければならない。②学生の私生活費は個人負担を建前としなければならない、という二点は統一見解として自明の理である。しかし、学寮には各大学の伝統、慣行、立地条件等の特殊事情があり、それを無視できないので、統一見解を出すのは難しい面がある。委員会では以上の点を踏まえて議論したが、その結果、この辺で学寮というものについて大学側、学生側あるいは社会も従来の学寮の考え方のイメージチェンジをする必要があるのではないか、との見解を持つに至った。

学寮が必要であることは種々の観点から各大学とも認めているが、現在の学寮の利用実態は新学期の在寮生の多い時期でも利用率は71%であり、この現象は学生が増加していることを考えると、納得しがたい点がある。このように学寮の利用率が低いことの原因は、学生側からみると、①戦後から現在にかけての生活様式の変化、②一部のセクト関係の学生が寮を占有するという事態が考えられる。特に終戦直後は、経済的困難、住宅難であったので、戦後大学側とった学寮に対する態度は、旧い公共施設等を利用して困窮学生の生活援護をするという色彩が強かった。大学も学生も社会もこのように考えていた。それがその後の経済復興による生活水準の向上に伴い、次第に学生の意識も変ってきた。しかし、寮に対しては、学生側はなお依然として生活援護的なものと考えている。そこに学寮に対するイメージのずれがある。

そこで、学寮の未来像から考えると学寮に対するイメージチェンジを強く図っていく必要がある。これからの学寮を考えていくうえで、この点を考慮すべきではないか。この辺の問題については、昭和37年の学徒厚生審議会の答申にすでにそのことが表明されている。そこでは、学生の市民としての側面を強調し、学寮を生活援護という観点から安価な下宿を提供するものと考えず、快適な居住環境を提供するものとして捉えている。この快適ということの中身については更に立入った論議をする必要があると思うが、学寮の基本的方向としては以上のように考えるので、ご意見があれば伺いたい。

次に私生活費の個人負担の基本原則を強調するわけであるが、全ての学生の家庭が豊かとはいえない。従って、そのような学生に対しては学寮利用による経済的援助の処置ではなく、現

行の育英奨学制度を拡充していく方向で解決を求めべきであり、そのような観点から寮費や炊夫の問題を解決していくことが今後の寮のありべき姿であると考えられる。

ついでこの結論に至った背景には昨年実施したアンケートが関連をもっているとしてそのアンケートの結果の概要について報告が行われた。

## 2) 就職問題について

大学卒業予定者の就職に際し、特定の学校以外の学校の学生の会社訪問や応募等を受け付けないといういわゆる排他的指定校制の問題が世上の論議をよんでおり、去る6月3日の就職問題懇談会でこの指定校制の是正の問題が議題に上がった。当日の協議は、この指定校制是正のための具体的方策の一つとして次のような方式で具体的にその実態を把握し、その是正方について指導を行う、ことに関するものであった。

- ① 各大学団体は、加盟校に対し、指定校制を採る企業の具体例を把握しこれを報告するよう依頼する。
- ② 大学団体は、上記報告をとりまとめて文部省に連絡する。
- ③ 文部省は、大学団体からの連絡に基づき、指定校制を採る企業名等を労働省に連絡する。
- ④ 労働省は、文部省からの連絡を参考にして経済団体、業種別団体を通じてその実態を把握の上、必要な企業に対し是正指導を行う。

以上の案について協議が行われ、各大学団体ともその趣旨に賛意を表したが、今後労働省ならびに企業側との折衝を経て具体化されることになる。

なお、その他就職問題について、就職の際に

出される企業側の求人票、学生側の身上書等、求人求職関係諸証券様式統一のことが協議された。これは、就職の際における差別解消のため就職に関する書類の内容から本人の資質や能力に関係のない差別に関わる事項を削除するため、その様式の統一を図ろうとするものである。これについては大学側の意思統一とともに企業側の理解協力も必要なので、今後さらに検討を進めていかなければならない。

## 3) 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書について

学生部関係職員の待遇改善に関して、資料26のとおり要望したいのでよろしく協議をお願いしたい。(承認)

(正午から午後1時まで休憩)

この間、第2特別会議室において、新理事会を開催、午後1時から総会開催。

## 6. 役員等の選任について

### (1) 会長、副会長の選任について

会長から、本日昼食時に行われた理事会において会長、副会長の互選が行われた結果、次のとおり選出された旨報告があり、新会長、副会長よりそれぞれ挨拶があった。

会長 向坊 隆(東京大学)

副会長 岡本 道雄(京都大学)

〃 川上 正光(東京工業大学)

### (2) 常置委員会の委員の選任について

#### 1) 代表者である委員の選任について

会長より、ただいまお配りした資料19、20の常置委員会の委員(代表者)候補者の選考については、去る2月23日の理事会の決定に基づき、5月12日会長・副会長ならび在京理事から

なる委員等選考役員会を開催して、別紙（資料19）の選考方針により委員候補者を選考し、同じく5月13日開催の理事会に諮り、資料20のとおり決定された。ついては本案のとおり選任することの可否についてお諮りする旨述べられ異議なく承認された。

## 2) 教員委員の選任について

事務局長から次のとおり報告があった。

常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについては5月12日の委員等選考役員会および5月13日の理事会において次期の教員委員を選考した結果、別紙（資料21）のとおり選任し、その所属大学および本人の承諾を得てそれぞれ委嘱することにした。

## 7. 各委員会報告と協議について(午前の続き)

各委員長から、大略次のとおり報告があった。

### (4) 第4常置委員会（山岡委員長）

#### 1) 学寮について

学寮については第3常置委員会委員長から詳細な説明があったが、この問題については第3、第4常置委員会合同会議で一昨年暮以来検討してきた。学寮問題については46年当時一度調査研究を行ったが、学園紛争が鎮静し学生の意識も変ってきた時点で再検討しようということで今回再度これに取り組むことになった。一方、50年度から新寮建設の機運が生じ、文部省はこれの予算措置を講じ、東京芸大、東北大等に新規格の寮が建設され、52年度にも6大学に新寮が建設される。今後は老朽寮を改築するため毎年10寮程度新設する計画が進んでいる。

昨日、第3、第4両常置委員会の合同会議が開かれ、教員委員・専門委員が中心になってま

とめた中間報告の素案が提出された。この内容については先程第3常置委員長から報告があったとおりで、その中で示されている学寮の未来像については大方賛成の意見であったが、その前半に記されている昨年実施した実態調査の現状分析については厳しい結果が出ていて、これを公表するか否かはもう少し慎重に検討しなければならない。第3、第4両常置委員会の合同会議には全学長の3分の1が出席されているが、まだ最終的な意見の集約はできていない。この学寮の問題については現状を踏まえて一步一步前進することがよいのではないかと考えている。

私は、先般文部省から派遣されてヨーロッパの主要大学の学寮施設等を2週間に亘って視察する機会を得た。この欧米先進国の大学の厚生施設の視察は、他に学生部長の経験者および現学生部長あわせて3人も前後して行っており、これらの視察者の報告座談会が去る3月19日に開かれ、その内容は文部省学生課発行の「厚生補導」に掲載されている。わが国より一歩前進している先進国の学寮の在り方は、第3常置委員長のいわれるように福利厚生施設の色合いが強く、わが国の学寮も将来これに近づいてゆくであろうと思われるが、わが国には経済的困窮学生もまだ若干おり、これの生活援護の問題もあって、新寮の方の運営はうまくいっているが、旧寮の方の運営は経費負担の問題や食堂運営の問題等についてトラブルが多く、これが今後の問題である。これらの点について第3、第4両常置委員会の委員以外の方々からのご意見も伺いたい。

#### 2) 学生の厚生に関する要望書について

これについて当委員会では資料23、24、25の三つの要望書をまとめた。これらの要望書は46

年以來続けて提出しているもので(資料25の奨学制度に関するものは49年度より)、昨年と同じであるが若干手直ししたものである。

資料23の「大学保健管理施設の増設・充実についての要望書」については、まだ13大学で保健管理施設が設置されていないので、この設置を促進するとともに、所長の身分を教授とすること、また講師を助教授に振り替えることを更に進めるために今年もこの要望書を提出したい。

資料24の「国立大学共同利用研修施設設置・充実に関する要望書」については昨年と同様であるが、今回は表題に「設置」のほか「充実」の文言を新たに入れたのと、前文の最後に「既設の施設の充実」(特に体育館の付設)を付け加えた。

資料25の「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」については一部字句修正をした以外は昨年と同様である。ヨーロッパでは、寮に入る者が同時に奨学金を受けており、育英資金を5万～6万円もらい、この中から1万5千円程度の寮費を支払っている。そういうような在り方が本当の姿ではないかと思われる。わが国の育英奨学資金が抜本的に改正されることが望ましい。

以上の説明があったのち、この三つの要望書を提出することが異議なく承認された。

#### (5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

本委員会では去る1月25日、3月28日、6月20日と3回委員会を開いた。この1月25日、3月28日の会議の内容については会報76号の63～75頁に書かれているのでご参照いただきたい。なお、全体を通じての概略を述べると、1月25日の会議では学長の国際交流の問題を協議し

た。すでに、ご承知のとおり昨年度はタイ国から3名の学長を2週間に亘り招待し、国内の大学(9大学)、関係機関、文化施設等の訪問視察をしてもらい大きな成果をあげた。そこで今年ももう一度、留学生交流の多い東南アジアの国から学長を招待しようということでインドネシアが候補になったが、すでに学術振興会においても同じプランが先行していたので、同じ国から招待する必要もないということで、マレーシアから学長を招待することになった。

ところで、マレーシアには国立は5大学があるが、学長招待のため文部省で計上している経費は3大学長分である。しかし、5大学の中から3大学長を選ぶことも難しいので、結局文部省の配慮で5大学長を招待することになった。なお、マレーシアの場合は大学長は名誉職で、実際の大学の管理・運営は副学長が行っているため、5大学の副学長を招待することになった。その方針の下に文部省を通じ先方と連絡をとったところ承諾の返事があり、その時期は10月4日來日、14泊15日の滞在日程ということになった。国内の訪問先については明日の総会で報告することとしたい。なお、1月25日の委員会では文部省の高等教育計画課長が出席し、在外研究員の問題、内地研究員の問題についても資料に基づき詳細な報告があり、それについて懇談が行われた。

3月28日の委員会では、学長の国際交流の問題のほか、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会という団体から要望のあった定住外国人の国立大学教官への登用への途を開いて欲しいという問題について意見を交した。この問題については国家公務員法との関係もあるので、文部省の意見をも聴きつつ検討している。

次に昨日の委員会では、井上奈良教育大学長

が第5常置委員会の委員の資格で、オーストラリアの教育関係者と学長の国際交流について懇談する機会があり、これが契機となってその後3～4回の文書往復があり、オーストラリアの国立大学協会に当る機関と日本の国立大学協会とで両国間の学長交流の可能性について前向きに検討する途が開かれる機運が生じつつある。なお、これには文部省当局も関心を寄せている。

(6) 第6常置委員長（太田委員長）

飯島（前）委員長が5月6日付で、広島大学長を退任されると同時に本常置委員長も退任されたのに伴い、6月総会までの期間私が暫定的に委員長に就任した。本常置委員会の審議内容の詳細は会報76号75頁以下を参照されたい。それ以後は4月30日に小委員会、5月19日に常置委員会を各1回開催した。以下本委員会に取り上げている問題について概説したい。

大学財政問題については、会報76号に記録されてある事柄以後は進展していない。大学財政小委員会は、国大協として大学財政の基本的な問題を整理する必要から一昨年6月の委員会で設置が決まり、爾後、精力的に作業を進め「国立大学財政の諸問題について」を表題として資料30のような各章構成で報告書をまとめるべく検討を進めてきたが、総まとめを担当する大石委員がたまたま外国出張されることになったので、予定より作業が遅れている。なお、飯島（前）委員長がこの問題について手を貸してもよいとの意向であったので、前回理事会の承認も得たうえ臨時委員として引続きご協力いただくことになった。以上のような事情で予定どおり進行していないが、他の委員にも尽力願ひ早急に報告書原案をまとめることにし、できれば秋の総会には報告することにした。

定員問題については、定員問題小委員会で第4次定員削減の実態に即し「第4次定員削減と国立大学の实態」と題するデータを作成した。このデータは一部の大学の実情をもとに作成したもので、本常置委員会の内部資料として活用したいと考えている。この調査結果においても指摘されているが、国立学校特別会計の中での定員削減数は2,568名であるが、定員削減の対象外となっている教官、附属病院の看護婦・医療職員等を除くとその削減率は5.52%になる。しかし、大学の職員の中には教育研究上減らすことのできない職種の者がおり、結局このしわよせがその他の事務機構の職員に及び、これ以上減員できない限界に達している。このような実情に鑑み、昭和48年以降の新設大学の定員を総定員法の枠外に置く措置がとられ、これによって新規需要の定員を確保するとともに、削減率の低減が図られたが、これもいわば急場を凌ぐ措置であって、今後はさらに将来の望ましいあり方を考えていかなければならないと思う。また、この定員問題小委員会では週休2日制の問題についても検討を進めている。この週休2日制については目下これの試行が各大学で行われており、その状況が文部省に報告されているが、国大協としてもこの問題について意見をまとめるため、その報告の写を提出して貰って検討を進めている。この試行の結果について、各大学においてはそれほどの支障は起こっていないようであるが、さらに深く調査し、定員問題との関連においても考えていくことにしている。

給与問題小委員会においては助手の待遇改善を図るための資料を得るため、助手の任用に関する調査を全大学に依頼し、また、助手の職務の実態に関する個人調査をも併せて行うことに

した。なお、この個人調査の方は全大学対象でなく本常置委員会委員の属している十数校の大学にお願いしている。この調査の締切は、いずれも7月15日であるので、人事院給与勧告の前に人事院と話し合うための資料にすることはできなかったが、アンケートが集まり次第鋭意整理したい。助手の実態については以前にも1回調査を行ったが今回は更に詳しい調査を行うことにしている。

次に、資料27の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」は、例年提出しているものであるが、5月13日の理事会で大綱を承認願ひ5月19日の本常置委員会でまとめたものである。これの骨子は昨年と変わらないが、昨年度人事院の調整措置があったので若干表現を改めたほか、助手の初任給に対する提言や管理職手当の適用対象拡大に関し職務内容や任用の手続きを明確化することの提言などを加えた。

なお、去る6月14日には日教組の大学部との会見を行い、日教組から今回の国大協総会宛に提出する要望の趣旨説明をきき、懇談した。

以上の報告に関し、この要望書に定員問題の要望を盛り込むこと等について意見の交換があったのち、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」は採択されたが、定員問題の要望については、さらに明日の第6常置委員会で検討することになった。

#### (7) 大学格差問題特別委員会（岡本委員長）

本特別委員会は、昨年6月に「格差是正に関する中間報告」をまとめた。この中間報告は、国大協全体の統一的な見解ではないが、文部省にも持参し各大学にも頒布して理解を深めるように努力している。しかし、この問題については種々の経緯があって仲々むずかしい点があ

る。複合学部の分離独立、教官当積算校費を学部段階において一律に修士課程並の基準にすること、教官研究旅費の積算単価の改訂に関する問題なども引続き努力する必要があると考えている。しかし、この問題については問題を格差という側面から把えるのではなく、大学の質的向上という広い面から取り上げることが重要と思われる。余り格差是正ということを表面に出すことは誤解を招くおそれがある。また、格差という言葉を一期校・二期校の区別と受け取る向きもあるが、そのようなことはこの問題の本旨ではない。本特別委員会としても引続きこの問題を検討しているが、具体的には他の常置委員会とも連絡を密にとりながら進める方法を考えている。なお、これと並行してデータの収集は従来どおり行う予定である。

#### (8) 医学教育に関する特別委員会（北村委員長）

前回以後本特別委員会は本年2月と6月に開催した。問題は、共通第一次試験実施に伴う医・歯系学部の第二次試験のあり方であるが、2月の委員会の際には、各大学はまだ第二次試験のあり方について検討中の段階であったので意見の交換のみで委員会としての審議は進展しなかった。しかし、専門委員の中に第二次学力試験をなくしたいという意見があり、その場合の第二次試験のあり方についての試案が出された。これは本特別委員会の採択するところとはならなかったが、別な名儀で参考資料として各大学に配布された。

ところで、3月末に入試改善調査委員会から「連絡調査」の趣旨で各大学に依頼したアンケート調査の中間報告が出て、これを検討資料として各大学は7月末までに第二次試験に対する姿勢を決めなければならない状況となったた

め、本特別委員会に対しても医学部を持つ各大学から第二次試験について検討の要望があった。そこで6月3日に委員会を開催した。本委員会としてはこの問題について結論は出さなかったが、各大学からのアンケート結果としては、全国の医学系の大学の中で2校は第二次試験は行わず面接・小論文等を行う。また他の2校は当初第二次試験は行わないとしていたが学内の反対もあり現在未定である。その他の大学は2～3教科、4科目程度で第二次試験を行っていきたいとのことであったが、本特別委員会としてはこの問題について結論を出す当事者能力がないのでまとめることはしていない。

また、第二次試験を行わない場合の内申書の取扱いについてその信憑性が問題になり、次のような論議があった。過去の成績をみても内申書の④およびAはほぼ信頼できるので、A以上は採用する条件にしたらどうかとの意見があった。また、たとえば第二次試験に数Ⅱ、数Ⅲを課さない場合内申書の点数によって判定してはどうかとの意見もあった。なお、小論文に対しては点数をつけるのは難しいが、A～C等のランキングをして判定の一つの資料にしてはどうか、口頭試問についてはグループトーク形式にして同様の要件としてはどうか等の意見があった。また、内申書は信用できないとする問題については、高校側にある種の条件をつけて信用できるようにすることはできないかとの意見、あるいは大学入試センターで共通第一次試験と内申書の相関関係等を調査してほしいなどの意見があった。

医学部の第二次試験について、各大学間で横の連絡をとり全体的にまとめたいたとの考えもあるようであるが、各大学の意見の幅が余りにも広すぎるようである。また、第二次試験はもと

もと各大学の自主性に任せるといふ基本原則があるように理解している。

次に医学系修士課程の問題であるが、これは昨年イラン国の文相から東京医科歯科大学長に対しイラン国の医学部卒業生を大量に入学させ修士の称号を与えてほしい旨の要望があった。この問題について本委員会でも検討を始めたが、これの実情調査に向った一行の飛行機の事故により検討作業は中断することになった。その後イラン国の文相が交替したこともあり現在静観している状況である。なお、医学系の修士課程設置の問題については、外国の問題とは別に、要請があれば検討を進めたい。

以上の報告ののち、内申書と入学試験との関連について各大学における入学後の追跡調査実施の有無、入学試験特に医学部の試験において面接試験を採用することの必要性およびその実現可能性等について質疑応答ならびに意見の交換があった。

## 8. 入試改善について

加藤大学入試センター所長から、所長就任の挨拶があったのち次のような説明があった。

本日この席を借りて大学入試センター発足から今日までの経過についてご説明する。大学入試センターは、国大協の入試改善の意思を受け継いで5月2日に発足し、具体的な問題については予め国大協と協議をして進めさせていただいているが、本年12月には共通第一次試験の試行テストを実施する予定であり、また、共通第一次試験を昭和54年度入学生から実施するとすると、暦の上では実質的に来年12月末に実施することになり日程が迫っているため、早急に試験問題の作成にかかる必要がある。この関係から、国大協の入試改善調査委員会の意思を引継

ぎ科目別問題作成部会の委員長も近く選出される予定であるので、それらを含めて報告する。

大学入試センターには「大学入試センター組織運営規則」で評議員15名以内を置くこととしている。この人選については、大学入試センターが国立大学の共同利用機関であるとの観点から「大学入試センターの評議員候補者選考に関する内規」に、国大協と協議を要するとの項目を入れてあるので、国大協と協議のうえお願いしたが、当面、大学入試センターの作業を早急に始める必要から11名をお願いした（資料11）。なお、同選考内規では、国立大学の意見を反映するため評議員のうちの国立大学の学長の数を10名以上とし、また、公立大学の意見も反映させるために公立大学協会の会長の職にある公立大学の学長1名を加えることとしている。さらに、この評議員には、国大協会長、副会長、第1、第2両常置委員長も加わることになっているが、今回の総会の改選の結果を待つこととした。

第1回評議員会は6月16日に開催し、関係の諸規則（「国立学校設置法の一部を改正する法律」「国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令」「大学入試センター組織運営規則」「教育公務員特例法施行令第3条の2の規定に基づく大学入試センターの所長等の選考の手続に関する省令」「大学入試センターの評議員規程」「大学入試センター運営協議員規程」等）および関連内規ならびに大学入試センター専門委員の選任方針・運営協議員候補者について承認願ひ、また、本年度試行テストの実施計画案について了承願ひ、さらに昭和54年度以降の実施要項案について審議した。このような経緯のもとに、所長の諮問機関としての運営協議会を7月2日に開くことになり、大学入試センターの態

勢も整ってきたが、それに先がけて本年12月実施の試行テスト、昭和54年度実施の共通第一次学力試験の問題を作成する必要がある。これについては、国大協の調査研究の意思を継承するため各科目別の問題作成部会に、これまでの国大協の各科目別研究専門委員会の委員3～4名に加わっていただき、計10～13名で各科目別問題作成を進めている状態であるが、各大学の意見を反映させながら進めていきたい。

以上の説明ののち、次のような意見の交換があった。

- 共通第一次試験およびこれに伴う第二次試験の実施による入試改善の理由として、一人の生徒の能力をより多くのデータによって客観的に評価すると同時に、いわゆる「難問奇問」をなくし、それによって高校教育の正常化を図るという論理があった。これから考えると、第一次試験は多くの先生によって作成された問題を使用することにより、受験生の学力の公正な判断ができ、その意味では確かに入試改善になる。しかし、第二次試験は各大学が自主的に行うことになっているので、第二次試験のあり方が共通一次試験の成否を左右することになるとと思われる。例えば、第二次試験で共通第一次試験と同様5科目について試験をするならば、共通第一次試験を実施する意味が薄れてくる。大学入試センターは、各大学が第二次試験実施についてどのような方法を考えているかどのくらいキャッチしているか伺いたい。
- 大学入試センターとしては、共通第一次試験を各大学の協力のもとに遺漏なく行うことが使命なので、第二次試験のあり方について関心はあるが各大学に対して調査する立場で

はない。公的には前回国大協で行ったアンケート以上のことはつかんでいない。この調査については国大協が行うのが適当であると思う。なお、第二次試験の科目と足切りの問題について高校から大学入試センターに対して照会があるが、これに対しては各大学が適切な回答をしてくれるであろうとの返事にとどまっている。特に足切りの問題については照会が多いが、これに対しても行うか否かは各大学が自主的に決めることなので指示することはできない。従来は報告書に則って決めるであろうとの返事をしている。また、この問題については個人的にも時々聞かれるが、理念的には、第一次・第二次試験で学力試験をして総合的に判断して入学者を決めるという観点からすれば、足切りという概念はでてこない。しかし、第二次試験では面接、小論文等を課することが望ましいとの観点からすると、ある程度受験生の人数を制限することも止むを得ない面もある。第二次試験について、大学入試センターとしては各大学の実施科目を具体的に調査はしていない。

- 医学系の教育では高校で数学Ⅱ・Ⅲ、化学Ⅱ等の授業を受けていないと教養部の教育が専門学部の教育につながらないように、特定の大学・学部では入学者が高校で一定の科目を履修していないと困る場合がある。このような点から高校の教育内容の改善と入試改善を結びつけようとする、例えば、入試の際受験生に対しどのような科目を高校で修得するのが望ましいと明示の方が親切であると思うし、これによって第二次試験の科目を減らすことも可能になり、ひいては高校教育の正常化、入試改善にもなると思う。この問題について大学入試センターではどのように考

えるか。

- 大学入試センターとして特に意見はない。受験生に対して高校で履修してくる科目を指定することの是非は国大協の検討事項であると思うので、国大協で検討してほしい。また、これは文部省への折衝事項にもなり得るのではないかと思う。ただし、この検討に際しては、例えば、現在自然系科目の理科では4科目のうち2科目を選択することになっているが、その選択方法は受験生の自由に行っている。それを指定・拘束することは高校側から批判が出る可能性もあるので、考慮して検討してほしい。
- 大学の教養課程の在り方にも関連するが、教養の教育の中で、高校において基礎教科を履修していない者に対して、次の段階の教育から始めることには問題があり、これは不親切な教育の在り方ではないかと思う。このような教養教育の方法についていけない生徒が出るので、それを判断するため第二次試験を行うことにもなる。
- 試験科目を指定することは、選択の自由を拘束することになるので慎重を要する。教養の教育では、入学試験の際に科目を指定する代りに、入学してきた学生の履修科目を調べ履修していない科目を特訓することも考えられる。
- 高校教育の正常化については、各大学の自主性による第二次試験においても工夫の在るところではないか。
- 従来、入試の監督には病院の診療科の教官を除外して行っていたが、共通第一次試験を実施する場合、私の県では国立大学が1校しかないので病院を閉鎖して診療科の教官に手伝って貰っても、なお人員が足りないと思わ

れる。この問題について入試センターではどのような方策を考えているか。また、共通第一次試験は昭和54年度から始まるが、入試関係の事務職員を53年度予算でつけて貰えるのか。

- 入試関係事務職員については、文部省等にも要望し予定としては充足することで進めている。また、共通第一次試験は居住地受験を明確にしているの、従来よりも受験生が多い大学が出てくる可能性がある。しかし、神奈川、福島、大阪を除いて、ほぼ従来の範囲で実施できると考えているが、現在なお検討している。処理できないような大学がでてきたら意見を伺いながら処置していきたい。なお、現在、試験実施の際には、必要になれば、職員の参加や高校の教師を短期間、国立大学の嘱託にして委嘱し参加することを考えているが、その場合でも、各教室に少なくとも1人は国立大学の教官を監督者として充てることを考えている。
- 試験科目の指定をすると高校教育の正常化が乱れるとの意見があるが、その反対に指定をしないと受験本位の勉強になり、かえって正常化が乱れ、学生の将来の発展性が削られることになる。このようなことを考え、第一次試験を評価する段階で評価する科目を事前に明示することができるか。
- 大学が第二次試験科目として指定することには問題はない。しかし、第一次試験で評価する科目を指定することは共通第一次試験が乱れるので避けてほしい。共通第一次試験と第二次試験とのバランスをどうとりながらどのようなウェイトをもって利用するかは各大学で自主的に処置していただきたい。
- 選抜試験は時間をかけてゆっくりやるのが

理想的であると思うが、昭和54年度大学入試のスケジュールは、12月に共通第一次試験、3月に各大学独自の第二次試験を実施することに決まり、かなりハードなスケジュールという感じがする。特に12月末に共通第一次試験を実施することは、高校のカリキュラムを乱すことになる。このような点から3月に共通第一次試験をして9月を新学年にする方法を検討してはどうか。

- その問題はこれまでも議論したことはあるが、今後大学入試センターにも入試改善のための研究部門ができるので、具体的に検討すべき問題であると思う。現段階においては、国立大学の入試が私立大学の入学試験のあり方に影響を与えてはならないとの大前提があるので、3月20日段階で第二次試験を終えて合格発表をする必要がある。共通第一次試験は技術の向上により1月末ぐらいにすることも可能であるが、現段階では12月末が限度である。なお、12月末は高校の教育課程修了前であるが、共通第一次試験の内容はその殆どが1・2年次で履修が終えているので問題はない。ただ、「社会」の一部に履修が終えていないものがあるが、それについては12月段階までの履修の範囲で出題する。9月を新学年にすることは考えるべき問題であり、国立大学としては支障はないが入試問題は国公立全体のことを考える要があり、また高校は年度を替えることができないので、卒業後の4月から9月の間の半年間の処理をどうするかの問題もある。これらの点を考慮すると9月入学案はメリットを持ちながら現段階では具体化は難しいと思われる。当面は現在のスケジュールで処理するほかはないと思う。
- 英語A・Bは、数学Ⅱ・Ⅲと同様に英語一

本で試験を行うのか。

- 英語のAとBとは別扱いになる。なお、英語Aは基礎理科、数学一般などと同様な扱いとなり、高校でこれを履修した者だけが受験することになる。
- 受験生が受験出願をする場合、9月に志望校を2校を書いて出し、最後には1校を受験することになっているが、高校側では9月に志望校を提出させることは無理であり、また、2月における各大学への受験出願の際にこの志望校を変更可能であるとするさらには混乱するのではないかと心配をしている。大学入試センターではどう考えるか。
- 9月段階での志望は2つの大学を書くことができ、第二次試験受験の際にはこれを変更してもよいことになっている。この趣旨は、共通第一次試験実施の際に従来の一期校・二期校が廃止され、2回受験のチャンスがなくなるので、9月段階では志望校を一応2校書くことができるとした。そして、その後の勉学の進捗や公表される各大学の応募状況・共通第一次試験の成績結果等を勘案して自己に適した大学を選んで受験できるようにしたものである。しかし、この方式も9月段階で志望をよい加減に書き、第二次試験受験の際に簡単にこれを変えられると当初2校書く意味がなくなってしまう。
- 9月の出願の際に受験生が書いて出した志望校の集計は公表されるのか。公表されれば受験生の判断材料になると思う。
- 受験生に対する親心から、9月に提出した志望校の状況は公表し、また、共通第一次試験の正解例や科目別平均点等も公表する。それらの資料を参考にして受験生は受験校を決定することになる。

- 国大協は、共通第一次試験実施を決議したのであるからこれを支援しなければならない。このような観点から共通第一次試験の成績を単に足切りに使うということは暫くの間はなるべく行わないで、共通第一次試験に対する一般の理解を得て育てていく責任があると思う。

以上をもって入試改善についての質疑応答を終った。

## 9. その他

### タイ国大学学長団招待の報告について

井上奈良教育大学長から次のような報告があった。

学長の国際交流については、昭和49年に西独、50年にはフランスの学長を招へいしており、昨年はタイ国学長3名を10月20日から11月2日まで招へいた。詳細については会報76号を参照されたい。なお、対談の中で、タイ国学長より次のような点が強調されたのでご留意いただきたい。日本の大学も欧米並み、あるいはそれ以上のレベルになったので今後さらに留学生を派遣したいが、問題点として、留学期間が欧米では4～5年で済むが、日本では日本語の修得期間があるので6～7年かかる。それで、できれば現地での日本語学校の開設について協力を得たい。また、日本では欧米に比して博士の称号が修得しにくいいため留学の意欲を削ぐことになるので、留学生の学位取得について特に配慮してほしい。以上の2点についてタイ国学長より特に要望があったので、今後検討していただきたい。なお、この報告書(会報76号所収)は、各訪問大学からの報告をもとに書いた。ご協力に謝意を表したい。

## 第60回総会議事要録（第2日）

日時 昭和52年6月22日（水） 13:00~17:00  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長

川上副会長司会のもとに開会。

### 1. 各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果報告

事務局長から、各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果について、次のとおり報告があった。

#### (1) 常置委員会委員長

第1常置委員会	北村新潟大学長
第2常置委員会	若槻大阪大学長
第3常置委員会	広根山形大学長
第4常置委員会	山岡高知大学長
第5常置委員会	佐々木東京水産大学長
第6常置委員会	今村北海道大学長

#### (2) 大学運営協議会地区委員

北海道・東北地区	加藤岩手大学長
関東・甲信越地区	坂本東京外国語大学長 小山東京商船大学長
中部地区	平松富山医科薬科大学長
近畿地区	須田神戸大学長
中国・四国地区	小坂岡山大学長
九州地区	大賀福岡教育大学長

以上の報告ののち、事務局長から大学運営協議会設置の趣旨および経緯について説明があった。

### 2. 大学運営協議会の臨時委員（教員）再任について

川上副会長から、大学運営協議会の臨時委員の再任については、本来、大学運営協議会を開いてお諮りすべきであるが、時間の関係上この席をおかりして委員の方々のご了承を得たい旨の発言があったのち、現在の雄川、山田、今堀、林の各臨時委員の再任について諮られ、承認された。

### 3. 監事の選任について

川上副会長から、昨日の理事会において監事の候補者を選考した結果、宮沢一橋大学長（事務取扱）、宮島筑波大学長にお願いしたいということになったので、そのように監事を選出したい旨が諮られ、承認された。

### 4. 特別委員会委員長の報告と協議

川上副会長から、昨日報告できなかった特別委員会の報告をお願いしたい旨が述べられ、各委員長から報告が行われた。

#### (1) 図書館特別委員会（今村委員長）

本特別委員会は、国立大学附属図書館長によって構成されている「図書館協議会」を学長レベルでバックアップするという姿勢をとり、この趣旨から、昨年、大学図書館の振興についての昭和52年度予算に関する要望書を提出した。その結果、外国雑誌購入費が新しい項目として計上されたので、今後はこれを増額する方向で考えていきたい。

以上のほか、図書館の現状の問題点として、情報量の増大と職員の定員削減により十分機能しない面があるので、大学間の相互協力を強化することを考えている。その方法として「学術情報センター」のようなものを考え、図書館に関する情報を集約するとともに、一大学では購

入できない高価な図書等を備えつけることなどのことを考えている。

図書館職員の再教育、待遇改善の問題も取り上げていきたいが、図書館協議会とも十分連絡をとって進めたい。

なお、専門委員会においては、今後の検討課題として、①大学図書館の現状、②改善計画 A：書誌情報センターを目指す事業、B：学術資料センターを目指す事業、C：人材の養成と適正配置、③諸外国の事例等について調査・検討をすすめている。準備でき次第委員会に諮ることになる。

さらに例年のことであるが、本年度も適当な時期に概算要求に伴う要望書を提出したいので、その文案、提出の時期等については、会長、副会長および本特別委員会に一任願いたい。

以上の報告ののち、要望書の提出については、会長、副会長、委員長に一任された。

## (2) 教養課程に関する特別委員会（武谷委員長）

本特別委員会はここ数年休業状態にあったが、昨年9月再開され、飯島広島大学長が委員長に就任され3回程審議を行った。去る5月飯島委員長退任後さらに1回会合を持ったが、本特別委員会は、現在、各委員の自由討議によって教養課程の問題点を整理している段階である。しかし、この教養課程に関する問題は一本にまとめることは不可能で、それぞれの大学で考えて行かなければならない問題である。それで現在改革計画が進行している大学の組織改革のパターンを参考にその長所・短所を検討し、いくつかの類型に整理し、提示できればと考えている。なお、この調査研究をいつまでにまとめるかということ、問題点を洗い出したのち

のことで、目下は一定期限を切って作業を進めてはいない。

## (3) 教員養成制度特別委員会（須田委員長）

本特別委員会は、当面の検討課題として「教育系大学・学部を設置基準」の問題について検討してきたが、その過程で、各大学での教員養成学部等の充実をめざすとともに、一般大学における教員養成の問題をどう取扱うかという点に問題を広げてきた。そこで、これらの点を勘案して「大学における教員養成の基準について」の報告書をまとめることになり、現在、作業を進めているので、9月頃各大学に草案を送付して意見を求め、次回の総会には成案を提示したいと考えている。

以上の報告ののち、教員養成課程の学生定員と需要との関係、特に修士課程の学生定員の問題、初等・中等教育の学級運営と教育実習のあり方等の問題について意見の交換が行われた。

## 5. 常置委員会委員長報告と協議

川上副会長から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について報告願いたい旨が述べられ、各委員長から、次のような報告が行われた。

### (1) 第1常置委員会（北村委員長）

本常置委員会は、大学院問題を中心に討議してきた。大学院問題懇談会が、本年3月中間報告書を出すということであったので、本委員会ではその前に大学院問題についての意見具申をするということで、昨年11月に修士課程の問題を中心とした意見書を提出し、続いて本年2月博士課程に関する意見書を提出した。しかし、大学院問題、特に博士課程の整備充実について

は更に強く要望する必要があるので、目下各大学で進められている連合大学院、総合大学院の構想も含めて検討を進めることにした。

連合大学院については、現在、関東地区および中・四国地区において農学系および工学系について具体化されつつあるが、この連合大学院構想については管理・運営面について問題が多いと思われるので、今後はこのメリットとデメリットを検討し問題点の解決を図っていききたい。また、総合大学院についてもいくつかの大学で検討されているが、これについても推進するという方向でメリットとデメリットを検討することにしている。

放送大学については、具体化しつつあるので文部省の意向もききながら、当協会としても理解していききたい。

さらに、不完全講座の問題、助手の問題、技術系職員の待遇の問題、総合大学院修了者の学位の考え方や名称の問題等についても今後検討していききたい。

以上の報告に対して、現在考えている連合大学院の管理運営方法、大きなプロジェクト研究を連合大学院方式で考えることの可否等について意見の交換が行われた。

## (2) 第2常置委員会(若槻委員長)

本常置委員会は、大学・学部の履修課程の弾力化に関する問題を検討してきたが、今回、各大学にお願いしたアンケートの結果の中間報告がまとまったので、これに基づいて以下の点を検討したい。

1) 他大学卒業生で1学年に入学してきた学生の既修科目の単位認定については、このような措置を考慮する必要があると回答した大学が66大学であった。このような結果からし

て、本委員会ではこの既修科目の単位を認定するという前提で要望書をまとめたと考えている。また、このことに関連する修業年限の短縮の問題については法令との関係もあるが、合理的な解決の方向で検討したい。以上のような考えの下に、この既修科目の単位認定の問題について、この見解についての補足説明を付したうえ再度各大学に対し学部毎の意見を求めるとともに、この措置に関連する修業年限短縮の問題についても意見を徴したいと考えている。

2) 優秀な学生に学部3年修了で大学院教育を早期に開始することについては、アンケートの結果ではこのような措置を要望する大学は少ないが、この問題については専攻の学問によって事情が異なっている点が見られるので、改めて専攻ごとに各大学の意見を求めることにしたい。

3) 当協会の入試調査特別委員会(入試改善調査委員会)は、6月10日に廃止されたので、今後は本委員会が入試にかかわる問題について検討することになる。これまで本委員会では内申書の取扱い、身体障害者の大学受入れの問題、各大学が実施する第二次試験の問題について検討してきたが、これらの問題については今後入試センターの協力も得てさらに検討を進めていきたい。

4) 昭和54年度から実施される国立大学共通第一次試験に伴う各大学の第二次試験の実施要項が7月末までに公表されるので、これを取りまとめて各国立大学に配布したいと考えている。これは大学入試センターとの共同事業として行うもので、これの原稿は近く文部省が各大学に提出を求めることになっている。「第二次試験の基本的事項」の形式のものを

そのまま利用し、これを大蔵省印刷局に依頼し写真製版で発行するものである。この原稿は各大学より国大協に送付してもらい、その編集ならびに発刊の手続等は入試センターにお願いし、8月中旬頃に刊行することになっている。なお、これの一般への頒布は政府刊行物の販売ルートに乗せて行うことにしている。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

本常置委員会としては、次の諸問題を検討したい。

- 1) 学寮問題については、引続き第4常置委員会と合同で検討していきたい。その方向としては、昭和46年にまとめた「学寮問題に関する調査研究資料」を掘り下げて、学寮問題に対する見解を打出すことを考えている。現在できている報告案はまだ叩き台の段階であり、これを基に学寮の基本問題についての統一見解をまとめる作業を続けたい。
- 2) 学生の課外活動に関しては、これまで昭和45年3月に「文化系サークル部室の新営について」、昭和46年6月に「体育系サークル部室の新営について」の要望書の提出を行い、これによって文部省側も若干の考慮はされたがまだ十分ではないので、今後ともさらに適切な方途を講じていきたいと考えている。さらに課外活動のための顧問教官の活動を一層援助する方法も考えていきたい。
- 3) 学生部関係職員の待遇改善の問題は、要望書を提出しているが、今後も引続き検討したい。
- 4) 学生の就職問題については種々な問題が出てきているが、就職問題懇談会の動きに対応して検討していきたい。

以上の報告に対して、顧問教官の責任、学生の課外活動に対する大学の責任の問題について意見の交換があった。

(4) 第4常置委員会（山岡委員長）

本常置委員会は、次の諸問題を検討したい。

- 1) 学寮問題については、第3常置委員会と合同でさらに検討を進めたい。
- 2) 正課中における学生の災害事故対策については、昨年4月から教育研究災害補償制度（学生教育研究災害傷害保険）が発足し、すでに本協会の手を離れているが、これのアフターケアを続けていきたい。この制度の運営については4年経過して全員が加入した時点で改めて見直すことにしたい。なお、現在はR I関係の災害が適用除外されているが、これを加えるよう要求していきたい。
- 3) 大学保健管理施設の増設については、大半の大学に設置されたが、未設置の大学もあるので、今後も要望していきたい。なお、保健管理センターの所長等の処遇問題についても改善を図っていきたい。
- 4) 大学および大学院の奨学制度の拡充についての問題は、本常置委員会に専門委員会を設けて実質的な育英制度となるよう抜本的な検討をすることにしたい。
- 5) 国立大学共同利用研修施設については、北海道地区に2施設、東北地区に1施設、関東甲信越地区に3施設、中部地区に1施設、中・四国地区に2施設、九州地区に2施設がそれぞれ設置されたが、まだ未設置の地区もあり、1施設だけの地区もあるので、各地区少なくとも2カ所設置を早急に実現するよう努力していきたい。

以上の報告に対して、保健管理施設の設置の

概算要求の方法について質疑応答があった。

(5) 第5常置委員会（佐々木委員長）

- 1) 本常置委員会では、学長の国際交流について、本年度招待するマレーシアの5大学長の来日のスケジュールについて審議し、次のような日程で迎えることになった。学長の国際交流の実施に当っては、従来その都度本協会の中に会長を委員長とし、第5常置委員会委員および訪問先の関係学長等をもって構成する学長招待準備委員会を設けているので、この委員会設置のご承認を得たい。

マレーシア国大学学長招致計画（案）

訪日期间 昭和52年10月4日（火）～

10月18日（火）

来日者 マレーシア国民大学長  
マレーシア工業大学長  
マレーシア農業大学長  
マレーシア理科大学長  
マラヤ大学長

訪問先 文部省、日本学術振興会、東京国立博物館、東京大学、東京外国語大学、筑波大学、東京水産大学、早稲田大学、京都大学、鹿児島大学、鹿児島県教育委員会

- 2) 去る6月17日、学術審議会では文部省に対して「発展途上国との学術交流の推進について」を建議した。この発展途上国との学術交流については、従来学術振興会が中心となっていたが、それは研究者個人の交流にとどまっていたので、これをさらに強化、推進するため大学、研究所の中に協力組織をつくり、この組織の中心となる大学等を拠点大学とし、このような拠点大学と協力組織を中核と

して相手国関連機関との間に有機的な交流関係を進めようという方策が提示された。これについて文部省からも本協会に対しこの構想が披露され、協力依頼があった。

以上の報告ののち、①国際交流の一環として外国学長を招待しているが、日本の学長の外国訪問も促進すべきである。②欧米留学の者に比し日本に留学した者の帰国後の処遇が劣ることについて検討すべきである。③日本の学位取得が困難なこと、日本語の学習が困難であることについての対策を検討すべきである。などの意見があったのち、マレーシア各大学長招待のための準備委員会設置については、了承された。

(6) 第6常置委員会（今村委員長）

- 1) 概算要求については、毎年要望書を関係方面に提出しており、本年も次の総会前に時期をみて関係方面に要望書を提出しなければならないが、その提出時期、文案等については本常置委員会に一任願いたい。
- 2) 総定員法のあり方については、本協会としては定員削減は困るとの基本的姿勢があり、従来、総定員法から国立大学の定員を外すべきだとの考え方もあったが、必ずしもそれがよいかどうか問題があり、具体的にどうしてほしいとはいいいにくい状況である。定員問題小委員会では国立学校の定員問題に関し「第4次定員削減と国立大学の実態」と題する資料を作成しているので、これを基礎に秋の総会まで十分検討し、その時点での要望を出すことにしたい。
- 3) 大学財政については、現在報告書を取りまとめ中である。
- 4) 週休2日制については、前半の試行期間が終り、文部省へ各大学から報告が出されてお

り、国大協でもそのコピーをもとに調査検討をすすめることにしている。とりあえずまとめた資料によれば表面上はとくに支障なく施行できるようだが実際には問題があり、後半の6カ月の試行を見たうえで問題点をあげ提案等もしたい。

以上の報告ののち、昭和53年度予算に関する要望書の提出については、その内容及び提出時期等を会長及び第6常置委員会に一任することが承認された。

## 6. 共通第一次学力試験について

昨日に引続き入試改善の問題について加藤大学入試センター所長から、次のとおり説明があった。

1) 身体障害者の受験については、共通第一次試験の立場では自由に受験できることになっているが、第二次試験の場合は、各国立大学の入試体制と関連するので検討しなければならない。大学入試センターでは、近く出される文部省の「昭和54年度以降の大学入学者選抜実施要項」に続いて共通第一次試験の実施についての要項を発表し、これを各都道府県、教育委員会等に通知する予定であるが、その中に身体障害者に対する試験実施上の配慮として、①身体障害の種類、程度に応じ特別の配慮を行い、②試験問題の点字化、試験時間の延長、介助者の付与、特定試験場の設定の措置をとること、③身体障害者は各志望大学・学部にて修学上の可否についてあらかじめ確認を得たうえで出願すること、等の3項目を加える予定であるのでよろしくお願ひしたい。共通第一次試験の場合は、身体障害者の受験はすべて入試センターで行うが、第二次試験の場合は各大学にお願いすることにな

る。しかし、入試センターとしても十分連絡をとりご協力したいと考えている。

2) 昭和54年度以降の各大学の第二次試験の実施方法については、現在各大学でご検討願っているが、この各大学の入学者選抜実施要項をとりまとめた資料の発行のことについては、第2常置委員会と連絡をとりその意に沿うようとり運び、実務的なことは入試センターの方で処理していくようにしたい。

以上の報告ののち、身障者の概念が明確でないこと、第二次試験の際、点訳者等が各大学で競合するが、どう対処するか等について意見の交換があった。

ついで田保橋大学入試センター管理・事業部長から次のとおり、資料により説明があった。

- 1) 「昭和52年度共通第一次学力試験試行テストの実実施計画」は、次のとおりであるが、これを実施する趣旨は、いきなり本番を実施するのは危険が伴うので、本番の実施方式により予めテストをしてみるというものである。
- ① 試行テストは各国立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により共同して実施する。
  - ② 業務は大学入試センターと各国立大学が分担して行い、各国立大学は、試験監督者等の選出、試行テスト要項等の交付、試験の実施、答案の整理・発送、その他これらに関連する業務を行う。
  - ③ 試行テストの対象は8万人とし、高等学校卒業業者及び高等学校を53年3月卒業見込みの者並びに大学入学資格検定試験合格及び53年3月までに資格取得見込みのある者とする。
  - ④ 出題は、高等学校学習指導要領に準拠

し、主として高等学校においてすべての生徒が履修する科目について行う。

- ⑥ 出題教科・科目は国語、社会、数学、理科、外国語の5教科16科目とする。
- ⑥ 出題範囲については、共通第一次学力試験の実施期日の時点における高等学校の履修状況を配慮する。
- ⑦ 試行テストは多肢選択による客観式の検査方式により出題する。
- ⑧ 試行テスト要項及び出願に必要な書類等は、大学入試センターが作成し、昭和52年7月中旬から各国立大学で配付する。
- ⑨ 出願に必要な書類等の交付を希望する者は、原則として出身高等学校長を経由して出身高等学校最寄りの国立大学に請求する。
- ⑩ 出願の期間は、昭和52年9月1日から9月30日までとする。
- ⑪ 出願書類は、高等学校卒業生及び卒業見込み者は出身高等学校長を経由し、その他の者は直接、郵送により大学入試センターに提出する。
- ⑫ 受験票は、大学入試センターより昭和52年11月下旬までに直接志願者あてに郵送する。
- ⑬ 大学入試センターは受験希望者に対し、試験場を指定する。
- ⑭ 大学入試センターは、各国立大学に対し、当該大学の規模等に応じて受験希望者の数を割当て、各国立大学は、その割当てに応じた試験場を設定する。
- ⑮ 試行テストは、昭和52年12月24日（土）25日（日）の2日間で実施する。
- ⑯ 試験時間は、国語、数学及び外国語については各100分とし、社会及び理科につ

ては各120分とする。

- ⑰ 試行テストの正解例についてはテスト実施後速やかに公表し、科目別全国平均点等については、昭和53年1月中旬に公表する。個人別成績は発表しない。
  - ⑱ 大学入試センターは、各国立大学の請求に基づき、試行テスト受験者の個人別の科目別得点及び総得点を速やかに送付する。
  - ⑲ 身体に障害のある受験希望者に対し障害の種類・程度に応じ、特別の配慮を行い、盲人に対しては試験問題の点字化、試験時間の延長、特定試験場の設定（全国7地区14大学を予定）等の措置をとることとし、その他の身体に障害ある者に対しても、介助者の付与等の措置をとることとする。
  - ⑳ 各公立大学は、試行テストの実施に関し、試験場の設定、監督者の選出等について、最寄りの国立大学に協力するものとする。
- 2) 昭和52年度共通第一次学力試験試行テスト受験希望者割当（案）は次のとおりである。
- ① 対象受験希望者数 80,000人
  - ② 割当対象大学  
国立87大学（東京教育大学を除く）  
公立33大学
  - ③ 地区別割当  
特定実施地区 国立7大学 } 8,000人割当  
                  (北海道地区) 公立1大学 }  
一般実施地区 国立80大学 } 70,000人割当  
  公立32大学 }
  - 大学入試センター（出身高等学校長経由不能分）2,000人割当
  - ④ 特定実施地区については、地区内各大学の協議により、各大学別割当数を決定し、一般実施地区については、国立大学は入学

定員の相当数、公立大学は入学定員の1/2相当数を割当てる。

- ⑥ 各大学の試験実施委員会は、当該大学の所在する都道府県の教育委員会、高等学校長協会に受験希望割当数を提示し、各高等学校への配分を依頼する。

以上の説明ののち、①共通第1次学力試験を12月下旬の土曜日及び日曜日に実施することについて、教職員の負担を考え平日に実施することはできないかどうか、②試行テストは54年度の受験生にとってはかなり関心事であり、受験者の割当を公平に行うことが要求されるがよい方策があるかどうか、③共通第一次試験の出題範囲は、試験実施時点までの高校の履修状況を配慮することになっているが、具体的に範囲をどこまでと明示することを検討すべきである、④試験実施の過程で問題が生じたとき、公立大学側は主管の国立大学長の指示に従うのか、⑤推薦入学者について共通第一次試験の成績を1月末までに大学に通知してもらえれば、推薦入学者は、第二次試験に応募しなくても済むので、1月末までに共通第一次試験の成績を知らせることはできないか、⑥試行テストの個人別成績を受験生参加の高校にも知らせないとのことだが、試行テストに協力してもらう関係もあり、これを知らせるようにはできないか、⑦各大学への受験者の割当数に対し、応募者の過不足が生じた場合どう処置したらよいか、等について意見の交換があった。

以上で入試改善に関する協議を終り、これをもって今総会の議事を終了した。

最後に川上副会長から、次のとおり述べられた。

本総会で承認された各種要望書については、明日、会長、副会長、関係各委員会委員長が、文部省、大蔵省、人事院を訪問し、提出し要望する。また、本日このあと、会長、副会長、関係委員会委員長が記者会見を行う予定である。

## 第27回事務連絡会議議事要録

日時 昭和52年6月24日(金) 10:00~15:15  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学事務局長  
説明者:大学入試センター田保橋管理・事業部長  
午後、事務連絡のため、文部省から柏木教育施設部長、植木学術課長、大門国際学術課長、島田教職員養成課長、神山企画官が出席

開会に当り、会長に代り川上副会長から次のような挨拶があった。

国大協としては、数年来の入試関係のことも一応落着をみたので、今後は、従来どおり各常置委員会の分担事項を中心に検討し、審議する姿にたちかえることになろう。なお、今回各常置委員会より提案のあった要望書は、昨日、文部省、大蔵省、人事院へ出向いて提出したが、当面の重要課題であり、また、事務局長各位とも関わりの深い定員削減の問題についての要望に関しては、もう少しデータを集めて内容を整備して秋の総会に提出すべく準備をすすめることになったのでよろしくご協力をお願いしたい。

ついで事務局から、会議日程および配付資料の説明があった。

### I 会務報告

事務局長ならびに事務局次長から、別紙資料「第60回総会概況」に基づき、総会における会

務報告について、次のような説明があった。

(1) 前総会以後における学長の交代について

別紙（資料4）により報告があった。

(2) 委員長の交代について

別紙（資料5）により報告があった。

(3) 前総会以後の主な事項の報告と追認について

以下の諸事項について報告があった。（詳細は総会議事要録参照）

1) 入試改善について

(a) 第二次試験のあり方等について

(b) その他共通第一次試験に関する検討経過について

(c) 大学入試センターの正式発足とその人事について

(d) 入試改善関係特別委員会の廃止について

(e) その他

2) 要望書の提出等について

(a) 共通第一次試験実施に関する要望書について

(b) 大学院問題懇談会に対する申入れについて

(c) 「大学教官等の発明に係る特許等の取扱い（中間報告）について」に対する意見について

(d) 昭和52年度予算について

3) 卒業予定者のための就職事務の申合せについて

4) 文部大臣との懇談について

5) 日教組その他との会見について

## II 議事概要

事務局長ならびに計理主事から、別紙資料「第60回総会概況」に基づき、総会における議事概要について、次のような説明があった。

### 1. 昭和51年度国立大学協会歳入・歳出追加予算、昭和51年度国立大学協会歳入・歳出決算、昭和52年度国立大学協会歳入・歳出予算について

以上3件につき資料7、8、9によりそれぞれ説明し、いずれも異議なく了承された。

### 2. 入試改善関係事項について

田保橋大学入試センター管理・事業部長から、入試改善関係事項について、それぞれ資料11、12、13、14に基づき、次のような説明があった。

(1) 評議員の構成について（資料11）

大学入試センターの評議員の構成については、総員15名の中10名以上は国立大学の学長を当て、学識経験者として国立大学の学長経験者2名、それに今後、公立大学が共通入試に参加する関係で、公立大学協会の会長をこれに加えることとした。

(2) 公立大学側より、公立大学としても国立大学共通第一次試験の資料を利用したいという申入れ（51.12.7）があり、これに対して、5月20日付をもって国大協会長より、資料12「公立大学の国立大学共通第一次学力試験成績資料の提供方依頼について（回答）」のとおり回答した。

(3) 「昭和52年度共通第一次学力試験試行テスト実施計画」について資料13に基づきその概要が紹介された。

(4) 「昭和52年度共通第一次学力試験試行テスト受験希望者割当」について資料14に基づき説明があった。

(5) 昭和54年度以降の各大学における第二次試験のあり方のとりまとめについて

今月末、大学局長名をもって、昭和54年度以

降の大学入学者選抜実施要項が公表される予定であり、その通知文の中に、国立大学について、54年度の第二次試験の基本的な事項を一定様式により7月末までに公表するようという指示がなされることになっている。

それで、この各大学がまとめた第二次試験の基本事項を国大協の方へも送付してもらい、それをとりまとめて写真版に撮り、8月中旬までに製本して、これを官報の販売ルートにのせて販売するということが考えられている。これらの編集は国立大学協会と大学入試センターが共同編集というかたちになる。このようにして社会的に周知させようということが、一昨日の総会において決定された。

概ね以上のような説明があったのち、次のような質疑応答があった。

- 第一次共通テストの実施時期が12月24日、25日というのは適当な時期でないということがいわれているが、これについてはどのように考えているか。
- 時期の問題については、従来から国大協自身もそうであるが、文部省の方も必ずしも12月下旬が適当な時期であるとは考えていないのであるが、物理的ならびに事務の処理上やむをえないのではないかとということである。総会で問題になったのは、土・日曜に実施することは職員の休日出勤の関係から職員組合との問題があるので、できるだけ避けることはできないかということであった。これについては超過勤務手当をもって配慮することとしたいということである。
- 資料13によれば、共通第一次試験の成績送付は2月中旬ということになっているが、これは本番の際にも同様であろうか。もう一つ

は、その成績送付は学部別が限度であるということであるが、学科別にはできないのだろうか。

- 本番の際各大学に共通第一次試験の成績を送付する場合、第一段階としては、推せん入学をやるについて、第一次試験の結果を利用される大学。次に、第二段階としては、共通第一次試験の結果により二段階選抜（予備選抜）をすところということになる。これは2月25日が限度であるので、大学入試センターでは可能な限り2月20日までに各大学へ通知できるように計画をしている。この2つの方法をとらない大学へは3月3日またはそれ以降になるのではないかと思われる。また、各大学に渡すデータについては、当該大学の受験番号順。それから共通テストの受験番号順。氏名。科目別の得点。総得点ということになる。成績を学科別にできないかということであるが、受験番号が学科別になっていればそのようになるが、大学入試センターの方では当該大学の受験番号順ということを考えている。

以上で入試関係事項の説明ならびに質疑応答を終り、引続き事務局長から総会における議事概要について説明が行われた。

### 3. 理事の選任について

別紙資料17により報告があった。

### 4. 会長、副会長任選について

新理事会で会長、副会長の互選を行った結果、次のとおり決定した。

会長	向坊 隆（東京大学学長）
副会長	岡本 道雄（京都大学学長）
〃	川上 正光（東京工業大学学長）

(以上で午前中の会議を終了)

午後の部再開に当たり、まず文部省からの連絡事項の説明が行われた。

#### ◎文部省連絡事項

各関係官から大略次のような説明があった。

#### ○植木学術課長

資料「昭和52年度国立大学長会議説明事項(学術国際局関係)」を基に次の項目別にその説明があった。

- ① 大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて
- ② 発展途上国との学術交流の推進について
- ③ 科学研究費補助金について
- ④ 留学生事業の拡充について
- ⑤ 附属学校における帰国子女受入れの促進について

#### ○大門国際学術課長

資料<「発展途上国との学術交流の推進について(建議)」の概要>を基に説明があった。

#### ○島田教職員養成課長

附属学校問題について、次のような説明があった。

現在附属学校は、46の教員養成学部と東京大学、東京教育大学、東京芸術大学、東京工業大学、名古屋大学、お茶の水女子大学、奈良女子大学にある。この附属学校の問題として、第一は、入試の改善の問題である。

附属学校に入学するために塾通いをするというように、国立大学が足元で入試問題をあおっているのではないかという批判があり、また、附属学校はエリート養成であって教育実習のための実験研究に即してはいないではないかという批判がある。

第二の問題点は父兄負担軽減の問題である。附属学校の体質として、僅かの経費のことでP

TAに頼ってしまうという安易さがある。このような点をとくに慎んでもらいたい。

#### ○柏木施設部長

先般の事務局長会議で施設整備は金額予算のこともさることながら執行も大変なことであるということに関連して、施設関係職員の大学間の併任の問題について申し上げたことについて補足説明をしたい。

まず、50数人の併任の中味は各大学等から工事事務所乃至管理局の工営課への併任、即ち大学から本省への併任というかたちのものだけであるが、大学間の併任はできないものであるかということである。施設整備というのは経常的な面としては、補修管理とか、営繕とかの面があるが、それ以上に臨時的な多くの面がある。移転統合、新設等の関係で仕事量がアンバランスにある場合等において、大学間の併任というかたちで協力を願えないものかと考えている。

#### ○神山会計企画官

確定した53年度概算要求日程について説明があった。

(文部省の事務連絡終了、文部省側退席)

引続いて事務局長から総会における議事概要について説明が行われた。

#### 5. 常置委員会の委員の互選について

初めに事務局長から、常置委員会の委員の選任に関する会則の規定、選考方針等について説明があり、ついで次の報告があった。

##### (1) 代表者である委員の選任について

常置委員会の委員(代表者)候補者の選考については、去る2月23日の理事会の決定に基づき、5月12日会長、副会長ならびに在京理事からなる「委員等選考役員会」を開催して、別紙

(資料19)の選考方針により委員候補者を選考し、同じく5月13日開催の理事会に諮り資料20のとおり決定された。

## (2) 教員委員の選任について

常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについては5月12日の「委員等選考役員会」および5月13日の理事会において次期の教員委員を選考した結果、別紙資料21のとおり選任し、その所属大学および本人の承諾を得てそれぞれ委嘱された。

## 6. 各委員会の委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から説明があり、また、提案の要望書等については、それぞれ審議の結果採択された旨概略の報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

## 7. 常置委員長の選任について

総会2日目の午前中各常置委員会を開催。この各常置委員会において新委員長が次のように互選された。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 第1常置委員会 | 北村 四郎<br>(新潟大学長)   |
| 第2常置委員会 | 若槻 哲雄<br>(大阪大学長)   |
| 第3常置委員会 | 広根徳太郎<br>(山形大学長)   |
| 第4常置委員会 | 山岡 亮一<br>(高知大学長)   |
| 第5常置委員会 | 佐々木忠義<br>(東京水産大学長) |
| 第6常置委員会 | 今村 成和<br>(北海道大学長)  |

## 8. 監事の選任について

6月21日の理事会において監事の候補者の選

考を行い、これを総会に諮った結果、宮沢一橋大学長(事務取扱)、宮島筑波大学長が選任された。

## 9. 大学運営協議会地区委員の選出及び臨時委員(教員)の再任について

総会の席を借りて大学運営協議会の地区委員の選出と臨時委員の再任についての協議が行われ、いずれも決定された。

## 10. 各委員会委員長の報告と協議

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会の審議の経過について、各委員長より報告について説明した。(詳細は総会議事要録参照)

## 11. 第61回総会の日時場所等について

次の提案が了承された。

日 時	昭和52年11月16日(水)10時	第1日
	" 17日(木)	第2日
	" 18日(金)	事務連絡会議

場 所 学士会館(神田)

以上で総会の概況報告を終り、最後に事務局長より、国立大学協会規則集の主要事項についての説明ならびに「会報」についての紹介があった。

## 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和52年6月22日(水) 10:00~12:00  
場 所 教育会館第2特別会議室  
出席者 北村、竹内、前田、山田(伴)、大山、館、山田、脇坂、須田、小坂、平木、武谷、井上、斎藤、金勝、山田(敏)各委員

初めに北村委員が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会した。ついで、各委員の自己

紹介の後、議事に入った。

## 議 事

### 1. 委員長の選任について

早速互選の協議に入り、北村委員を委員長に選任した。

### 2. 今後の検討課題について

まず北村委員長より、文部省の大学院問題懇談会に提出した要望書については、まだ回答をもらっていない旨の報告があり、ついで各大学の連合大学院、総合大学院等について現状をお聞かせ願いたい旨述べられ、次のような意見の交換があった。

○ 関東地区の連合大学院については、旧制大学でカバーできない学問研究の大学間交流を新設大学まで広げ、学問の向上及び高度な研究者の養成を狙いとしている。

工学系について、関東地区の設置促進協議会で検討が進められており、また、農学系についても同様、登録制による個人参加方式でその具体化が進められている。

○ 総合大学院については、学際的大学院としての動きは十分あるが、具体的検討については進まず、したがって予算もつかないという状況である。

○ 一般的に学部の多い大学は総合大学院を、学部の少ない大学は連合大学院を設置しようとする傾向がある。

○ 連合大学院について、工学系・農学系ともに関東、中国及び四国地区では具体的検討がなされ、北海道、東北地区及び九州地区では進んでいない。

○ 連合大学院について、国大協が各大学間の

まとめをすとしても、文部省の方の立場からも検討する必要があるのではないか。例えば、要望書による項目別検討はすでに出されているが、それを制度面から詰めていく必要がある。

○ 現状においては教員養成系の修士課程設置が当面の急務である。

○ 第6常置委員会とも相談して、教官、技術系職員及び研究教育補助職員の待遇改善を検討する必要がある。

概ね以上のような意見交換があったのち、北村委員長から、大学院問題に関する要望事項について文部省に再度口頭で要請する旨述べられ、ついで次回の審議事項として次のことが了承された。

① 大学院問題に関し、農学系の連合大学院については、愛媛大の船田教授、東京農工大の川村教授にご出席願ひ、とくにその管理・運営面を中心に検討する。

② 大学における教職員の待遇改善についても、かかわりある限度で問題点の所在を指摘することにする。

③ 放送大学の進展状況については、いずれ機会を得て文部省から説明を聞くことにする。

## 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和52年6月13日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 若槻委員長

山田(守)、松本、帷子、山田(伴)、香月、市古、丸井、林、片山、三谷各委員  
肥田野、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員

若槻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日の議題としては、第一に前々から検討を続けてきた大学の履修課程の弾力化に関し、本年4月に各大学に依頼したアンケートの結果が小委員会でまとめられたので、これについてご検討願いたいこと。第二に、今次総会において委員長はじめ委員の交代があるため、本委員会としての申し送り事項について確認をしておきたいこと。第三に、共通第一次試験が昭和54年度から実施されることになり、これに伴って大学入試センターが発足したので、国大協の中での大学入試に関する事項の取扱については、今後は第2常置委員会がこれに当ることになった。それで、この問題についてどう対処していくかについて検討願いたいこと。以上三点についてご協議願うことが本日の主題であるのでよろしくご了承願いたい。

## 議 事

### 1. アンケート調査の結果について

初めに、委員長より次のとおり述べられた。

この大学の履修課程の弾力化に関する問題については昨年9月以降数回の委員会を開き、小委員会も設置して検討を続け、これについての提案をまとめて去る4月15日にこれを各大学にアンケートした。この提案は最初は3案あったが、検討の結果Ⅰ「大学卒業（中退）者の入学及び既得単位の認定」とⅡ「優秀な学生に対する大学院教育の早期開始」の2案を採択し、これに対する具体的提案を付して各大学の意見を求めた。このアンケートは5月31日締切で、現在72大学から回答が寄せられているので、これを扇谷、肥田野両専門委員に整理して頂いた。その結果は別紙資料のとおりで、本日午前中開催の小委員でこれについての検討を行ったが、まずこの結果の概要について扇谷専門委員より

説明を伺うことにしたい。

ついで、配付資料「大学の履修課程に関するアンケート結果の報告（その1）」に基づき扇谷専門委員より次のとおり説明があった。

今回のアンケートは問題構造を知るため自由記入の部分が多かったので、この問題についての問題点は明らかになったが、これを数量化して示すことは無理であった。それと、これを全学一本にまとめにくい大学では学部別、学科別等の回答もあり、一律の処理ができにくい面があった。従って今回のアンケートでは、この問題についての大体の傾向しか掴めなかったもので、今後さらに具体的な調査を行う必要があると考えられる。以上の前置きののち資料に基づき集計結果の報告が行われた。

以上の説明について概ね次のような意見が交された。

- このアンケートの回答は総合大学と単科大学の場合とではニュアンスが違う。大学全体としての意思決定なのか、それとも学部としての意思決定なのか、その点の区別が分るか。
- アンケートの記載上の注意事項として、大学全体としてまとまらないときには学部毎でも学科毎でも構わないという「註」がついていたので、回答には大学としてのまとめもあろうし、あるいは、学部としてのまとめやその他の単位のまとめもあろう。もう少し時間をもらえれば学部別にまとめることもある程度できると思う。
- 従前から編入学制度があって、この場合にも単位の認定ということは問題になっている。
- Ⅰの提案についての反対意見の中にも編入

学制度があるから、この制度を利用すればよいのではないかという意見もある。しかし、この制度では希望する大学へどこへも受験するというわけにはいかない。編入学は定員に余裕がある場合ということであるので、実際にはなかなか困難である。ところが最近には既に大学を卒業した者や、中退の者で再度大学を受験する者が増えてきたというので、このような提案をしたわけである。

- 医学部に、このような入学者が多いようであるが、これらの学生は成績が極めて優秀である。ところで、これらの者はある講義については受講しなくてもよいというような規定でもあるのであろうか。
- 新しい医科大学では一貫教育をしているところもあるが、一般の医学部では医進課程というものを2年間やらなければならないことになっている。それで、修業年限を短縮するわけにはいかないの、既に履修してきた科目について30単位まで認定をして、その余裕の時間を他の科目の受講に振り向けるということはあると思う。最近では理工系から文学部に移る学生もあり、この問題を取り上げた背景にはそのような事情もあるわけである。
- 提案Ⅰ（他大学卒業で第1学年に入学してきた学生の既修科目の単位認定）については、賛成意見が多くでいた。従って、今後はこれについてどのように対応していくかは、寄せられている意見などを参考にして詰めていかねばならない問題であろう。

提案Ⅱ（優秀学生に対する大学院教育の早期開始）については、今直ぐに賛成できないという意見も多くみられた。しかし、学科によっては特例を認めてもよいのではないかと

の意見もある。

以上のような意見が交されたのち、委員長より、午前中開催の小委員会でこのアンケート結果の報告について議論された要旨について、次のように述べられた。

このアンケート調査は実態を知るということで、各大学で考えておられることを資料としていただいたわけであるが、これについてはもう少し詳しくまとめていく必要があると思われるので、今総会には一応中間報告という形で、大体のことを報告することにする。そうしてこのアンケートの結果はもう少し内容を整備して各大学へ送付すること、また、更にきめ細かな検討が必要なため再度学部別の形で調査を行うことなどを併せて提言したい。ただ、今回の調査では提案Ⅱと提案Ⅰを一緒にして行ったが、提案Ⅱについては大学院に関する問題なので、次の調査では大学院のあるところだけを対象にして専攻別に意見を求め、それによって実態を細かく把握するようにしたらよいのではないかと考えるがいかがであろうか。

なお、提案Ⅰについては、学習意欲、学習能力の上からこれに賛成の意見が多いので、再度調査を行ってもその結果は余り変わらないと思うが、問題はこの既修単位の認定が修業年限短縮に結びつかないということである。年限の短縮に結びつかなければこの単位認定措置も意味がないという意見もかなりあった。今回のアンケートの段階では、取敢えず既修科目の単位認定だけでもと考えたわけであるが、このアンケート結果からして修業年限短縮のことも取り上げてよいように思われる。その場合これをどう盛り込んだらよいであろうか。

以上の提言について、次のような意見が交された。

- この調査の結果によっては文部省の方へ何かを要望することになるのだろうか。
- 賛成がとくに多いということであれば、具体的にはそのような資料もつけた報告書を次の総会までに準備をして、国大協としての要望書を出すというところまでいけたらよいのではなかろうかと考えている。
- 各大学で事情が違うのではないか。
- 「その大学が教育上有益と認めるときは」ということになっている。
- 単位互換のように協定書があれば、それに則ってやるという方法もある。
- 協定はそう多くの大学とはできない。また、ある大学に限定すると有効性がなくなる。範囲を狭めずという考え方である。
- これは国立大学間だけのことを考えているのか。
- その点については、第2常置委員会としてはあえて触れなかったが、公私立大学の場合も受入れるのか。
- 学士入学の場合でも試験が受ければ入学させている。
- 既修単位の認定をしたらそれを補う何らかの措置を考えねばならない。
- 再入学する学生は高校から入学してくる者とは心構えが違うのではないか。
- 単位認定を修業年限短縮に結びつけるのはむずかしいが、そこまでやらないと意味がない。
- 大学の種類や学部の違いによって、その立場が違うようであるので、まず分類別に整理する必要がある。そして、国立大学という立場で整理をしてみて、結果がよければ、つ

ぎの段階として公・私立もふくめて考えるということにしてはどうか。

- このような単位認定の途は開いておくのは結構だが、これの認定をするかどうかは、それぞれの大学・学部の自主的な判断に委ねるのがよい。国立大学の場合でも大学格差はあるので、単位の互換制をとっている大学間においては無条件でとり入れることができるとしても、これを一概に認定すべきであると決めることはできない。
- そのとおりであって、教育上有益であるというような場合には、そのようなことができるということである。
- 単位の認定ということは、国立であろうと、公・私立であろうと認めるという原則は同じであるので、それを認めるか認めないかは、その大学・学部が主体的にやるべきものであろう。
- 前に国立大学の立場で整理した上で、それを公・私立にも広めるべきであろうという意見をだしたのは、国立大学の中でも立場によっていろいろな場合もあるので、それを公・私立までに広めることは望ましいことではあるが、大変であろうから、その点に留意してやるべきであろうということである。
- 教育上有益であるということで単位を認定した場合に、そのためにできた余暇についてはどのように考えられているのだろうか。
- 履修の選択の範囲は広いのであるから、できた余暇を利用できる指導をしようということである。また、もしもカリキュラムの上で可能であれば専門の講義も受けられるのではなかろうか。そうすればそれだけあとのために役立つことになる。
- 実習などは定員が決まっているのでこれに

参加させるのはむずかしい。

- 教養課程でも選択科目があるのでそれを受講させることも考えられる。いずれにしてもこれに該当する学生の実態をつかむことが必要である。

以上のような意見が交されたのち、今総会への報告、今後の作業のすすめ方等については、委員長の方針どおり、これを了承した。なお、本日配付の資料は中間報告ではあるが、これを若干整理して参考までに総会に配付することとした。

## 2. 本委員会の申送り事項について

今次総会において委員の改選が行われ委員会が新しい構成となるのに伴う本委員会の申送り事項について、委員長より次のとおり説明があり、了承された。

前回の議事要録の最後に、前々回の委員会での検討方の要望が出された二つの問題の処置についての報告が載っているが、このうち「教職課程における教育実習のあり方」については、教員養成制度特別委員会の方で検討するということになったので一応処置がついたことになる。いま一つの鹿児島大学提案の「電気主任技術者免許状等の免除資格の問題」については、まだ検討に着手していないが、この問題はこれらの資格の免除・認定を受けるためには所定の単位を取得することになっており、このことが大学のカリキュラムの自主的改革的妨げになっているので、これらについては大まかな単位の修得が認められるよう改正してほしいというものがある。このことについては他の分野にも同様な問題があるようなので、もう少し実情を把握した上で検討するというので、次の委員会に申

送ることにした。

## 4. 共通入試に関する問題について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

当協会において入試改善の調査研究に当たっていた入試調査特別委員会は、このたびの大学入試センターの発足によってその実務的業務をこれに引継いで解散することになった。しかし、共通入試の問題については国大協として今後も関わりがあるので、入試センターとのチャンネル役を本委員会が引受けることになった。このことに関して今後どのように対処していくかについてご討議をお願いしたい。

ついで丁子事務局長から次のことが述べられた。

去る5月13日の理事会において、大学入試センターが発足したのに伴い入試期特別委員会ならびに入試調査特別委員会は廃止することになった。その時期については会長、第2常置委員長に一任されたが、入試センター所長とも相談の結果、6月10日付で廃止することにし、入試関係の事項は、今後第2常置委員会において取扱うことになった。このことについては6月11日付で各大学にも通知済みである。

次に各大学が発表する第二次試験の実施要項については、7月末までに出すことになるわけであるが、従前は各大学別々にこれを公表している。この公表は勿論各大学で行うことになるが、それをとりまとめて印刷したものを各大学なり関係方面に配布する必要があるのではないかという話が入試センターの方からあった。なお、この印刷物は入試センターと国大協の連名にしたいということである。

以上のような説明があったのち、次のような意見が交された。

- そのような印刷物を出すことは結構だと思うが、これを国大協と入試センター両者の連名にする点については納得がいかない点がある。入試センターは共通第一次試験を主管するところで、第二次試験のことについてまで触れるというところがわからない。この辺ははじめの問題として重要なことだと思われる。
- 国大協がまとめたものを入試センターが配布のサービスをするなら問題ないのではないか。
- 共通第一次試験の出題科目は入試センターで決めることになるのか。
- 共通第一次試験については、教科・科目を決めるに当たっても国大協と協議の上でのことであった。これの内容を変えるとこのときは入試センターの評議員会の決議を得ることになる。そうしてこの評議員は大部分が国大協のメンバーであるから、国大協で承認しないようなことはできないかたちにはなっている。その際に、更に問題を具体的に詰めなければならないということになれば、この第2常置委員会がやることになる。
- 身障者の受験についてであるが、共通第一次試験に出題する16科目全部を点訳することは大変な作業であるので、受験生に受験科目の申請をさせることを考えている。また、身障者が第二次試験を受けることができるかどうかは各大学にきかないと分らない点があり、それらのことについて入試センターでは各大学に照会するサービスを行っている。
- 身障者の第二次試験の受験については、共通第一次試験の実施要項に、予め志望校と相

談するようにということに記載してもらうことにしたい。

- 身障者の受験に関しては種々問題があるが、今年実施する試行テストの結果で問題点が明らかになると思う。
- 大学を卒業した者で再入学する者も共通第一次試験を受けることになるのか。
- 国立大学に入学しようとする者はすべて受けることになる。
- 推せん入学の場合についてはどうなっているのだろうか。
- 推せん入学については、共通第一次試験を受ける、受けないについては、それぞれの大学で決めることであって、入試要項に記載することになっている。
- 今後、共通入試の問題に備えて、第2常置の体制づくりを考える必要があるか。
- 入試問題を本委員会で取扱うということになるなら、とりあえずこのままスタートして、何か問題が出てきたら特別委員会でも設ければよい。
- 特別委員会を設けるということまでは考えていない。これまで共通一次の問題に関与してきた人を委員に委嘱するとか、専門委員会を設けるとかを考えてはどうかということである。

概ね、以上のような意見が交されたのち、委員長から、大学の履修課程に関するアンケートの結果については、先程も述べたように扇谷、肥田野両専門委員が手を入れて整理したものを総会の際に配付することにしたのでご了承願いたい、と述べられた。

## 第2 常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月22日(水) 10:00~12:00  
場所 国立教育会館第7研修室  
出席者 若槻委員長  
伊藤, 山田, 帷子, 山本, 市村, 香月,  
福原, 小山, 久保村, 五十嵐, 楠, 丸井,  
林, 深瀬, 許斐各委員  
扇谷専門委員

議事に先立ち、若槻大阪大学長が座長に推せんされ、各委員自己紹介の後、委員長を互選の結果、若槻大阪大学長が再任された。

### 議 事

#### 1. 委員会の審議事項について

初めに、委員長から、次のとおり述べられた。

本委員が検討を重ね昭和50年3月にとりまとめを行った身体障害者の大学受入れ問題については、文部省において予算措置がなされ、各大学においても受入れ体制が整備されつつあるので、この問題については、一応の軌道に乗ったと考えられる。

また、入試調査特別委員会(入試改善調査委員会)ならびに入試期特別委員会が、去る6月10日付をもって廃止されたので、今後入試関係事項については、第2常置委員会が取扱うことになるが、この問題については、後日改めて審議することとしたい。

それで今日は、目下アンケート結果のとりまとめを行っている大学の履修課程に関する問題についてご審議願いたい。

#### 2. 大学の履修課程に関する問題点について

まず、扇谷専門委員から、去る5月に実施した「大学の履修課程に関するアンケート」の集

計結果について、概ね、次のとおり報告があった。

提案Ⅰによる「大学卒業(中退)者の入学及び既得単位の認定について」に対する回答結果として、

他大学卒業者で1学年に入学した者の既修科目の単位認定については、「考慮する必要がある」とする大学が圧倒的多数であった。しかし、総合大学のうち学部単位で意見表示をしている大学もあるので、これらの大学については多数学部の意見をその大学の意見として判定した。したがって「考慮する必要がある」とした大学のなかにも「考慮する必要がない」の意見をもつ学部が一部含まれている。

単位認定の範囲としては、30単位程度とする大学が圧倒的多数であり、最少は20単位、最大は40単位であった。ただし、上限を設ける必要なしとする学部が一つだけあった。

認定科目としては一般教科、保健体育、外国語の順であり、除外科目としては、専門教育科目と基礎教育科目が目立った。

認定方法としては、対応科目ごとに筆記または面接試験を行う方法が共通にみられた。

単位認定措置と修業年限との関係については、「年限短縮を前提としなければ意味がない」とする積極的な立場が「年限短縮と直接結びつけない」とする消極的な立場より多い。しかし、両論があって大学としては決めがたいところも、同様に高率を示めている。

提案Ⅱによる「優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について」に対する回答結果として、

この提案について要望をもつ大学は、26校(34%)にすぎない。要望が全般的にある大学は工科系の単科大学(2校)のみである。部分

的に要望のある大学（24校）において、要望する研究科の筆頭は、理学研究科であって、中でも数学専攻（数理分析を含む）が目立ち、次いで物理学専攻などである。理学研究科に次ぐものは工学研究科（電気・電子、高分子、工学化学各専攻）である。その他に芸術大学音楽部、商学研究科経営管理専攻、経済学研究科経済学専攻、薬学研究科製薬化学専攻、栄養学研究科などがある。

優秀な学生に対して第3学年の終りに大学院入試受験資格を与える措置と学部での修業年限については、「学部の修業年限を変更せずに、あくまで特例とする」考えが圧倒的に多数を占める。

こうした措置を過半数の大学が要望しない理由は、

- 優秀性の判断基準がむずかしい。
- 4年次における実験実習、卒業研究ないし、卒業論文作成なしに大学院受験は望ましくない。
- 大学3カ年では能力判定が困難である。等が主なものである。

また、優秀者処遇の途は、年限短縮に限らない。伸びる機会を与えるため共同研究に参加させることや、奨学金の拡充などを考えるべきだ、との主張もみられる。

大学院教育の早期開始については、4年次に大学院授業科目を受講させる方式がよいとする考えが目立つ。なお、大学院3カ年で博士課程を終了できる制度を活用すれば、それで十分であるとの考えもかなりある。また、優秀者に対する早期教育は、初等・中等教育から手をうつべきであるとの主張もみられる。

全般的な印象としては、専攻の学間によっては、提案Ⅱの必要性があるだろうが、これを普

遍化することは時期尚早である。しかし、現行制度の改正を含めて、優秀学生処遇の可能性の途を検討することは望ましい、ということである。

以上の説明について、概ね次のような意見があった。

提案Ⅰについて

- 今回の調査は、総合大学等の場合、学部意見の多数決をもって読み替え操作を加えてあるので、学部単位を対象に再調査を行うことが必要と思われる。
- 医学部への進学志望者が増加している現状に鑑み、それらの内容をも含めて再調査を行うべきではないか。
- この問題は、大学設置基準の改正にもつながると思われるのでこの点も検討の要がある。

提案Ⅱについて

- 技術科学大学は、高等専門学校を卒業後社会人となった後にその経験年数等を査定して修士課程へ受け入れたい向きもあるので、特殊事情として配慮して欲しい。
- 医・歯学系を除いて、専攻別にきめの細かいアンケートをとり、念入りに検討する必要がある。
- 大学3年次で卒業と同等とみなすのは法規上問題があるのではないか。

概ね、以上の意見交換の後、本議題のまとめとして、委員長から次のように取扱うことについて諮られ、了承された。

- (1) 大学卒業（中退）者の入学及び既得単位の認定について（提案Ⅰ）

アンケートの集計結果から判断して、賛成

大学が多いので、大学卒業（中退）者が入学してきた場合、当該大学の裁量において30単位程度を目安として履修免除の認定ができるよう、法規上の問題点も整理して、合理的に解決できる方向で要望書としてまとめたい。

しかし、学部別にみると批判的な意見も見受けられるので、本委員会としての見解を補足したアンケートの再調査を、学部単位で行なったうえで要望書としてまとめたい。

#### (2) 優秀な学生に対する大学院教育の早期開始について（提案Ⅱ）

この問題については、大学卒業要件とも関連するので、医・歯学系を除いて専攻別に念入りな調査を行い、慎重に審議を重ねていきたい。

については、今まで審議された事項について整理するため小委員会を設けたい。

以上委員長の提案により、次のとおり小委員が選出された。

香月委員（千葉大）、丸井委員（名古屋大）、片山委員（岡山大）、福原委員（東京農工大）、肥田野専門委員（東大）、扇谷専門委員（大阪大）

### 3. 各大学の昭和54年度入学者選抜に関する基本的事項のとりまとめについて

このことについて、委員長から次のとおり提言があり、了承された。

入試改善調査委員会が「各大学における第二次試験のあり方等の検討経過に関する調査結果（中間報告）」をとりまとめたこともあり、また各大学の便宜に供するため、各大学の昭和54年度入学者選抜に関する基本的事項を、共通第一次学力試験実施要項と併せ、国大協と入試センターとの共編としてまとめたい。印刷は大蔵省

印刷局に依頼し、8月中旬までに刊行する予定である。

### 4. その他

(1) 入学者選抜に際し、調査書は重視すべきであるが、その取扱いについては定量化が難しい面があるので、入試センターとも協議して、その活用法を検討していきたい。

(2) 身体障害者の共通第一次試験受験については入試センターにおいて配慮するが、各大学で行う第二次試験については、受け入れ大学において十分に配慮願いたい。

委員長から、以上(1)、(2)について述べられました。承され、閉会した。

## 第3 常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月22日（水） 10:00～12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

松本、岡本、坂本、福井、古屋、加藤、豊田、桑原、後藤、三谷、山田、大賀、古川各委員

議事に先立ち、広根山形大学長が座長に推せんされ、委員長を互選の結果、広根山形大学長が再任された。

### 議 事

#### 1. 本委員会の審議事項について

広根委員長から次のとおり説明があった。

本委員会の関係事項についてまず概説したい。

(1) 本委員会では、昭和47年に教官と学生のコミュニケーションについてアンケート調査を行ったが、それによるとA群（在籍学生数4,000人以下の大学）はうまくいっていて、

B群（同4,001人以上の大学）ではうまくいっていない面もあり、また、それと逆な場合もある。

- (2) 学生の課外活動については、主として部室の問題がある。山形大学などでは、プレハブで作ったもの、古い教室を利用したものがあるが、これでは火災の心配もあるので十分ではない。それでこの問題については、①制度的な面の確立、②基準設計（文科系の部室、体育系の部室）のあり方、が問題になる。文科系の方は10年ほど前、部室の実態について、文部省が調べたことがある。

学生の課外活動施設については、概算要求の面ではあまりランクが上ではない。昭和44年頃の学園紛争の最中は、部室の予算はゼロかあるいはわずかであった。昭和46年以降これが逐次増えている。たとえば、コンサートホールその他部室関係のものが何件かできている。

- (3) 大学卒業予定者の就職問題については、今まで受け身の立場できた。文部省が主催している就職問題懇談会（大学関係8団体で構成）では、就職事務の開始時期のことが例年問題になっている。この問題については、以前から大学8団体の協定（7月就職事務開始、10月推せん開始）があったが、企業側が早期採用決定を競い、いわゆる青田買いの弊害が生じた。このため47年11月に中央雇用対策協議会でこれの歯止めの決議が行われ、48年度からは5月求人活動開始、7月選考開始ということになった。49年度もこれが踏襲されたが、48年暮の石油ショックによる経済不況から49年度には採用取消等の事態が生じ、これを契機として早期採用回避の動きが出て来て、50年度には9月求人活動開始、11月選

考開始ということになり、これが51年度からは10月求人活動開始、11月選考開始ということになっている。しかし、一年一年状況が変るし、昭和53年度はこれからの問題である。

次に大学卒業予定者の就職に関する問題として最近「指定校制」の問題が取り上げられている。これは特定の大学の学生しか就職試験を受けさせないというものであるが、これには極端な場合と、ゆるやかな場合がある。極端な場合は指定校以外の者は門前払いとなるのが実態である。それで、このような差別待遇を是正すべきであるという世論も強まってきたおり、極端な場合だけでも規制できないものかと思うが、企業側の立場もあって仲々むずかしい問題である。しかし、これを放置しておく訳にもいかないので、文部省の学生課では、まずその手始めとして、各大学の協力を得てその具体的な実態を把握し、そのデータに基づいて労働省を通じて、企業体へ善処を申入れる案が考えられている。

また、就職に関する最近の問題として「求人求職関係諸証票（求人票や身上調査書）の様式統一」の問題がある。これは就職に際して、本人の資質や能力に関係のない差別をしないようにという趣旨から、それに関係するような事項を求人求職関係の書類から削除するよう様式の統一化を図ろうというものである。これには企業側の理解と協力が必要である。

- (4) 学生部職員の待遇改善に関して、昨年に引き続き本年も要望を行うこととしたが、これは学生の厚生補導という重責を担い、大学の管理運営に関して重要な役割を果している学生部職員——特に学生部長の処遇と学生部の課長の特別調整額の改善を要望したものであ

る。

(5) 学寮の問題については、46年に学寮に関する調査報告書を作成したが、これについては種々問題があった。その後、一昨年の総会で学寮問題を再検討してほしいとの要望があったので、第4常置委員会と合同で検討を始めることになり、昨年実施した「学寮に関するアンケート」を基に調査研究を進め、目下報告書のまとめの段階に入っている。

これらの他に、暴力事件に対する対策等の問題も検討課題になった。

以上の説明に続いて、概ね次のような意見が交された。

- 学生部職員の待遇改善に関連したことであるが、学生部の事務の方では、事業資金のやり繰り面でかなりの不便を感じている。例えば、サークルの顧問教官等は、対抗試合に随行して行く時のタクシー代も自前であった。
- 特に学生部の職員の待遇改善をするべきだという理由がわからない。庶務課とか会計課その他の事務職員よりも待遇が低いのだろうか。
- この問題について特に調査はしていないが、課長の管理職手当が違う。事務局の庶務課長は、16%だが、学生部の課長は、12%のところがある。これは、課長の管理職手当の問題で一般事務官としての待遇は同じである。
- 入試の事務は学生部が中心にやっているが、それに対する手当が少ない。これが、共通第一次試験の実施となれば更にそのしわ寄せが学生部にかかってくる。入試の予算をアップして学生部の職員にも相当額の手当が与えられるように配慮されなければならない。
- 課長の管理職手当は、どういう理由でそうなっているのか。文部省に聞きただしてみる必要がある。
- 学生部長は指定職にされていない。これは文部省側の論理だと思う。人事院に相談してみてもどうか。
- 部室の問題だが、基準面積があるのではないか。福利厚生施設の面積を増やしたらどうか。学寮は別枠になっている。
- 1サークル1部室ということになるとセクトの場になる可能性があるので、共同利用施設として運営した方がよい。
- 独占的、排他的に使用する部屋は作らない。使用の都度使用願を出して使う共有の部屋を増やすべきだ。新設医大は立派な学生会館がある。
- 学寮の問題だが、貧困学生の救済から脱皮して厚生施設に、さらに教育施設として発展させたらどうか。
- 貧困学生の救済ということは、まだ一部学生に対しては必要であり、切り捨てるわけにはいかないのではないかと。
- 東京芸大の寮は、きちんとやっているということで、文部省より表彰をうけた。1年生は2人に1室、2年生以上は個室。寮費は1,400円である。
- 奨学制度が充実していれば、寮はいらないのではないかと。あとは、下宿先さえ世話すれば殆ど問題はないのではなからうか。

以上のような意見交換ののち、広根委員長より、「学寮問題、学生部職員の待遇改善の問題など、本日交された意見もふまえて午後の総会に伝えたい」旨の発言があって閉会した。

## 第4 常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月22日(水) 10:00~12:00  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 山岡委員長  
岡路, 白淵, 渡辺, 勝木, 市古, 林, 吉  
利, 増尾, 百々, 綾部, 太田, 池田, 具  
島, 中村各委員

議事に先立ち、山岡高知大学長が座長に推せんされ、各委員自己紹介の後、委員長を互選の結果、山岡高知大学長が再任された。

初めに、山岡委員長から、本委員会関係の審議事項として「学生の教育研究災害傷害保険について」、「大学保健管理施設の増加・充実について」、「大学および大学院の奨学制度の拡充について」、「共同利用研修施設の設置・充実について」および「学寮問題について」を議題として議事を進めていきたい旨の挨拶があり、議事に入った。

### 議 事

#### 1. 学生の教育研究災害傷害保険について

このことについて、山岡委員長から次のとおり現状の報告があった。

本協会が推進してきた「学生の教育研究災害補償制度」も発足後2年経過し、学生の加入状況も概ね良好であるが、さらに多くの学生に加入を呼び掛け、4年間で全学生が加入するような態勢にもっていききたい。

保険料については、発足後2年しか経過しておらず、まだ何もいえないが、2年後には状況の詳しいデータがまとまるので、その時点で保険料掛金の適正化、収益金の還元制度等、検討を加えていきたい。

また、大学院生の方からは、放射線による傷

害についても保険の対象として適用してほしいとの声もあるが、保険会社との折衝の結果、現状では困難であるとのことであった。

ついで、各委員から種々意見の交換があった後、富山大、弘前大等で保険未加入の学生が重傷を負う事故が発生し、その後保険加入者が急増した旨の報告があった。

#### 2. 大学保健管理施設の増加・充実について

このことについて、山岡委員長から次のとおり現状の報告があった。

現在のところ、保健管理センターのない国立大学は全国で13あるが、順次整備されるであろう。

ついで、各委員から大要次のような意見の交換があった。

- 保健管理センター所長の助教授を教授に昇任させる方法を伺いたい。
- 保健管理センターの教官の人事は附属病院で決定している。基準は通常の教官人事と同様である。

ただ、医学部の親教室の教授より若い人が保健センターで教授になると、将来医学部に戻ったとき人事関係がうまくいかない面もある。

- 結局教授昇任については、医学部設置基準と照合して、適格者の中から、教官だけで組織する委員会を設けて人選するしか方法はないのではないか。
- 医学部、附属病院のない大学ではどうか。
- その場合、他大学が民間の医師にお願いすることになるが、元の職場より給与が下がるので、なかなか人材が集まらない。本学では、たまたま本人の好意により来てもらったが、給与の面でなんとか待遇を改善してあげ

たい。

### 3. 大学および大学院の奨学制度の拡充について

このことについて、山岡委員長から次のとおり現状の報告があった。

本年4月から大学院博士課程については月額50,000円(旧48,000円)に、修士課程については月額39,000円(旧38,000円)に改善されたが、これでもまだ不十分である。今後更に改善を要求していきたいが、当面これ以上改善される見込みはないようである。

私立大学等で銀行と提携して、奨学金ローンを創設したところもあるようだが、これを国立大学にも適用するよう検討してはどうだろうか。

また、郵便貯金の残高が30兆円を越え、そのうち1,200億円は教育的融資として運用することが可能である。これを財源とする新たな奨学金制度を創設することを検討してどうか。

明後日、日本育英会会長に会うことになっているので、このことについて意見を伺い、その上で奨学金制度の検討を行う専門委員会を設置するかどうか検討したい。

ついで、各委員から次のような意見が述べられた。

- 銀行から奨学金のローンを受けるのは、本来あるべき姿からみて、正道か邪道か考え直す必要がある。むしろ日本育英会を拡充すべく予算上の配慮に努力すべきではないか。
- 日本育英会の奨学金については、無利子で、さらに返還義務免除等の特典があるが、銀行からの貸付となればそういう訳にもいくまいから、貸付利率、返済期限等種々問題が

残るのではないか。

### 4. 共同利用研修施設について

このことについて、山岡委員長から、「全国施設一覧表」により各地区の設置状況の報告があった。

ついで各委員から次のような意見が述べられた。

- 各施設には要員の定員がないので、維持していくうえで世話大学の負担が大変である。
- 研修施設だけでなく、運動施設も同時に整備してもらえるとよい。
- 演習林を所有する大学では、研修施設を建設するための敷地は十分にあるのだが、施設に定員がつかないので、うまく開設できない面がある。
- 全国的に施設も増えてきたので、そろそろ定員を付けるように要求する時機になったのではないか。
- 今後は、従来からの施設の拡充整備の要求とともに、定員を付けることについても要求していきたい。

### 5. 学寮問題について

このことについて、山岡委員長から次のとおり現状の報告があった。

現在、旧寮で損傷もひどく、老朽化したものが全国に約90棟ある。これを毎年約10棟ずつ新寮に建替えていくので、9年後にはすべて新寮になる見込みであるが、なるべく早く旧寮から新寮になるよう働き掛けていきたい。

また、旧寮との格差の是正、女子学生急増に伴う女子寮の新増設についても働き掛けていきたい。

ついで、これらの問題については、今後第3

常置委員会と合同で、更に検討を加えていきたい旨述べられ、閉会した。

### 第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日時 昭和52年6月20日(月) 10:00~13:00

場所 学士会分館6号室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

岡路, 綿貫, 岡本, 福井, 平島, 加藤,

豊田, 脇坂, 桑原, 後藤, 水野, 山田,

許斐, 永松各委員

粟冠専門委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

村尾, 竹内, 鈴木, 林, 吉利, 榊, 百々,

増尾, 武谷, 太田, 具島各委員

小路専門委員, 井上臨時委員

初めに広根第3常置委員長より次のように挨拶があった。

本日の議題は学寮に関する調査研究報告書のまとめということであり、お手許に配付の報告(案)は綿貫委員を委員長とする学寮小委員会において長らく検討を重ねたうえ、まとめられたものである。なお、前回(3月18日)の議事要録にもあるように、このたび、文部省から、山岡高知大学長(第4常置委員長)はじめ幾つかの大学の学生部長あるいは前学生部長等が欧米諸大学の厚生施設視察のため派遣され、その報告座談会が去る3月19日に開催されたので、この合同会議の小委員会メンバーもこれに出席し、その際の報告内容も参考にしてこの報告(案)をまとめられた。いずれにしても学寮問題には幾つかの困難な問題がある。これらの問題を小委員会は克服してまとめられたのが本日配付の「学寮に関する調査研究報告(案)」である。ついては、この案の説明を小委員会の方から伺ったうえその取扱いについて協議していただくわけであるが、その前に次の二つのことを

ご報告しておく。

その第一は、昨年提出した「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」を本年もだすかどうかということである。国立大学教官等の待遇改善に関しては第6常置委員会の方で全般的に取扱っているので、本委員会として特に学生部関係職員のことに關して再度要望すべきかどうか検討の要がある。なお、文部省学生課の方ではこの要望書提出について特に異論はないようである。

第二は、就職関係のことで、指定校制の問題と求人・求職関係の諸証票(求人票, 身上調査書等)の様式統一化の問題がある。これについては第3常置委員会で後日ご協議願うことになろうが取敢えずご報告しておきたい。

なお、学寮に関する調査研究報告については、明日から開かれる総会には、中間報告のあたりで、今日までの作業経過を口頭で報告することになろうが、これよりお手許の報告(案)について綿貫小委員長その他の小委員の方々の説明を伺ったうえ、これについて討議を行いたい。

#### 議 事

#### 1. 「学寮に関する調査研究報告(案)」について

初めに綿貫委員より次のとおり説明があった。

この報告(案)は、昨年実施した「学寮に関するアンケート」を踏まえてまとめたものであるが、まだ、小委員会の中でも詰めなければならない若干の部分もあるので、全くの素案としてご理解願いたい。なお、詰めなければならない部分というのは技術的ないしは末梢的部分で大勢に大きな影響のない事柄である。

この報告（案）をまとめるに当たってのもっとも基本的な問題点は、学寮問題を従来の枠の中で考えるのか、それとも将来の学寮を中心とした理想像に重点をおくのか、その点が合同委員会の論議の中に明確に読みとることができなかったことである。それで一応、その点は小委員会において集約をして、とも角このような形にまとめてみた。そのポイントは、従来からある学寮はそれぞれの大学によってそれぞれの事情があるのであるから、それについては従来どおりの運営を認める。次に、将来新しく建てる寮については、諸外国の例やわが国における新しい形態の寮の実例などを参考にしながら、新しい構想をたてることのできるのではなかろうかということ、二本建の論調になっている。したがって、一貫性に欠けるものにならざるをえなかった。

次に、アンケートに対する回答結果を生のまま出してよいものかどうかという問題がある。特に入退寮の手段方式の分類についての具体的な数字を示して公表した場合に、新たな問題を惹起す要因にならないかという問題がある。このように、実態調査の結果をどの程度まで公表すべきかという問題が小委員会においては悩みの種であった。したがって、この案には、まず差障りがないであろうところだけを述べたにすぎなかったのもので、結果的には期待に添えない内容のものにならざるをえなかった。

以上の説明について、原案を朗読しながら修正箇所の説明ならびに問題点の指摘があったのうち、綿貫委員より、この報告書の取扱いは極く慎重にされるべきであろうと附言された。

これについて各小委員からそれぞれの担当部分について補足説明があった。

以上をもって報告（案）についての小委員会説明を終り、つづいて、この報告書の内容およびこれの取扱い方ならびに明日の総会における報告の方針等について、次のような意見交換が行われた。

- この報告書をこの内容のまま発表すると逆用される恐れもある。
- 前回46年の報告書は学長限りにとどめることになったが、学寮の直接の責任者である学生部長に報告書の内容を伝えることは学長の責任に任されていたようである。
- 今回の報告書は前回のものより具体的な内容になっているので、その取扱いに留意しなければならぬ。
- この報告書を学寮の現状についてのレポートとするか将来のあるべき姿についての提案とするかについて、小委員会は難渋したとのことだが、この報告（案）の後半の「今後の学寮のあり方」の部分は共鳴できる。現在ある旧寮については種々の経緯があって一定の形態に統一することは困難だが、しかしこの場合にも学寮のあるべき姿を目標として示すのであれば特に問題もなく、各大学の今後の指針にもなる。
- 学寮の実情についての具体的データをまとめるよりも学寮の将来のあるべき姿を明らかにしてほしいということこれまで強調してきたが、小委員会で苦勞して学寮の実態をまとめられたのだから、これをそのまま全面的に発表し、現状はこうだから目指すところはこうだとはっきり言った方がよいと思う。
- 学寮の病状はすでになくなったところもあるが、まだ、一進一退のところ、回復間近い見込みのあるところ、あるいは再発のおそれあるところ等、その状況は各大学において

事情が異なるので、この報告書は公表せず  
この委員会メンバーだけにとどめておき、大  
学から問合せがあった場合の回答に利用す  
ることにはどうか。

- 学寮のあり方についての方向転換の時期に  
きていると思うが、一方経済的困窮学生も若  
干いる。これらの学生のためには安価な住居  
が必要とされる。育英奨学金が十分に行き渡  
ればそういった問題も解決されるので、それ  
を強く押し進める必要がある。現実の学生生  
活にはまだ厳しい面があるので、その改善  
方策を考えていかなければならない。
- 私立大学の学寮の状況はわからないであ  
ろうか。
- 私大の学寮については今回は調べなかつた  
が、47年段階の調べでは殆ど下宿屋ペースで  
あり、国立とはかなりの差があることは確か  
である。
- 私大の場合は寮長・寮母というような直接  
の管理者あるいは世話をする者が置かれてい  
るのでうまく運営されている。この点も学寮  
問題の重要な要素である。
- 私大の寮でもいろいろあるが、うまく運営  
されている場合についてみると次のような理  
由があげられる。例えば、建学の精神がある  
こと、教授が直接寮の監督に当ること、細か  
い点まで世話が行き届いていること、などが  
あり、国立大学の寮にはみられない別な要素  
がある。

以上をもって報告（案）に対する意見交換を  
終り、ついで委員長よりこの論議のまとめとし  
て次のとおり述べられた。

いろいろご意見を伺ったが、一つはこの報告  
書をどのような形のもので発表するかというこ

との問題である。これについては、報告（案）  
の後半の「今後の学寮のあり方」の部分はその  
内容・形式ともに原案のペースで公表してもと  
くに問題はない、というのが大方の意見のよう  
である。また、前半の「アンケート調査の結果  
について」の部分については、このデータは、  
それぞれの学寮のいわば病状を如実に現わして  
おり、今後の学寮のあり方にも関連があるの  
で、現況をよく理解してもらうためにも公表す  
べきであるという意見のようである。なお、こ  
れについては、現実に学寮問題を抱えている大  
学にはそう簡単にはいかないという意見もあつ  
た。

次に、本日の意見には出なかったが、この報  
告（案）にも触れられている、学寮を貧困学生  
の生活援護的なものとみる考え方から方向転換  
して、これを設備やサービスの行き届いた快適  
な居住環境を確保するものと考えて行くとい  
うことに関連し、この「快適」ということの中身  
のことが問題となる。一体、大学は学生に対し  
てどこまで配慮すればよいのかという点も検討  
を要する事柄である。

以上のように、この報告（案）については、  
なお議論の余地が残されているものと思われる  
ので、各委員はこれを持帰り学内の学寮関係者  
に提示して意見を求めていただくことにした  
い。そうして、それによって寄せられた意見も  
ふまえて、もう一度ご議論を願ひ、その際にこ  
の報告書の取扱い方についてもご協議をお願  
いすることにした。なお、明日から開かれる総  
会には、中間報告の形でこれまでの作業経過と  
この報告（案）のおおよその要旨を報告し、こ  
れについての意見を求めることにしたい。

## 2. 「学生部関係職員の待遇改善に関する要望書」について

これについては昨年の例にならない今年も同様の趣旨の要望書を提出することになった。

以上で両委員会の合同会議を終り、引続いて第4常置委員会単独の協議が行われた。

### ◎ 第4常置委員会議事概要

初めに、山岡委員長より次のとおり述べられた。

例年本委員会から提出している学生の厚生に関する3つの要望書の件について、本年もこれを提出するかどうかについてお諮りしたい。これらの要望書を本年も提出することについて文部省側の意向を打診していないが、恐らくこれを提出することに異論はないと思われるので、要望書の文案についてこれよりご審議をお願いしたい。

### 議 事

#### 1. 「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この共同利用研修施設は各地区に少なくとも2カ所を設置することを要望しているが、現在近畿地区、東海地区にはこれが設置されておらず、また1カ所しか設置されていない地区もあるので、この設置をさらに推進するよう要望したい。この要望書は46年6月以降6回に亘って提出しているが、昨年度の文案のとおりでよいかどうかご審議願いたい。

これについて、共同利用研修施設には体育施設を附設することが望ましいとの意見があり、

この趣旨をとり入れ委員長のもとで文案の修正を図ることにした。

#### 2. 「大学保健管理施設の増設・充実についての要望書」について

この要望は最近では46年6月以降6回継続して行っており、昨年度の要望書を基に文案の検討が行われた。

これについて小路専門委員より、過般開催された保健管理センター所長会議において、文部省学生課長より説明のあった事項について次のように紹介があった。

- 保健管理センターは現在68大学に設置され、未設置は13大学である。
- センター所長の教授定員振替えについては、本年度7大学について行われ、これによって一応完了する。
- 今後はセンター所属の講師の助教授振替えに重点を置き、年間10人程度を目途に行う。

以上の報告に基づき、このような状況を踏まえて文案の検討を行い、昨年度の要望書の前文を一部字句修正することで成案を得た。

#### 3. 「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」について

この要望は最近では49年6月以降3回継続して行っており、昨年度の要望書を基に文案の検討が行われた。

これについて、この奨学制度の拡充の要望は現行制度の枠の中で考えられているが、奨学制度については銀行ローンの方法などを含め抜本的な改善策を考慮する必要があるのではないかと意見があり、これについては今後の検討課題とし、要望書の文案については昨年度の要望書の前文を一部字句修正することで成案を得た。

## 第5 常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月20日(月) 16:00~17:30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 佐々木委員長  
西川, 渡辺, 久保村, 丸山, 石塚, 伊地智, 井上, 神野, 芦田, 西沢, 平木, 中村, 柿本各委員  
白倉専門委員  
(文部省)  
大門国際学術課長, 川村国際教育文化課長, 菅野留学生課課長補佐, 外1名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに, 委員長より次のように述べられた。

本日は, 議題に関連して, 文部省から大門国際学術課長, その他関係の係官が出席されているので, その説明を伺い, その後, その他の議事についてご協議を願いたい。

### 議 事

#### 1. 発展途上国との学術交流について

このことについて大門国際学術課長より資料「発展途上国との学術交流について(建議)」および「同概要」等に基づき次のとおり説明があった。

学術審議会では昭和49年春以来, 学術交流特別委員会を設けて学術国際交流促進の具体的方策を審議してきたが, このたび発展途上国との交流を重視する観点から, 次のような建議を取りまとめた。この建議では, 我が国が発展途上国との学術交流を推進することの必要な理由として次の3点を指摘している。

① これまで我が国の学術交流は先進国指向型であったが, 近年, エネルギー・天然資源問題等全地球的課題の学術的解明や, 海洋, 気象等の世界的データを必要とする研究事業や

地域研究を実施するためには, 世界の4分の3を占める発展途上国との学術交流や, これらの国の研究者の協力がなければ研究の成果をあげることができないこと。

② 発展途上国との学術交流により, 我が国とこれら諸国の研究者との間に知的連帯感を深めることは, 相互の親善に資するばかりでなく, 我が国がこれまで発展途上国に対して行ってきた経済・技術協力の効果の促進にもつながること。

③ 発展途上国側でも我が国の経験に注目し, 我が国との学術交流に対する期待を強めているので, これに応じて学術交流を進める必要があること。

以上のように発展途上国との学術交流が重要であるにもかかわらず, これまでの発展途上国との学術交流は研究者個人の努力に大きく依存していたこと, また我が国と発展途上国との間では, 学術情報交流がほとんどなかったなど, 我が国の学術研究体制に種々問題点があるので, その問題点を解決し, 発展途上国との学術交流を促進するため, 本審議会では, ①研究者交流の強化, ②情報交換の活発化, ③共同研究の促進, ④交流推進体制の整備及び⑤学術交流推進のための関係諸機関との協力の5項目について推進方策を提言している。その主要な方策として幾つかの事項が挙げられているが, その主要なものとして次のようなものがある。発展途上国との学術交流を推進するため大学, 研究所の中に協力組織を作り, この組織の中心となる大学等を拠点大学とし, このような拠点大学と協力組織を中核として相手国関連機関との間に有機的な交流関係をすすめることができるようにする。このような方策を考えているので理解と協力をお願いしたい。

以上の説明について次のような意見の交換が行われた。

- この建議は重要だが、これを具体化する場合、国大協との関係はどうなるか。例えばその問題点の一つとして、「発展途上国の研究者の多くは学位の取得を希望しているが、我が国の学位制度との関係からその期待に沿えない場合が少なくないこと」が挙げられているが、この学位の問題を取り上げても各大学がどのようにしていけばよいのか。昨年のタイ国学長を招待したときも、この問題が話題となったが、この問題は地道に検討した上で委託されるのでないと、このままでは検討できない。
- 今度の建議にはいろいろと問題点もあるが、現時点で改善できるものは改善して、このようなやり方でやってみて、果して、どのような効果があがるか、2、3年経ってから見直してみる必要があると思う。国大協の方でも今後運営についてご検討していただき、より望ましい案でもあれば示していただきたい。
- 日本海外協力事業団（JICA）との関係はどのようなことにあるのか。
- （JICA）との関係については、現在ジャイカの方から学術交流に関し文部省の方に要請があって、各大学とも相談して専門家を派遣している。ジャイカ自体はこちらの事情もわからぬこともあるので全面的に文部省に協力してもらわねば困るという考えである。この建議をするについてはジャイカや学術振興会の両者とも密接に関係をもって十分連絡をとりながらやりたいと思っている。
- この資料に示されている「拠点大学方式による日本と発展途上国との学術協力の一形

態」のチャートでは、拠点大学の位置づけが明瞭でない。これは文部省から依頼してくるのか、学術振興会から依頼してくるのか。これの組織と経費の問題はどうなるのか。

- 大枠としては学振の方が相手国と折衝をすることになるが、具体的なことについては、相手国の大学と、こちらの大学とで行うということになる。文部省としては窓口を学術振興会におくとして、そのための予算、拠点大学の整備、および研究留学生の問題等を取り計ることになると思っている。
- この構想は、53年度から発足するという計画ですすめているのであろうか。
- 来年度から実現したいと考えている。
- この構想と第5常置委員会との関係はあるのであろうか。拠点大学を選ぶのは学振か。
- 本日の説明の主旨は、よい機会でもあり、このような構想があるということを知ってもらい、拠点大学がどこかの大学に決まるとなればよろしくご協力を願いたいということであろう。なお、ただ今の質問に関連する二、三の残った問題について明確にしておく必要がある。
- その一つとして、留学生と学位の問題がある。今度来日されたタイの学長のご意見で感じたことがあるが、この問題は解決せねばならぬのではないだろうか。学位の問題については発展途上国の留学生であるということと特別にレベルを下げることは問題である。しかし、レベル・ダウンをせずにとりうる方法としてはいろいろ考えられるのではなかろうか。たとえば、留学生が帰国後母国で研究課題について研究し、それを日本の指導教官が現地である程度の研究指導をして、その研究結果を厳密に評価するというを条件とし

て学位を与えるというようなことも一つの方法であろう。

## 2. 留学生の受入れについて

まず、委員長より次のように述べられた。

国費留学生の受入れ方法について、文部省の方で今度新しい方法を検討されたということであるので説明を伺うことにしたい。

ついで菅野留学生課課長補佐より、ただ今委員長から、国費留学生の受入れについて、新しい方法を検討したということであったが、これは数年前よりやっていることであるが、本日はPRを兼ねて紹介したい、という前置があって、次のような説明があった。

国費留学生の募集選考方法については、現在、①大使館推せん方式と、②大学推せん方式とがあり、この両方式の相違点について述べると次のとおりである。

- ① 留学生の選考権について： 大使館推せんである場合は大使館であり、大学推せんである場合は当該大学である。
- ② 留学生の配置について： 大使館推せんの場合は文部省の方で各大学にお願いして協議に基づいて行われ、大学推せんの場合は当該大学ということになる。
- ③ 日本語教育について： 大使館推せんの場合、学部留学生については東京外語大で行い、研究留学生については大阪外語大で行う。大学推せんの場合は当該大学で行うということである。

次に留学生の互換についてであるが、これは、大学独自の計画で留学生を交換しようということで、47年度より試行的にこの方式を採用してきた。その後この制度は評判もよいので、徐々にこの枠を拡大していこうと考えている。

ただし、特定の地域や特定の大学に集中することは好ましくない。

この制度は公・私立については現在早大、慶大の二大学に限定しているが、来年度以降は、早、慶以外の公・私立大学にも枠を拡げていきたいと思っている。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 大学推せんの留学生の日本語教育は大変である。外部からの講師を週3回来て貰っているが手当が低い。これを正式の非常勤講師にしてはどうか。文部省としてももっと積極的方策はないか。日本語能力の問題は学位取得の問題とも関連する。
- 日本語教育については、概算要求で単価アップ等を考えている。外国人留学生特別指導費の中には、日本人家庭教育、あるいはチューターといったようなものも含まれているが、これらをうまく利用することも考えていただきたい。
- 学部留学生の勉学意識は相当に高く日本語も上手であるが、研究留学生の中には全く勉学意識の欠如しているものもある。このような事情について文部省の方では何か考えはあるのであろうか。
- 大使館推せんである場合には、国際的な関係もあり、先方の割当に応じて相当数の人数を受けることになるので、中にはそのような者が入ってくることがあるかも知れない。
- 現在、国費留学生制度は曲り角にきているようである。留学生制度は国際親善なのか、それとも学術研究なのか。先進国の留学生の中には必ずしも日本語をやるという意思がなく、日本旅行という気持ちでやってくるもの

がいる。それだけ日本の留学生制度が、ある国によってはあまくみられているところがある。そのようなことに対して一つの反省期に達しているのではないだろうか。このことについては筋をたてて考えてみる必要がある。

- たしかに曲り角にきていると思うので、十分検討したい。
- 留学生問題は第5常置委員会の範疇の中の問題であって、いろいろな問題もあるので、これからも回を重ねて検討しなければならないと思っている。

### 3. マレーシアの学長招致について

このことについて、川村国際教育文化課長より資料「昭和52年度学長招致計画実施要領(案)」に基づき次のとおり説明があった。

前回以後の経過について述べると、この学長招致のことについてマレーシア国と交渉したところ喜んで招待に応ずるとの返事があり、その来日時期についても10月4日から2週間という意思表示があった。招待する人は5大学の副学長である。これは、マレーシアはイギリス式の大学制度であるため学長は名誉職であり、実質的な大学の管理者は副学長なので、副学長を招致した方が適当であるということである。なお、ここに掲げてある氏名は我が国の資料で調べたので、あるいは若干変更があるかもしれない。その経歴については目下照会中なので次回にでもご報告する。資料の3枚目に「マレーシアの国立大学の概要」を紹介したが、マレーシアはこの5大学だけである。2枚目の「招致計画滞日日程(案)」は審議の叩き台である。なお、参考までに「大学別マレーシア留学生数」を示しておいた。

今回のスケジュールに鹿児島大学訪問を加えたのは、本年夏同大学でマレーシア農業大学学生を迎えてセミナーが開かれることを勘案したものである。なお、このスケジュール案には私立大学訪問が入っていないので、その点検討し直して6月22日の委員会に提出したい。

### 4. その他

#### オーストラリアの学長との交流の問題について

このことについて井上委員より次のような説明があった。

過日、モリソンというオーストラリアの教育関係者が教育視察のため奈良教育大へ来校された。その際に国大協での学長の国際交流の状況を説明して、希望があれば学長の交流を行ってはどうであろうかと私見を述べたところ、その後の文通(配付資料)のとおり、先方は大変に乗り気であることがわかった。この問題については、今後第5常置委員会で検討していただきたい。

以上の件については、委員長より、今後文部省のご協力を得て、前向きに検討したいと述べられ議事を終了した。

## 第5常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月22日(水) 10:00~12:00  
場所 国立教育会館第5研修室  
出席者 佐々木委員長  
西川、加藤、平島、平松、丸山、石塚、伊地智、井上、神野、芦田、岳中、勝木、金城、細谷、西沢、柿本各委員  
向坊会長

初めに、佐々木前委員長が座長に推薦され、ついで各委員の自己紹介があった。

議事

## 1. 委員長の選出について

座長より、委員長の選出が諮られ、協議の結果、佐々木前委員長が引続き再任された。

## 2. 本委員会の審議事項について

佐々木委員長から、第5常置委員会の審議事項について次のような説明があった。

### (1) 学長の国際交流について

昨年度のタイ国学長招致につづく本年度の学長国際交流の招致国としてオーストラリア、インドネシア及び社会主義国などが候補にのぼったが、最終的にはマレーシアを招致国に決定した。同国には5国立大学があるが、英国的制度で学長は名誉職であるため、招待するのは副学長になる。

その氏名は次のとおりである。

国立国民大学副学長	モハメッド・ガザリ
国立工業大学副学長	アイヌッディン・アブダル・ワヒド
国立農業大学副学長	モハメッド・ラシダン
国立マラヤ大学副学長	アंक・アブダル・アジス
国立マレーシア理科大学	ハムザ・センダット

招致計画の日程案は配付資料のとおりで、これが認められれば、前例により国大協の中に受入れのための準備委員会を設置し、委員長には会長、その他の委員には訪問される大学または機関及び本第5常置委員会関係の方々があたることを総会に諮り了承を得ることになる。

### (2) 内地研究員について

かねてからの要望に沿って内地研究員の枠の

拡大が52年度にかなり実現したので、今後はその中味・在り方について検討することが宿題になっている。

### (3) 在外研究員について

52年度から、短期在外研究員の派遣期間には1か月、2か月、3か月の3つのランクが設けられた。また従来、長期、短期を問わず決定時期の関係で出発までの準備期間に余裕がなかったが、53年度からは1年前に公募し決定を早めることになった。この在外研究員の問題も本委員会で審議する事項である。

### (4) 学術交流について

今回新しい問題として、6月17日学術審議会が建議した「発展途上国との学術交流の推進について」が提起された。これは従来の発展途上国との間の個人ペースの学術交流を組織的、継続的な交流関係に改善するため、拠点大学及びそれを軸とした協力大学を設定し、当面、学術振興会の事業として数億円の予算をつけ発展途上国との学術交流を強力に推進しようとするものである。なお、将来の構想として、日本から派遣する研究者のために発展途上国に日本センター、または、日本館等をつくることが考えられている。いずれ、この問題については本委員会においても協議することになる。

### (5) 留学生の日本語問題について

かねてから、日本にくる留学生の日本語能力が不十分であることが問題になっている。留学生について親善という観点を重視するか、教育研究上の問題を重視するかによって考え方が分れると思うが、重大な問題であり、本委員会としての意見をまとめておくことが必要になっている。

### (6) その他

① 在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会から国立

大学専任教官の採用について要望があり、これについて本委員会でも検討してきた。これには多方面の問題が含まれ難問であるが、更に意見を交換しながら対処していきたい。

- ② オーストラリアの大学協会長から井上委員に対し、学長の国際交流について積極的な提案があったが、これについて文部省は第5常置委員会の意向が決まれば、前向きに検討するというので、来年度中の宿題にしたい。

以上の説明に関して次のような意見の交換があった。

- マレーシア学長招致のスケジュールについて、10月は観光シーズンなので早急に準備委員会をつくり、7月ごろホテルを予約できるようにしてほしい。
  - マレーシアの学長は回教徒だと思うが、食事や風俗習慣について十分心得ておいてほしい。
  - 学長国際交流は一方通行では困る。2年前フランス学長を招待したが、その際ソルボンヌのパリ第一大学学長の確約があったにも拘らず、フランスからの招待がまだきていない。問合せでもいいのではないか。
  - 学長国際交流で西ドイツに招待された6人の学長の座談会記事が「大学資料」(No. 48)に載っている。その中にある西ドイツの要望に対して答える必要があるので、委員各位は読んでほしい。
  - 在外研究員について、百年待たねば順番がまわってこないという計算もあるようなので、もっと人数の枠を拡げてほしい。また、派遣期間も短期は6カ月、長期は2年までが必要ではないか。なお、年令制限も問題がある。
  - 会報 (No. 76) 掲載のタイ国学長来日報告書の中に、留学生の日本語問題や学術審議会が建議している学位の問題等、国際交流の障害になっている現状が述べられている。これは、マレーシア、インドネシア等でも共通の問題ではないかと思われ、これらの国から来ている多くの留学生に対して日本の大学はどう対応するか、本委員会としては少なくとも問題点の提起ぐらいはすべきではないか。
  - 発展途上国との学術交流の推進について、学術審議会の建議の資料をとり寄せ、本委員会で検討して意見を述べる必要があるのではないか。
  - 発展途上国との学術交流に際して、従来は資料・情報が困難であった。資料・情報の交換などは拠点大学が担当することになるのか。
  - 学術交流に当っては、同じ国に同じ目的で重複して派遣することがないように、研究者の交流の成果を公表することが必要ではないか。
  - 東南アジアの留学生で、日本に来た者と欧米に行った者との効果を比較する資料はないか。留学先の国によって派遣学生にどの程度のランクの差があるのか調査してほしい。
  - 留学生を日本人の学生寮に入れば、日本語習得に効果があるのではないか。
  - 留学生の日本語について、日常会話は分るが学術用語が分らないので授業内容が30%~50%しか理解できないという例がある。そのため、まず専門分野の中等程度の教科書からはじめて、高校程度にすすめるという方法で学術用語を習得させた。
- 概ね以上のような意見交換があつて議事を終了した。

## 第6 常置委員会議事要録

日時 昭和52年5月19日(木) 13:30~17:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 太田委員長  
今村, 和田, 加藤, 畑, 福原, 宮沢, 佐野, 高橋, 竹山, 中村各委員  
吉田, 佐藤, 荻原各専門委員  
(文部省側)  
大塚審議官, 阿部大学課長, 外1名

太田委員長主宰のもとに開会。

初めに丁子事務局長より第6常置委員長の交代の経過と飯島(前)委員長の第6常置委員会臨時委員委嘱の件が理事会(5月13日)において承認されたことの報告があった。ついで、委員長より次のような挨拶があった。

今回、飯島(前)委員長が学長の任期満了に伴い第6常置委員長を退任され、その後任として在京委員である私に就任方の要請があった。私はその任ではないが、来る6月総会までの中継役ということであり、また飯島(前)委員長が、引続き臨時委員として当分の間お世話下さることなのでお引受けすることにしたので、よろしく願いたい。

以上のような挨拶が述べられたのち、新たに委員に就任された竹山学長(広島大)の紹介があった。

### 議事

#### 1. 昭和53年度国立学校特別会計予算(概算要求)について

初めに、委員長より、次のように述べられた。

本日は文部省から大塚審議官、阿部大学課長のご出席をいただいたので、まず昭和53年度国立学校特別会計予算(概算要求)について説明

を伺い、そのあとで意見交換をお願いしたい。

ついで、大塚審議官より、次のような挨拶があった。

明日は、特別会計制度協議会が開かれ、また、来る23日には国立大学事務局長会議が開催される。その際の資料として、来年度の国立学校特別会計概算要求の基本方針についての説明資料の案をまとめたので、これについて説明したい。基本的には昨年と変わっていないが、ご意見があれば承りたい。

つづいて、阿部大学課長より次のような説明があった。

配付資料は4種類あるが、その中の(1)が来る23日に各国立大学事務局長に説明する来年度の予算編成方針(案)で、これは各大学が概算要求する場合の参考に資するものである。(2)から(4)までの資料は参考的のものであるが一括して説明する。

以上のような前置ののち、各資料に即し次のように説明があった。

#### (1) 昭和53年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)

資料を朗読しながら、一般方針の3項目と、2以下14までの個別の方針について、その要点を指摘しながら説明が行われた。

#### (2) 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(抜すい)について

この法律は、毎年学部・学科等の増設に関連して改正が行われているのであるが、本年はそのほかに特別な改正として次の二件がある。

- 1) 大学入試センターに関するもの
- 2) 定員に関する特別措置について

(3) 国立学校特別会計教職員定員増加状況について

これには、46年度以降52年度までの定員増加の状況が示されている。

(4) 昭和52年度国立学校特別会計予算案基準的経費措置状況について

これは、昭和52年度国立学校特別会計予算の基準的経費の措置状況を一覧にしたものである。そのうち主なところは、

1) 学生当積算校費については、特に大学院に重点を置き、そのなかでも理学系は11%増で、文科系は45%増というように本年度は従来とちがって文科系が大幅な増となっている。

2) 教官当積算校費については7%増ということである。

3) 教官研究旅費について

① 単価改訂 7%増(節約4%)

② 単価是正 本年度は学科目制、高等専門学校の単価について、修士講座までアップすることを年次計画としてとりあげた。

4) 設備充実費について

これは20%増である。この中で図書購入費についての手当をし、とくに外国雑誌購入費を新規計上した。

5) 特別教育研究経費

これは若干節約ということもあり、また、共同研究等の事業の年次計画が終了というような関係もあって減となっているが、総額においては、ほぼ例年とおりの額を確保することになった。

6) その他、管理的教育研究経費

他庁との関係もあって、増額は困難であるが、清掃費、光熱水料、図書館維持費、

学生の厚生補導経費等の名目で18%の増を計上した。

以上の説明に対し、次のような点について質疑があった。

○ 特別教育研究経費の中で特定研究経費が減となって、他は増となっているが、どのような理由があるのであろうか。

○ 教育方法等改善経費については、附属学校の分が別枠でとってあったので僅かながら増となったが、増の要素が認められなかったものについてはその分だけが減となった。特別教育研究経費については増額要求をしたが、予算全体のバランスの関係で通らなかった。しかし、一般経費は全般に亘って節減が行われたが、教官当積算校費については、節減なしという配慮をした。

○ 特定研究経費について、何カ年計画というような計画期間についての考えがあるだろうか。

○ その問題は、ことがらとしては、大学の方で、そのような年次計画の要望があれば、とりあげる途はあると思う。

○ 大学院の整備充実ということで独立大学院あるいは連合大学院の構想ができていますが、これについてはどのように考えられているのであろうか。

○ 独立大学院については、まだ積極的な要望まではでていない。これは、むしろ大学院問題懇談会において議論をすすめている状況であるので、具体的な提案まではかなり長い時間がかかるものと思われる。

連合大学院については、農学系のものについて一応の具体案がすすめられている。この問題についても、懇談会で議論をしていただくわけであるが、たとえば、独立の大学院大

学のようなかたちで設置した場合に、そこには専任の教官が必要ではないかというような議論がでてくる。そのような問題を詰めながら、成りたちうる構想であるかどうかを検討しなければならない。

- 研究所・研究施設の新しい部門増等には期限を付すということであるが、これが期限切れになった際に生首を晒されるようになるのではないかという不安がある。これについてはどのような考えがあるのであろうか。
- 存続期限を付するというのは、その時点までにできるだけ態勢を整えて、完成時には他に転換できるという、前提のもとに措置されるべきであろう。
- 教官当積算校費や学生当積算校費の伸びは以前は大きかったが、ここ5～6年は一桁台の低率となっているがなぜなのか。
- 積算校費の増額の必要性は感じているが、教官当積算校費は他省庁との関係があつてむずかしい。それと予算要求の枠があるので思うようにならないが、他の経費でかせぐなどできるだけ工夫している。
- 学内の環境整備について防災、安全対策のことが述べられているが、最近消防法が強化され、施設関係者はその対応に困っている。何か特別措置ができるか。
- 関係部局にそのことを伝えておく。  
概ね以上のような質疑応答があり、この議題についての協議を終った。

(文部省側退席)

次に、委員長より、明日開かれる特別会計制度協議会に、第6常置としての提言ということで意見を交しておきたいと述べられ、次のような意見が交された。

○ 先程の文部省の概算要求の方針の中には出していないが、一般会計から特別会計への繰入れが、この数年間年々減少している。これについて要望を述べなければならない。

○ 特別研究費の落込みについての先程の説明は納得しがたい点がある。科学研究費というものを杓子定規に考えることはおかしい。国の発展をはかるうえで重要な基礎的要素をなしている科学研究費に対する根本的な認識の問題になるのではなからうか。

概ね以上のような意見が交されたのち、委員長より、本日の意見の趣旨を第6常置の意見として明日の特会協議会に提言することになった。

## 2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長より次のように述べられた。

この要望書(案)は去る4月30日開催の給与問題小委員会においての討議を基にして作成されたものであつて、これからご審議いただくわけであるが、じつは、去る5月13日に理事会が開催された際に、この原案の内容について一応の説明を行い、いずれ第6常置の審議を経て総会に提出したい旨を述べ、事前の了承が得られた。ついては、まず和田委員より内容の紹介をいただきご意見を伺うことにしたい。

ついで、和田委員より原案を朗読しながら昨年 の要望書に変更を加えた点について説明があつた。

以上の説明に対して次のような意見が交された。

○ 「助手の初任給を格段に引き上げ、3等級

格付けに変更する」とあるが、助手の職務内容、任用形態は学部により異っているの、これを一律に3等級に格付けせよというのは、説得性がないのではなからうか。

○ 助手問題をどうするかということについては、過去に一回実態調査をしたが、助手の職務内容、任用形態は実にまちまちである。そこで、給与問題小委員会では近くサンプリング調査をして、もう一度助手の実態についての把握を試みようと考えているが、とりあえず、52年度の人事院勧告が出る前にこの程度の提言はしておく必要があるということである。

○ 「職務の内容や任用の手続きを明確化するとともに管理職手当を適用する。」とあるが、このような表現では、人事院なり文部省の方で基準を決めてそれによって実施するようにされたい、というように受け取られるおそれがある。

○ これは感覚的な問題である。現在学長または学部長、その他の部局長等の選考には基準があって、その基準のもとで各大学が実態にあわせて、その方法を確立している。このような共通的な基盤の了解がなければ各大学まちまちになって、困るのではなからうかということから、何等かの前提条件が必要であろうという段階での提示である。

その他若干表現上の字句修正の意見があり、これに基づいて要望書原案の案文を調べ別紙のとおりとし、これを承認した。

### 3. 助手の任用および職務の実態に関する調査について

初めに、和田委員より、原案を基に次のとおり説明があった。

助手の待遇改善に資するための実態調査は、かつて1回行ったことがあるが、その際は調査項目に不備な点があって、これを十分活用することができなかったの、今回もう1回調査を行うことにした。この原案は、給与問題小委員会において検討し作成したものであって、助手の任用に関する調査と、助手の職務の実態に関する調査の二種類について行うものである。

#### 1) 助手の任用に関する調査について

これは、国立大学における学部・附属研究所等に所属する助手の任用に関して8項目に分けて調査するものであって、各機関(学部または研究所)でまとめて貰うものである。

#### 2) 助手の職務の実態に関する調査について

これは、助手の個々について行うものであるが、全大学の助手について行うと余りにも膨大になり、また一方、個人的な調査であるので調査そのものに対する誤解があっても困るので、第6常置の委員所属の大学のみ限定して行えば調査の趣旨もわかり誤解はないであろうというように考えている。

以上の説明について、次のような質疑が行われた。

○ 個人調査票の方は助手個人に書かせるということであるが、これには問題があるのではないだろうか。

○ そのようなことを考慮して、第6常置の委員が所属する大学のみ限定したのである。

○ 本人が拒絶した場合は、その分の調査はできなくなる。また、番号で整理するとすると書いた者と書かない者との区別がつかなくなる。そうかといって記名式にするには問題がある。

○ 個人が書かなければ管理責任者が事務的に

処理してもよいのではなかろうか。

- 本人が書くのを建前とするが、不可能な場合には記載責任者を明らかにすれば、それなりに整理の仕方もあると思う。

以上のような質疑応答があったのち、2)の調査票への記入要領の前文を一部修正のうえ、回答期限は1)、2)ともに7月15日までとして、この件は承認された。

#### 4. 小委員会報告について

##### (1) 定員問題小委員会について

佐藤専門委員より次のような報告があった。

当小委員会のメンバーで作成した資料「第4次定員削減と国立大学の実態」について、去る4月30日の小委員会で文部省関係官も出席された席で説明した。また、5月12日には飯島(前)委員長に石塚専門委員と私(佐藤)が同行のうえ行政管理庁を訪問し、辻局長と米倉管理官に会見して、国立学校の定員問題検討のための資料としてこれを手渡し説明を行った。

##### (2) 大学財政問題小委員会について

これについて委員長より次のような報告があった。

大学財政問題についての報告書は、この作業の主査をしておられる大石委員が外国出張中であるので予定のように進まず、今度の総会には間に合わなくなった。それで、秋の総会までには整理を終えてこれを提出できるよう取計りたいと考えている。

##### (3) 週休2日制の試行について

丁子事務局長より次のような報告があった。

この週休2日制の問題については、文部省の方からこの問題を取扱う窓口を国大協に設けてほしいとの要望があり、第6常置でこれを担当することになった。それでこの問題についての

国大協としてのコメントをまとめる必要があるため、文部省の方へ各大学から提出された回答の写しを国大協にももらって、それを基に荻原専門委員にまとめをお願いしていた。本日、その結果が配付資料「週休2日制について」のとおり提出されたが、これは5月19日までの回答を整理したものである。

ついで、この資料について荻原専門委員より次のとおり説明があった。

週休2日制の試行については、全般的には殆どの大学が業務に支障なく実施されているものと思われる。これは事前に試行実施に対する適切な措置がなされたため、実施上全体的な問題はなかったが、個々の点については若干の問題がみられた。今回は、試行期間が3カ月(または2カ月)程度の短期間であったが、これが恒久的制度として実施することを考慮すれば、更に今後とも検討を要すると考えられる。

以上の説明に対し、この試行では非常勤職員が対象とされていない点、週休2日制と定員問題との関わり、実情に基づく対応策の検討等に関し意見が述べられた。

これにつづいて委員長より、この問題については、その後届いた回答もあるので定員問題小委員会の方で引続き整理することにして、今度の総会には中間的な報告にとどめることにする。なお、この資料は追加分も合せて、6月22日に行われる第6常置委員会に配付することにしたと述べられ、これを了承した。

##### (4) その他

大学関係七団体からの要望事項の申入れについて

委員長より、明後日、大学予算の増額、大学格差の是正その他数件の要望事項について大学関係七団体より会見の申入れがあったことに関

し、本委員会からの出席者について諮られた。

## 第6 常置委員会議事要録

日時 昭和52年6月22日(水) 10:00~12:00  
場所 国立教育会館第6研修室  
出席者 今村委員長  
九嶋、宮島、畑、太田、宮沢、佐野、三上、高橋(代:山本)、川村、竹山、中村、円藤、中塚、和田各委員  
高梨、佐藤各専門委員

初めに、太田委員(東京学芸大)が座長に推せんされ、同委員司会のもとに開会。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

### 議 事

#### 1. 委員長の互選について

まず、選出方法について協議の結果、選挙で決めることになり、投票の結果、今村委員(北海道大)が選任された。

#### 2. 今後の検討課題について

まず、委員長より次のように挨拶があった。

第6常置委員会は審議する事項の範囲も広く、かつ問題も多いことであるのでよろしくご協力をお願いしたい。本委員会では、現在既に審議と作業が進行中のものもあり、また、今後なお検討しながら作業をすすめなければならない問題もあるので、本日はそのおおよその方針についてご協議願いたい。

以上のように述べられて協議に入った。

##### (1) 国立大学教官等の待遇改善について

これについては例年のとおり、人事院勧告が出る前にある程度の提言しておく必要があるとうことで、本年も給与問題小委員会においての討議を経て作成した要望書を今総会に提

出し採択された。

なお、助手の待遇問題をどうするかということについては懸案の課題であり、過去にも実態調査を行ったが、助手の職務内容、任用形態は実にまちまちであるので、給与問題小委員会では、調査項目を再検討のうえ再度助手の実態把握のための調査を行うことにした。これについては、いずれ回答が寄せられれば、それをまとめて検討をすすめなければならないと考えている。

##### (2) 昭和53年度国立学校特別会計予算(概算要求)について

これについては、毎年要望書を提出しているが、本年も秋の総会以前には、その作業を完了することにした。

##### (3) 定員問題について

これについては、定員削減は非常に困るということであるが、それではこれの対策はどうすべきであるかということになると、仲々むずかしい問題である。一つの考え方として、国立大学の定員は総定員法の対象から外すべきだという考え方が従来からあるが、それが果して有効適切な方策になり得るかどうかということについては、結論はまだ出ていない。具体的にどうすればよいかということは甚だ困難ではあるが、定員問題小委員会においてはこの問題の究明に資するため、「第4次定員削減と国立大学の实態」という資料を作成した。これは詳細な資料を基に事実を明らかにしたものであって、これを基に国大協としての意見を述べることも可能であるが、ただ急いで結論を出すのも十分でないという意見もあり、秋の総会までに十分検討を重ねたうえで要望書を提出することにした。

なお、この資料は第6常置委員会のメンバー

には部外秘として配付したが、各大学でも参考になると思うので、具体例など差障りのある部分は削除したものを全大学に配布することにした。

#### (4) 大学財政の問題について

これについては、大学財政小委員会での討議と資料を基に、その報告書が準備されたが、最後の整理の都合で今総会に提出することができなかった。秋の総会には提出する予定である。

#### (5) 週休2日制について

この問題については、現在前半の試行を終ったところで各大学から文部省へ報告書が提出されている。それで、本委員会としてはこの報告書の写を各大学から送って貰い、それを基に国大協としての立場からこの問題の調査検討をすることにしている。これについては、表向きは各大学とも特に支障がないという結果がでていようであるが、実際は、なお一層きめ細かく検討しなければならない事情もあると思われるので、後半の6カ月の試行を見たあとで問題点を明らかにして、必要な提案をしたいと考えている。

以上で本日の議事を終り、次のように各小委員会のメンバーを決めて閉会した。

- (1) 給与問題小委員会（委員長、太田、宮沢、円藤、和田各委員、その他従来の各専門委員）
- (2) 定員問題小委員会（委員長、畑、宮沢、和田各委員、その他従来の各専門委員）
- (3) 大学財政小委員会（従来の通り）

## 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和52年6月3日（金） 13：30～16：30  
場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長  
勝木(代：吉田)、豊田、吉利(代：吉村)、  
石塚、須田、小坂、具島、武谷各委員  
堀、尾島、中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

共通第一次試験実施に伴う各大学の第二次試験のあり方については、先に国大協でアンケート調査が行われた。その結果を入試センターで集計し、それを各大学にフィードバックしたので、各大学はそれを契機に4月末から5月にかけて真剣な検討の段階に入った。ところが、それと偶然時を同じくして6大学学長会議が開催され、第二次試験のあり方について討議が行われたところ、各大学殊に医学系においては、第二次試験のやり方が余りにも異なるようでは適当でないという意見がでて、とにかく、結論がでるでないは別としても、この特別委員会では現時点での情報ないしは意見交換を行ってみる必要があるという要望があって、本日の委員会を開催することになった。

以上のように本日の会議の趣旨が述べられて議事に入った。

### 議 事

#### 1. 医学・歯学系大学・学部の第二次試験に関する意見交換について

各委員よりそれぞれ次のように報告があった。

a； 学力の判定を共通第一次試験だけでみて、第二次で学力試験をしないのは困る。数学のほか物理・化学・生物については、共通第一次で選択しなかった科目について試験をする必要がある、という意見が支配的である。次に、医学部の中には高校の調査書について、大学の方から注文をつけて、それによって高校側で学力

評価をしてもらえるのであれば学力試験の必要はない、という意見もある。ただ問題は、これまで入試の出題・採点に携わってきた教養部並びに教育学部では、これからの入試つまり第二次入試は各学部が独自に行うべきであるという意見である。そこで、第二次試験のあり方を考える科目別懇談会を設け全学的に意見交換を行っている。しかしこれは、あくまで第二次試験のあり方について学部相互間の理解を深めるためのフリートキングの場であって、第二次試験の方法や科目の決定機関ではない。各学部は懇談会で得た情報も考慮しながら、6月の末までには最終見解をだすことになる。なお、足切り、そうして面接・小論文による第二次試験の方法には不安があり消極的である。

**b** ; 第二次試験は全学一本のかたちで、一日で終わらせることにするという申しせになった。そうして医学部では第二次試験には数学はⅠ、Ⅱ、Ⅲを一本にして1科目、理科は3科目の中の2科目を課するということである。次に英語であるが、はじめのうちは第一次試験だけでも十分ではないかという意見もあったが、結局、他大学の状況をみたくうえで採否を決めることになった。ただ、英語を入れるとなると一日半の日数を要することになるので、それが盲点になっている。次に、面接の問題はまだ未解決であるが、小論文は約800字のものを書かせるということである。なお、第一次試験と第二次試験の評価の割合は10:4.5とし、第一次をやや重くみることにする。第二次募集はしない。足切りはこれからの問題としておき、面接を取り入れることになった場合に考えるということになった。

次は、中・四国学長会議の状況であるが、そこで交された意見は概括すれば大体同じような

状況にあるといえる。まだ、はっきりとは決められない部分があるので、大学間の調整ということはしないにしても、相互に連絡・協議をして6月の末までには可能な限り同じようなかたちの第二次試験が行えるような結論を見出すことにしたいということであった。

**c** ; 第二次試験は文科系と理科系に分けて、基本的には従来の総点を動かさないという原則になった。そうして、理科系は3教科4科目、文科系は3教科3科目で、第二次試験に課さない教科は社会、それに理科系では国語、文科系では理科は課さない、というかたちで全学的に統一された。各教科の配点はまだ公表するところまで至っていないが、総点は850点である。

次は、医学部であるが、医学部も理科系ということで54年度はとにかく、このかたちで第二次試験をやってみて、その後で考えるべきことがあれば考えることにする、ということである。なお、従来、医学部では身体検査に関連させて面接をやっているの、これをどうするかという問題がある。しかし、54年度はやらないということである。もし、やるとすればそれは医学部内の問題として処理するということである。

なお、聞くところによれば京都大学の医学部は神戸大学とほぼ同様である。次に大阪大学では医学部の小委員会レベルの見解は、第二次試験は行わずに面接と小論文にするということであるが、それに対し教授会では反対の意見が強い。なお、面接・小論文に限るとする立場では表向きは足切りはしないとってはいるが、実際問題としては足切りはせざるをえないであろう。

**d** ; これというまとまった意見はない。し

かし、第一次と第二次の評価を殆ど同じにしたい。小論文については医学部をはじめ賛成は少ない。僅かに文科系の方で行いたいとする一、二の学部がある。いずれにしても文科系と理科系に分けてまとめた意見を、6月の末に持ち寄って協議するという申合せになっている。ただ、第二次試験の方にも相当の予算措置をすべきである。それでないとな十分な第二次試験は行えないし、延いてはそれが第一次試験の成否にも大きく影響することになる、という意見がある。

e ; 中間報告になるが一応の案ができた。それは(1)共通第一次試験、(2)第二次学力試験、(3)面接または小論文+高校調査書という三本の柱からできている。しかし、第一次と第二次の総合点をだして合否の殆どを決める。面接・小論文はCランクの者についての参考にする。調査書はボーダーラインにある者についての資料にするにとどめる。次に面接にはかなりの長時間をかけなければならないが、それにはどれだけの意味があるかということで、いま検討がすすめられている。小論文は原則として800字のものにする。その評価の仕方については検討中である。

f ; まだ、結論はでていない。第二次試験で小論文・面接を実施する場合には入学定員の3倍という人数では到底無理である。やるからには最大限2倍くらいの人数に絞るべきであるという意見が強い。そこで、入試センターは1.5~2倍の足切りを認めるのかどうかという問題がある。このように、今日ここで報告する段階には至っていないが、概括して言えば、第二次学力試験(2・3科目)は行うべきであるとする立場と第二次学力試験は行う必要がないとする立場の意見が対立していて、まだ、合意点

に達していない。

ところで、ある特定の大学が第二次学力試験は行わないということを発表すれば、その大学には試験に弱い学生が殺到する事態が予想されるので、この問題をどのように考えるか。しかし、反面では受験に鍛えられた学生だけを集める必要もないであろうとする考えもあろう。更に医学生には二・三のいかなる教科について試験をすれば適性な学生を選抜することができるか、その根拠は見出せない。そうだとすれば試験はやらなくてもよいという考えも成立つことになる。

g ; まだ結論はでていない。小委員会において検討中である。第二次試験は数学・理科・外国語の3科目について行う。数学はⅡBとⅢを1科目とし、理科は物理・化学・生物いずれもⅠ・Ⅱのうち1科目指定する。外国語は英語・独語・仏語のうち1科目を選択とする。面接・小論文はいずれも具体的なやり方について検討中である。次に、共通第一次の成績は利用するが、その評価については結論がでていない。足切りは3倍程度にするということである。なお、将来の問題として、共通第一次は医・歯学系についての特別の考慮が払われていないので、やり方についてある種の検討を加えたい。もう一つは、やはり将来の問題として、医者として適性でないと思われる学生の転学部あるいは転学ということも検討すべきであるという意見がある。

h ; 第二次試験は外国語・数学の2科目について行う。足切りは3倍程度にする。次に小論文を課する場合の配点を何点にすべきかということが問題になっている。また、小論文によって国語の能力はわかるが、これを合否判定の資料とするのは困難であるということであるの

で、本日他大学の意見を持帰り参考にしたい。次は、心理テストであるが、これまで問題にされていた精神病が治癒できるものということであれば、これによって不合格にすることは人道的に許されないということである。もう一つは調査書と高校の履修の問題であるが、医学部進学者について、必修科目を指定し、これを履修することが望ましいというように募集要項に載せることはできないかという意見がある。

高校の履修課程を阻害することなく、かつ、高校生の履修が可能な限度内であれば許されるであろう。これに類似の問題では欠格条項（例えば色盲）を募集要項に載せることによって、ある種の問題が派生的にでてくることがないとはいえない。

i ; この問題の取組み方として、第一次試験は国大協の基本的理念をふまえる。次に、第二次試験は各学部ごとに主体的に検討して、ある時点から共通のものがでてくれば全学共通の事柄として実施するという基本線が確立された。なお、医学部においては、「日本医学教育学会選抜検討委員会」の答申の結果について全教官にアンケート調査をしたところ、予想外に大多数の教官から第二次試験には学科試験は課さないという結果がでた。まだ最終結論には至っていないが、医学部においては第二次試験は面接・小論文とする、という方向で具体的な検討をすすめることになった。次に、足切りは3倍にして、面接・小論文は点数によって合否を決するという事はしない。ただ、適性判定の資料にするという考え方である。そうして、学力試験をしない代りに調査書の成績をある範囲で考慮する。なお、推薦入学も取り入れる方向で検討がすすめられている。

j ; 全学的な常設機関として入学管理室が

置かれ、そこで54年度以降の基本方針がだされた。その第一は、国立大学共通第一次試験を行う。第二は、国大協が示した第二次試験のガイドラインを尊重する。第三は、推薦入学を行う。次に、各論として第二次試験に関しては各学群の主体性に任せるが、学力試験を行う場合は3科目以内とし、面接・小論文・実技検査（体育学系）を自由に組合せて行うものとする、という方向で検討がすすめられている。医学系では、第二次試験にはおそらく学力試験は課さない。面接・小論文と調査書によって合否を判定することになる。そうして面接には個別面接と集団面接を併用し、小論文は600字以内とするが、いずれも不適格者の排除に役立てることを主眼にしている。足切りは従来は客観テストで2.5倍であったが、54年度は第一次試験の結果と調査書により2.5~3倍にすることになる。

なお、54年度からは試みに問題解決力もみることでできる小論文を課して、不適格者の排除だけでなく適格者の選抜にも利用する方向で検討がすすめられている。

k ; 入試改善委員会において第二次試験のあり方を検討していたが、とにかく出題と採点をどこが責任をもってやるかという問題になって、いま、その意見の調整をすすめている段階である。希望としては、文科系においては英語だけあるいは英語・数学・国語の3科目について、理科系においては数学・理科それに学部によっては外国語も第二次学力試験に課したい、という意見がある。そうして医学部においては面接・小論文ということも真剣に考えていたが、最近はその考えは後退してきた。できれば文科系・理科系共通のベースを見出し、その上に各学部の特色を生かすかたちでまとめた

と考えている。足切りの問題は、出題と採点の  
労力とのからみから3倍程度の可能性が予想さ  
れる。

- 東大・京大の状況はわからないであらう  
か。
- 京大は2ないし3科目について学力試験を  
行う模様である。東大についての情報はまだ  
入っていない。ちなみに大阪大の足切りは3  
倍ということである。

以上をもって各委員からそれぞれの大学の第  
二次試験に関する検討の現況報告を終った。

ついで委員長より次のとおりまとめの報告が  
あった。

これまでの報告を総括すれば、いずれも未決  
定の場合であるが、医学部においては、

- ① 第二次学力試験を行わないとみられるのは  
二大学である。
- ② 第二次学力試験を行わないという意見が後  
退したとみられるのは二大学である。
- ③ その外の大学では3科目ないしは4科目に  
ついて第二次学力試験を行うという意見が大  
勢を占めているとみられる。
- ④ 調査書の利用の仕方については、第二次学  
力試験を行わない場合あるいは第二次学力試  
験に課さない科目についての評価の際に重視  
する、という考え方の意見がはっきりとで  
ている。
- ⑤ 面接・小論文については評価の仕方に困難  
性がある、ということである。

おおよそ、このような結果になる。しかし、  
当委員会としては、ここで意見をまとめるとい  
うことではない。本日述べられた意見を各委員  
が持帰り、それぞれの大学あるいは各地区のこ  
れからの検討に反映することにしたい。

## 教養課程に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和52年6月20日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 武谷委員長

加藤、広根、向坊、久保、福井、佐々木、  
吉利、若槻、円藤、竹山、岳中各委員  
式部、佐久間、緒方各専門委員  
(文部省)

滝沢大学課長、外1名

武谷委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように述べられた。

この委員会は暫く休会状態にあったが、昨年  
の9月から再開して今度で4回目の会合であ  
る。本日は、教養課程に関する現状と問題点な  
らびにこれについての文部省の考えを伺うとい  
うことで滝沢大学課長に出席を願ったわけであ  
る。そこで先ず最初に文部省の説明を伺い、そ  
ののちご協議を願いたい。

### 議 事

#### 1. 当面検討すべき問題点について

滝沢大学課長より、資料「教養教育の現状等  
について」に基づき、次の事項に関し概要の説  
明があった。

- ① 教養教育に関連する大学制度の弾力化
- ② 教育方法等改善経費
- ③ 教養教育担当教官の増加
- ④ 一般教育設備費
- ⑤ 教育特別設備費
- ⑥ 教養教育実施組織の現状

以上の説明について次のような意見が交され  
た。

- 教養部の教官の待遇なり研究費と、専門学  
部の教官のそれとは格差がある。そこら

いろいろな問題があるので、まず、これを解消することが先決問題ではなからうか。じつは、先回広島大学の総合科学部の説明を伺った際に、総合科学部に改組されて、何が一番メリットがあったかということが話題になり、そのとき伺ったことによれば、教養部が総合科学部というかたちに改組したために教養部の教官は自分たちの研究を推進するかたちにとれて、それに見合う予算もつくようになり、その結果、教育研究意欲も高まり、それが学生にも反映して良い教育効果を与えているということである。このような事情から教養部に対する文部省の考えを伺いたい。

- 現在のところ文部省では、教養課程をどのようなかたちですべきかという一つの想定があるわけではない。教養部については、いろいろな問題があることは文部省も意識している。しかし、その対応については、各大学の実態なり学部構成が違うので、一律には考えられない点がある。そこで、目下のところは各大学のいろいろな構想を伺って、それについて考えさせていただくというところである。
- 急激な改組も困難であるので、差当り教養部の教官のまま、大学院のマスターなり、ドクターの教官という学内処置をすれば研究意欲も高まるので、文部省はこれらの待遇について考えてもらいたい。
- 原則的には、大学院を担当するということになっても、研究費の面がにわかに変るということにはならないと思うが、工夫の方法はあろうかと思われる。しかし、待遇の問題だけで解決される問題ではない。基本的には教官の位置づけそのものに問題がある。
- 東大では基礎講座というのが進行している

ようであるが、その辺の状況はどのようになっているのであろうか。

- 東大では、そのような一つの案をもって文部省とも相談して、そのようなかたちの概算要求を出したいというところまでには至っている。
- 一般教育設備費というのが資料に示されているが、これは一般教養のために配分されるものであるのか、それとも特別な何かに配分されるものであろうか。
- これは、極めて一般的なものに配分されるものであり、教育特別設備費は、何か特別な計画をされるものに配分されるものである。
- 総合コース開設というのはどのようなことなのであろうか。
- これは教官増という問題とも関連がある。教養教育担当教官の増加というのは、学生数の増加に伴って増えるのであるが、それ以外に何か理由をつけて一般教育の教官数を増やしたいという気持ちはあるけれども、それがなかなか実現しない。そこで、一般教育の学科目の増の中に、総合コースを開設するというかたちで教官増をはかるといったような方法をとって、少しでも改善していきたいと考えている。
- これはどのようなところに増やされているのであろうか。新制大学で非常に歪の大きいところとか、それとも学生数が大変多くて困っている大きな大学に増やされているのであろうか。
- 単純には言えないのであるが、学生数に対する教官数の不一致ということも一つの理由である。次に、学内の予算のでき具合のバランスの問題もある。要するに各大学の一般教育の学科目の必要上からなされているもので

あろう。

- 設備費について、維持費はどのようになっているのであろうか。
- 維持費をつけることは困難であって、現在その成算はない。
- 一般教育の中では、外国語教育が問題である。現在の基準に即してやるためには非常勤講師に頼らざるをえない状況であるので、外国語教育のあり方について何かを考えなくてはならないのではないだろうか。また、外国人教師はどのような基準で置かれているのであろうか。
- 予算要求の上では、ただ予測的にどれ位にしたらいかがということをやっているだけであって、基準的にやるということは、おそらくないのではなかろうか。

ここで、外国語教育の問題であるが、一般教育課程の問題については、すでに解決されていると思われる。その他の外国語教育の問題については、宿題として残っており、46年の中教審の答申の中でも、また、その後においても、たとえば認定制度をある程度使うとか、方法上の工夫ができないものかどうか検討しなければならない問題である。
- 共同研修であるが、これはかなりの効果もあることであるので予算の増額に努力されたい。
- 計画に即してできるだけ進めたいと思っている。
- 共同研修は昨年、九州地区で行ったが、その結果は非常に評判がよい。総合的な問題を採り上げて各大学の教官の得意なところを講義することにしてるので、講義全体的内容もバランスがとれているし、また、教官も学生も泊り込みであるので教官も学生との接触

がよくなり、横の大学の学生相互間の親睦感も高まり、教官からも好評であり、今後もし非行ってほしいという要望がある。

- 参加人数はどれ位であろうか。
- 施設の都合もあるのであるが、教官を含めて100名程度である。参加大学は6大学であり、学生数は84名で教官は10名で行った。
- カリキュラム等の計画は教官が自前にたてるのであろうか。
- 大筋は学部長間で決めて、具体的な問題については学務委員、教務委員長等の集まりで決めることになる。単位としては総合科目として認定する。期間は3泊4日乃至4泊5日ということであるので、参加すれば2単位は認められるのではないかということである。時期は休暇の期間に行う。
- 教養部のある大学を対象としたのであるが、それ以外の大学からも強い要望がある。
- 内容は教養の内容のものだけで専門のものについては一切ないということであろうか。
- 現在はその通りで、将来は専門のものについても行いたいという考えである。なお、その際の必要経費については文部省に考慮してもらっている。

以上で文部省の関係官を交えての意見交換を終った。

(文部省側退席)

次に委員長より、この委員会の今後の作業のすすめ方としては、各大学の実情を調査して問題点を具体的に検討しながら、いくつかのシステムとしてのパターンが考えられるのではないかということを検討を進めることにしてはいかかであろうかと諮られ、この提言について協議の結果、異議なく了承された。

ついで委員長より、この委員会の再開後の審議の経過について説明があり、教養部改組の種々のケースについてのメリット、デメリットについて更に検討したいと述べられ、これについて若槻委員より、大阪大学の言語文化部の設置にいたるまでの経緯、設置の効果、問題点等について詳細な説明があった。

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 言語文化部の教授会はあるのであろうか。
- 教養部の残りの始末がすんでいないので部内規則などが最終的には決まっていはいない。それで形式的には教養部の承認を得て決めている状況である。しかし部長と評議員は選出している。
- 大学院構想についての考えはあるのであろうか。
- 開設の時に修士コース開設が入っている。
- 言語文化部の中には、文学部の英、独、仏文学は入っていないのであろうか。
- それは全く別である。
- 研究費が増えたというのはどのようなことになるのであろうか。
- 大講座制ということで一人当の教官研究費は学部の教官と比較するのはむずかしいが、教養部のときよりは増えている。
- 言語文化部の創設により教養部は縮小されたのか。将来は教養部解消ということを考えているのか。
- 教官の分属というのがなかなか困難なことである。たとえば、数学などは多勢であるので、これが理学部に所属するとすると無理であり、学生数に応じて分属するとすると理学部と大半は工学部所属ということになる。そうなると共同研究の場を失うということで数学の教官グループはそれを望んでいない。化学などは、それほどでもないが、そのようなことで、やはり言語文化部に近いかたちを考えて教育と研究の組織にしたいというのが大筋のところである。
- 外国人教師は日本にいる外国人を招くのであろうか。宿舎と給料の点で困ることはないのであろうか。
- 東京芸大の場合は別であろうが、今のところ比較的若い外国人教師が本国などから来ていて、宿舎費も給料についても満足とはいえないまでも、どうにか納まっている。
- 体育科学部の構想については、残りの教養部の問題がはっきりしなければ駄目だということであるが、どのレベルでストップになっているのであろうか。
- 学内の事情と文部省の方と両方である。
- 言語文化部ができて、いろいろメリットがあるということはわかったが、一般教育についての責任体制について、教授会が確立していないといけように思われるが、最終的にはどのようなことを考えられているのであろうか。
- その点については教養部というものがあって、そこで責任体制がはっきりしているということであればよいのであるが、それが、このように言語文化部・体育科学部・その他に分かれたとなると、そこで、また、それらを合せた協議会でもあればよいかも知れないが、折角独立したものを合せるということもおかしなものであり、その辺で何かよい工夫でもないものかと思っている。
- 各大学の教養部の現場の方で、このように

してもらいたいというような要望は出ているのであろうか。

- 国大協の大学運営協議会でまとめた「大学改革に関する調査研究報告書」（第3次報告書）で教養部のあり方について取り上げているが、大学で教養部のおかれている位置とか、それをとりまく学部の構成なりが、それぞれ違って、一般的な共通問題はあるとしても、先行きどちらの方に重点をおいていくべきかということになると、それぞれかなり違って、仲々むずかしい点がある。そこで、各大学の新しい試みの情報というのは参考になるのではなかろうか。
- 岩手大学の人文社会科学部については、昨年の11月にその構想について説明を伺ったのであるが、その後の状況はいかがであろうか。
- 去る5月22日の設置法改正で発足したばかりであるので、もう1年位経ってみなければ理想として考えたことがどの程度に実現しているかということもわからないし、これから検討しなければならない問題も多いと思っている。
- 広島大・岩手大のように一貫教育と同時に、講座化されたというケースは一つのパターンとして見本になるわけであるが、学生の教育面というようなことが、どう解決されるかは、これから答がでてくる問題だと思われる。東大の教養学部のできた当初には講座にならないままでシニアのコースを設けたのであるが、遅ればせながら今度、学生を増加させないで講座化しようと考えている。これが、果してプラスになるかどうかは、広島大なり岩手大がこのように成果があるということになれば大いに参考になると思う。

- 次回には東大の現在考えられている構想について伺うことにしたい。

以上のような意見の交換があつて、本日の議事を終了した。

## 大学格差問題特別委員会議事要録

日時 昭和52年6月14日（火） 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

渡辺、畑、太田、久保村、豊田、丸山、

小坂各委員

下沢、鎌田両専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のとおり新委員の紹介があつた。

丸山 健委員（静岡大学長）

鎌田 邦夫専門委員（埼玉大事務局長）

ついで下子事務局長より次のとおりのことを述べた。

本特別委員会の構成については、これが設置されるに至った当時の大学の学長から引続き委員を継承する定めとなっている。現在欠員となっている東北大学は本特別委員会設置当時の委員ではなかったが、この特別委員会の構成が、いわゆる新設大学だけでなく、旧設大学からの参加もあった方がよいということから、当時第1常置の委員長であった関係もあつて東北大学からご参加いただいたというような経緯がある。

このように、例外的な措置として参加していただいた委員であるので、その後任に関しては一応欠員のままにしておき、当委員会のご意向により補充の手続きをとることにしたい。

ついで委員長から、いま事務局長の説明のような特別な経緯もあるので、これの補充については後程ご協議をお願いする、と述べられたの

ち、次のとおり挨拶があった。

前回は、昨年11月16日に委員会を開き、その翌日から開催された総会に経過報告をした。これについては特別な質問あるいは意見はなかったが、これに関連する事項として新制大学のドクターコース設置の問題について熱心な論議が交された。それ以来この委員会は開いていなかったが、そののち委員の交代もあり、また、近く総会も開催されるので、本日は特別な議題を用意しているわけではないが、この際に情報の交換なり、あるいは今後のすすめ方等について意見交換を行っておきたいと考え、お集まり願ったわけである。

なお、今後のすすめ方についての前回の意見としては、

- (1) この委員会の調査研究が国立大学の水平化運動のように受取られるようになっては困るので、そういうようなことではなくて、日本の大学教育のあり方という面からすすめていくのが正当ではないかという意見。
- (2) 格差是正というような見方ではなく、むしろ新設大学の充実というような視点に立つべきではないかという意見。
- (3) 新設大学のドクターコース設置については、内容の充実した大学から進めるようにすべきであるという意見。
- (4) 新設大学充実のため施設設備費を十分貰うようにすべきである。いまのように旧設大学に多く流れるような配分方法では格差を大きくするばかりであるという意見。

以上の四つのことが主な意見であったと思う。

ところで、この委員会のすすめ方はむずかしい。文部省でも格差是正の趣旨はわかると言うが、現実の事となると簡単には選びそうでな

い。しかし、文部省としても何等かの形で大学の充実を考えてくれているものと思われる。

本日は、以上の経緯と現状のみをまずご報告したわけであるが、一般的な議論の資料になればと考え、鎌田専門委員にお願いして、取急ぎ用意していただいた資料をお手許に配付した。

以上のように述べられ議事に入った。

## 議 事

### 1. 格差是正に関する中間報告提出後の経過について

まず、前回の議事録朗読があった。これに関し、2P4行め以下9行めの「……という意見であった。」までを「その際の文部省の意見は、格差是正の主旨はわかるが、他大学の足を引っばるようなものであってはならないという趣旨の意見であった。」と訂正したのちこれを承認した。

ついで、次のような意見が交された。

- この特別委員会の名称（大学格差問題特別委員会）は余り適当ではないのではないか。現在では格差是正というのは別な意味に使われている。
- この委員会の名称は当初は「新設大学拡充特別委員会」となっていたが、49年11月の委員会でこの名称ではこの委員会の任務が明瞭にならないということで、現在のような名称に改称された。
- 「新設大学」という言葉も、新制大学発足後25、6年経った現在では適切でないのではないか。何かはこの名称が正式に使われたことがあるのであろうか。
- 38年の第29回総会で「新設大学拡充特別委員会」というものの設置が決まった。この委員会がその後「大学格差問題特別委員会」と

なって現在にいたっているが、報告書などを書く際に問題になるのは「新設大学」の定義はなにかということである。もう一つには「地方大学」という名称も使われているがこれも実体ははっきりしない。それでは、現在「新設大学」、「地方大学」という名称に代る適当な用語があるかという一寸見当らない。しかし、現在の「大学格差問題特別委員会」という名称が果して適切であるかどうか疑問である。

- 格差ということを表面で使わないということであれば、いわゆる旧制の大学も一緒に含めて、大学全体の整備充実ということを検討してはどうであろうか。
- 大学全体の制度に関わる問題であれば、第1常置委員会で取扱われるものではなかろうか。
- 38年にこの特別委員会ができたが、43年5月に開かれた委員会を最後に審議が中断された。たまたまそのメンバーの1人が第1常置委員会に入っていた関係で、この問題が大学の組織制度上の問題として第1常置で取り上げられ、47年6月20日の委員会でこの問題を審議する「大学格差是正小委員会」の設置が決まり、同年11月13日の委員会に小委員会の中間報告が提出された。しかしこの問題は、これを審議するための特別委員会が設けられていることであるから、その委員会に検討を委ねるのが適当ということになり、49年10月9日に両委員長間の事務引継ぎが行われ、同年11月12日に委員会が再開されて今日に至ったわけである。しかし、この大学間の格差是正の問題というのは微妙な点があってまとめるのがむずかしい。
- この委員会での論議が水平化運動とみられ

ないためには広い場で論議して貰った方がよいかもかもしれない。調査の仕事が終わったらこの委員会はなくなってもよいかもかもしれない。

- この委員会の審議が中断していた間に大学運営協議会の方でこの大学間格差の問題も取り上げられた。この大学運営協議会では大学のあるべき将来像ということで、大学の管理運営、研究教育、大学と社会、学生問題等の全般に亘り改革案を研究協議したのであるが、広い場で論議をするということであれば、このような研究部会的な所で検討するのもよいかもかもしれない。
- この問題についての方針なり政策を出すのは研究協議会の方に委すようにしたらよいと思う。
- 現実として、学部だけの大学、修士コースが設置されている大学、博士コースのある大学、の場合には、自ずと、その間には格差がある。このことが十分に一般には認識されていない。この格差を是正するには予算問題が関係するが、格差ということは現実として問題がある。この格差の問題の検討については、第1常置委員会という大きな枠の中で扱うのはむずかしいので、この特別委員会のような発言の場が必要と思われる。なお、この問題については状況の変化があるので、その都度調査を行うことも考えるべきである。
- 制度上講座制、学科目制という格差というものが現実であり、それを水平化しようとするれば他の進んだ大学の足を引っぱることになり問題がある。しかし、遅れている大学を少しでも伸ばそうという、そのテンポを早める必要はあろう。大学の中でも旧制と新制の間には認識のズレがあり、これについての調査が必要である。後進の大学を引上げることは

将来に亘って必要なことであり、そうなればこのような特別委員会がある方がよい。

- これまでの場合について思うのであるが、われわれ自身の主張のみ強くて、国全体としての立場からの検討が不十分ではなかったかと考える。たとえば、全国の大学に博士課程を置くことが果して妥当かどうか、また充実した大学から博士課程の設置を進めるということは当然だが、これを全部実現させることが可能かどうか。その辺のことについてもう少ししつこく考察が必要ではないかとも思われる。
- 大学院問題と関連して格差問題が論じられているが、格差をなくす方策は別にもありそうに思われる。
- 各大学の予算規模や人的配置において、たとえば、学科目制、課程制、修士講座制、博士講座制とそれぞれ違っているということが調査データに出ている。これをどのようにするかということの中で大学院問題が論ぜられたのであって、ここでどの大学にも大学院を設けようということをおっしゃっているのではない。多くの大学で予算的にも人的にも非常に困っているのです、より多いところのレベルまで引上げようということである。これは水平化運動ではなく、地方大学の水準を最低限度引上げようということである。
- 文部省の方でも修士課程までは設けようという意向のようであるが、博士課程についてはいろいろ問題もあるので今のところ前向きな姿勢ではないようである。
- 全国80幾つかの大学が博士課程をもつことにどれだけ意味があるか疑問である。そんなに研究者が溢れても困る。ただ、学部レベルまでは平等の条件の方がよい。同一授業料

を払っているのだから一部に不利益があってはならない。

- 格差問題というのは、大学院問題ではない。この委員会で考えられたのは、学部段階でこのような差があつてよいのかどうかということであった。大学院の有無について予算に差があることについて、文部省の言い分は大学院の負担分があるからであるということであるが、ただ、それだけでもなさそうである。そこで提案の中では、学部については予算を修士講座並に一律にし、大学院については別の予算を組立てるようにしてはどうであろうかということをおっしゃった。ただ、大学院に対する予算措置をどうするかについての提言はできなかった。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、配付資料「国立大学大学院設置状況調」に基づいて下沢専門委員ならびに鎌田専門委員より説明があった。

以上の説明について次のような意見が交された。

- この格差是正問題について今までにいろいろなかたちで提案をしてきたのであるが、その提案がどのように具体的なかたちで返ってきたかということをお調べの上で言えることは、一つには文理学部の改組である。文科系と理科系には実験と非実験の格差があったが、改組によってその点は解消された。

それから、基準経費の改善で教官当校費を少しつめたことと、実験学科と非実験学科の基準額を少しつめてきたようである。それに教育系の大学院が、どのようなかたちにあるにせよ考えられるようになった。このようなことからやはり提案の効果はあったように思

われる。

- 現在まだ文理学部が改組されていない大学はどの大学であろうか。
- 文理学部が残っているのは現在山口大学と島根大学だけである。それから琉球大学が理工学部を分けたいといっているようである。佐賀大学の理工学部は設立のときからそのような特殊な学部として設立した理由があるようであるのでこれは特別である。
- 教育系の大学院については、現在考えられている教員養成大学院の設立を見ない以上、他の教育系大学については大学院設置については考えられないといった事情のように思われる。
- 教育系の大学院については、現在の状態では基準に到達しないから基準の改定が必要であるということを知っている。
- 教育系大学院については、新構想の大学院大学に平行して教員の資質の向上ということで教育系学部の修士課程設置を進めていこうではないかということを知大協では考えている。審査の基準の問題があるが、これは厳しい点があり、教大協の中でも検討する必要があるという機運が高まっている。

この格差問題については、教育系大学・学部では課程制ということが問題になるのであるが、これにはやはり学科目制的な要素を導入しないと、教官組織も半端なものになる。この問題については当協会の教員養成制度特別委員会が検討しており、教大協でも取り上げている。

- 教育系大学・学部で修士課程の設置を申請しようとするとうまく教員が足りないことが問題となる。今までのあり方だとそういうことになる。

- 教育系学部の問題、教養課程の問題については、それぞれ教員養成制度特別委員会、教養課程に関する特別委員会において審議されるものであろうが、この委員会の中間報告の中で取扱わないわけにもいかず、それらについても触れておいたが、あまりにも事情が違い過ぎるのではないかと感じた。

- 教員養成系大学・学部の教員を充実するには、教育系大学・学部で博士課程を設けて専門の研究者を養成する必要がある。そうしないと教官の補給源がない。

- 教員養成系大学・学部ではマル合の有資格教官が非常に少ない。これを解決するためには、教員養成学部の教官の資格審査の場合には学問的業績だけでなく教育経験ということも評価する必要がある。そこでこの基準を考え直す必要があるということになったのだろうか。

- そのようなことが、必要であろうという声が高まっている。ただし、基準の改定が、水準を下げるということになると問題である。

- 部門の違う問題であるが、医療技術短大の看護学科において指導教官の資格の問題で適格者がいなくて困っている。資格の条件が大学出で、研究業績があり、看護婦の免状を有するものということであるが、看護婦の免状を有しながら、他の二つの条件を満たすとするとそのような者は仲々いない。そこで、看護実務の経験を加算するという措置でやっと教官を揃えた。このようなことで、教育系学部の資格基準においても突破口をつくれれば何かよい結果が出るのではなかろうか。

- 教員養成の修士課程設置の場合だけでなく、博士課程設置の場合にも教官の充実を図らなければならないが、それには十分な設備

と予算が必要である。

- 研究者になるには、修士課程だけでは駄目で博士課程までを望むのであるが、現在博士課程のある大学へ入学するには非常に困難な状況にある。このような事情から各大学で博士課程設置の要望は強いのであろう。

以上のような意見が交されたのち、委員長より次のように述べられた。

いろいろご意見を伺ったが、現実には格差があるのであるから、この委員会は今後も継続して行くべきであろうが、それにしても新しい形を考え、それを広い場でも考えるようにしたらというご意見であったように思う。なお、この委員会の名称については、再三変更するのほどかと思われるので結論を出すのはもう少しあとにしたい。本日は当面の議題はなかったが、いろいろ本質的な問題を伺うことができ感謝に堪えない。なお、今総回の報告については、このような状況をふまえて適当に行いたいのでよろしくご了解を得たい。

## 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和52年5月20日(金) 13:30~16:00

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 (文部省側)

木田、佐野、今村(代:沢田審議官)、犬丸各委員

大崎、阿部、斎藤、逸見各専門委員

大塚審議官、別府人事課長、その他

(国大協側)

岡本(道)、川上、太田、向坊、岡本(舜)各委員

吉田、佐藤、丁子各専門委員

初めに丁子専門委員(国大協事務局長)より、国大協会則を基に特別会計制度協議会の構成について説明があった。

次に議長互選の協議に入り、岡本委員(国大協会長)が選ばれ、議長挨拶ののち、次のことが述べられた。

本日の協議会は、予算概算編成前の定例会議として文部省から要請があり、ご参集を願った。ついては、来年度予算概算編成方針その他について、文部省の方からご説明を伺いご審議を願いたい、その前に委員、専門委員の変更についてご報告し、ご了解をお願いする。

まず国大協側としては、先般小泉一橋大学長が逝去された。また、林東京大学長が退任されたあと後任の向坊学長に加わっていただいた。さらに第6常置委員長の交代があって、飯島広島大学長に代り太田東京学芸大学長が互選されたので、ご報告する。また、文部省の人事異動により、専門委員として前畑委員に代り逸見会計課副長を委嘱したいのでご承認を願いたい。

以上について異議なく承認された。

## 議事

### 1. 昭和53年度国立学校特制会計予算の概算要求について

初めに文部省より資料1「昭和53年度国立学校特別会計予算の概算要求について(説明資料)(案)」の朗読があったのち、次のとおり説明があった。

来年度の概算要求の大綱については昨年度と大きな変更はない。現在はなお流動的であって、財政当局の考え方もまだ固まったとはいえないが、いずれにしても困難な状況にあることには変りはなく、今年度より更にむずかしい事態になることも予想される。しかし、このような方針のもとに国立学校特別会計の拡充整備の基礎を調える努力をしていきたい。以下その内容の要点をご紹介します。

(1) 一般の方針

昨年と大綱は変わっていないが、若干新しい文言を付け加えた点がある。

- ① 長期的構想の検討が各大学ですすめられているが、ともすれば当該大学だけの閉鎖的な単位の考えになっている例もあるので、関連大学との連携、教育・研究あるいは地域における大学の方向という観点から、広域的な視点に立って、数年間の見通しの下に検討するということとした。
- ② 国立学校設置法の一部改正が成立し、新設医大等の定員が総定員法の外にでることになったが、これにより定員事情が楽になったということにはならないので、既配置定員を転換・再編成して教育・研究を充実しようとする試みを促進することとした。
- ③ 新たに用地を確保するための予算の確保は容易でないので、既存の財産の活用によって確保することが可能なものを除き、考慮しないことを原則とした。

(2) 大学の整備充実

- ① 52年度に実施した学部改組はその殆どが地方大学においてのものである。大都市では歯学部の新設、特別必要なもの、あるいは夜間学部の充実を行ったが、来年度も同じ方針ですすめることになる。
- ② 「勤労学生の教育の機会の拡大に資するもの」という文言を新たに加えた。この問題は国会でも強く議論された。その他、大学間交流、大学の開放の促進を図る事業について各大学の新しい工夫を期待している。
- ③ 懸案になっていた大学入試センターの発足をみる事ができた。今後は国大協、入試センターと十分相談しながら年次計画による充実を図り、共通一次入試が円滑に実施される

よう万全を期していきたい。

(3) 大学院の整備充実

博士課程の設置方針については大学院問題懇談会において検討がすすめられている。しかし、一般的な新設の抑制方針は概ねできてきているので、それとの関連において研究科の定員増は慎重に考えねばならない。

(4) 医学教育の拡充整備

- ① 医科大学については無医大県解消計画によって、現在は香川、山梨、福井それに沖縄の4県を残すのみとなった。これらの新設ないしその準備の検討をすることになる。
- ② 歯学部については現在岡山と長崎にその創設準備がすすんでいる。その他の要望については関係方面の意見を聞き慎重に方針を決めることにしている。

(5) 附属病院の整備充実

救急医療等を含め、臨床検査その他の診療関係部門の整備を図るための看護要員・医療技術関係職員の充実を促進する。

(6) 教員養成の改善充実

- ① この部分は昨年と同様であるが、「学校教育の実際の指導面での教員の資質向上に配慮して」というようにその趣旨を明らかにした。
- ② 附属学校の入学方式については、国立学校の基本のあり方を十分考慮に入れ、附属学校としての使命を果せるような各大学の工夫を期待している。
- ③ 教員の資質の向上を図ることを主眼とした大学院（修士課程）の構想については、2校について創設準備が進んでいる。今後、国大協、教大協、関係大学とも相談しながら前進の方向をとりたい。なお、これに並行して既設大学についても、ここに掲げた趣旨に合致

する構想については検討を進めていきたい。

(7) 短期大学の整備充実

勤労学生等に対する教育ということを考え、とくに夜間部の充実・改善については各大学の工夫も期待しながら積極的に対応していきたい。

(8) 高等専門学校整備充実

昨年と変りはない。

(9) 附属図書館の整備充実

外国雑誌、大型コレクションの購入について、専門分野別あるいは地域別による大学図書館相互の分担収集、共同利用計画につき各大学の工夫を期待している。

(10) 研究所等の整備充実

① 研究所の新設については国立大学共同利用機関または共同利用研究所として整備することを原則とする。

② 一般方針にもあるように、既定の計画に基づき整備途上にあるものを整備する方向で、たとえば原子科学研、民族科学博物館および今年度新設された基礎生物学研究所、生理学研究所、これらの整備充実に重点をおく方針である。

(11) 国際協力の推進

① 外国人教師の問題があり、これについて5ヶ年計画で数を増やす作業をすすめてきたが、今年でその計画が終った。現在外国人教師230人、講師360人が措置されている。これについて、今後の進め方、その運用等を十分検討してみなければならない。これに関連して51年度から外国人特別招へい教授、さらに52年度から新たに日英共同による英国の教授10名の招へい計画など新しい視点からの対策も考えているが、さらに、大学側の意見も伺い、外国人教師をわが国の大学教育の中に

どのように活用していくかを検討することになっている。

② 次に、研究者・留学生の受入れのための宿舍の整備、さらに発展途上国との教育・研究協力の促進を図ることを考えている。

(12) 厚生補導の充実

ここでは共同利用合宿研修施設の新設整備を新たに加えた。この施設はすでに11施設完成したが、今後とも準備が調ったところから逐次設置を進めることになる。

(13) 事務組織の整備

ここでは学内諸部局を通じた効率的な事務処理体制の確立を促進する。

(14) 施設の整備

施設の整備の方針については昨年と特に変わった点はない。

① 施設の整備については、長期計画に基づき事業計画が十分検討されたものとする。さらに、その際に土地利用の面で十分な配慮が行われ、かつ、学内の意見が調った計画であること。このような条件を充たしたもので、緊急性の高いものを優先することとする。

② 大規模な施設整備については、それが他の事業計画を圧迫し、小規模の要望に沿うことがむずかしくなる。したがって、綿密な年次計画により過度な集中をできるだけ避けるように進めること。

③ 学科・講座・部門の増に伴う施設の整備については、現有施設の有効利用による効率的な整備計画を図ることとする。

④ 環境の整備については、従来は公害・安全対策という防衛面だけが強調されてきたが、今回は積極的に緑化等環境の整備を図ることにも力を注ぐことにすることになった。

以上で資料1に基づく来年度特別会計予算の概算編成方針についての説明を終り、ついで関連して資料2～4について次のとおり説明があった。

資料2「国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（抜すい）」は、これによって、例年の一般的な学部の設置・改組のほか、今年度は大学入試センターの設置、また、いわゆる新設医大等48年度以降新たに設置された大学の定員を総定員法の外にだす措置などのことが規定された。なお、この法律が年度内に成立しなかった場合の措置として政令により改正措置ができることとした。

資料3「国立学校特別会計教職員定員増加状況」は、46年度から52年度までの定員増加の状況を示したものである。このような例年定員需要があり、この需要は、従来全体の定員削減の中のやりくりで補ってきたのであるが、すでに限界に達したということから資料2の総定員法の特例措置をするということになった。

資料4「昭和52年度国立学校特別会計予算案基準的経費措置状況」は、基準的な経費いわゆる積算校費の関係を参考までに一表にまとめたものである。

以上をもって文部省側の説明を終り、これに関し概ね次のような意見交換が行われた。

○ 第6常置においても昨日文部省係官から一応の説明を伺い協議を行ったが、53年度の概算編成方針は全体をとおして昨年のもので大差ないので、取りたてて意見を申し述べることもない。ただ、一般的な問題として、特別会計予算の硬直化という問題があるので、一般会計からの繰入れ分の増額を図られるよう基本的なこととして要望したい。

次に、定員問題については、定員問題小委員会において大学現場の定員事情がどのような困難な状況にあるかを調査検討している。まだ、最終的な結論がでたわけではないが、これ以上の定削が無理な状況にあるということとは明らかになった。

その他の基準的経費の問題としては、非実験の実験化、人文・社会系の実地調査旅費、出版経費の増額等を昨年に引続き考慮していただきたい。なお、当然なことであるが、学生当および教官当積算校費の伸び率を上げてほしいという要望があったので、この点についてもご配慮願いたい。

- 一般的方針のところ、大学の計画的整備は「広域的な視点に立って検討する」ということであるが、具体的にはどのようなことが考えられているのであろうか。
- 各大学に長期の見通しのもとに将来構想の検討を要請していて、各大学ではそれぞれの計画が順次検討されているわけであるが、たとえば、同じ地域において複数の大学で同じような学部の将来構想が計画されることもある。そのような場合に大学間の話し合いがあって、それぞれが特色のある発展の方向性を想定されることを期待するというものである。
- 各大学が広域的視点に立ったものを計画しろということとは違うのか。
- つまり、同じ地域にある大学が共同で広域的な視点に立って、数年間の見通しの下に新しい構想を検討されたい、ということである。
- 図書館の整備充実のところであるが、人文・社会系では図書が不足で甚だ困っているということである。この問題の対応として広域的視点からブロックごとに、例えば国会図書

館程度の規模の共同利用図書館を集中的に設置するという可能性はないのであろうか。

- そのような広域的視点からの構想は望ましい。連合大学院構想があるが、その実体はいわば情報センターのような内容のものではないかと思われる。
- 昨年度の重点事項はどのように実現が図られたのであろうか。
- 昨年度の大きなものとしては、学部の新設では岩手大に人文社会科学部、筑波大に第三学群を創設、富山大・高知大の文理学部と広島大の政経学部の分離、鹿児島大に歯学部を設置したあたりが主な実現事項である。
- なお、学部の内容においては、従来は理工系学部にはウエートをおいてきたが、本年度は学科の新設、学部の改組、学生定員増を含め全体的に人文・社会系の学部にはウエートを移したということが特色だといえる。また、学生当積算校費も大学院を重点とし、文科系では45%増（理科系は11%増）の大幅増額をして従来の歪の是正を図った。なお、人文系と理工系の学部、学科のバランスについては、全国的に国立——特に地方大学において理工系の方にウエートをおかれたという傾向があるので、それを人文・社会系の方に移し、格差の是正を図った。この点は今回も各大学の要望をみながら判断することになっている。
- 52年度予算で基準的経費が7%とか8%とか増額されてはいるが、物価指数の上昇率との比例からみれば実質的には増額ではなく減額となっている。アメリカと比べて大学教員の給与の差は詰まってきたが、研究費の方は逆に開いてきている。
- 研究費も物価の上昇率をみながら概算要求を検討されなければならない。その意味では

希望どおりの予算措置が行われないということは問題があるといえる。ただ、学生当積算校費あるいは教官当積算校費といわれる経費については他省庁の機関も含めての統一査定が行われるので、文部省関係だけを特別に増額することがむずかしい状況にある。しかし、教育関係費については節約率の軽減を配慮してもらっており、また統一査定を受ける経費以外の分野の経費ということで、特別教育研究経費という新たな項目を設けて不足分のカバーを図るなどして、実質的に大学財政全体の不足を補う努力をしている。

- 定員削減の問題で、教官および医療要員は削減対象から除外されている。しかし、その代りにその他の職員の方に削減率の皺寄せがかかっているということのようであるが、そのあたりはどうなっているのであろうか。
- 今年から発足した第4次定員削減計画は、政府全体として4年間に3.2%を削減するということであるが、その中で、文部省関係は教官および病院関係要員が削減0になっているという関係もあって、全体では2.21%ということになる。したがって、その軽減された部分は他の省庁に皺寄せされることになる。その場合に、各省庁を通じて職種を第一から第四分類に分けているが、その分類の仕分けについては概ね同じ考えに立って、しかも、その削減は各省庁共通の率になっている。そこで、文部省関係では教官・医療職員が削減0であるので、そのあおりをくってその他の職員は、他の省庁よりも重い削減率を被っているのではないかという考え方がよくできるわけであるが、そういうことはありえない。例えば、厚生省関係の医療要員も削減0であるが、その分を厚生省の事務系職員が被るとい

うことではない。削減対象になる職種の被る削減率は各省庁を通じて同率である。ただ、大学関係では、教官・医療要員以外の研究補助職員についてはできるかぎり削減率の低い適用を受ける職種に入れる努力はしなければならぬという方針は堅持していかなければならぬ。

- この問題は定削が提起された当初に論議の中心になった。ところが、削減0の分が、削減を受ける職種の方に上乘せられる率は、文部省関係だけが被るのではなく、各省庁を通じて同率であるということが理解できたので、この問題は納得せざるをえなくなったわけである。
- 問題は次の定削があるかどうかということである。総定員法の枠の外に出たから国立大学は定削問題は起こらない、ということはあるまい。総定員法の内も外も同じように定削の議論の対象にはなりうるであろう。現在でも、例えば、林野庁では特別会計の現業定員が総定員法の枠外になっているが、やはり定削は被っている。また、防衛庁でも事務系職員の方は削減されている。要するに、事務の配置転換を進めていくうえで過去のものはそのまま放置しておいてよいかという問題があって、新しいエネルギーを入れ、古いものはつぶすという議論があるかぎり定削問題は残らざるをえないであろう。
- 学生当積算校費の今年の要求はどの程度の割合であったのか。
- 今年度は、一般学部では15%アップ要求で8%アップの査定、大学院では文科系60%、理科系25%アップ要求で文科系45%、理科系11%の査定となった。今回の要求は、まだ総枠が流動的であるが、総枠がはめられれば、

その枠内で全体をみながら要求を考えることになろう。

- 大学院の充実のことであるが、博士課程については慎重に対応して、あまり増やさぬという方針であろうか。国大協では博士課程をもっていない大学ではこれの設置の要望が強い。一方ではオーバー・ドクターの問題もあり、さらに、総合大学院構想もでてきている。このような状況の中にあるが、大学院問題懇談会はこの秋までには何等かの結論をだすことになっているのであろうか。
- 大学院問題懇談会は、いま第2部会で残った問題について議論されている。この夏までに部会を2回位開いて、ある目処のとりまとめができて、それを本委員会に諮って審議を終ることになるが、秋頃までには一応のとりまとめができることになろう。
- 共通第一次試験が近づき、54年度から実施されることになっているが、このことに関して若干問題点がある。その一つは、受験出願の際第一志望、第二志望と2校記入することになっているが、実際に受験する者の数はわからないので、ある数を予測して試験場等を用意をしなければならない。次に、第二次募集ということもあるので、そのための用意もあって、事務上かなりの労働が必要になる。もう一つは、大学自身の努力も必要なことであるが、受験生には一回の受験チャンスしか与えられていないということから、数年の間に、受験する高校側で大学にランクづけをする風習ができて、はじめから優秀な学生がこない大学ができるというような事態が起こることが予想される。そのようなことのないように、大学の充実について、いわゆる格差といわれている問題ができるだけ取り除

かれるように配慮されたい。この問題は一度失敗があると取返しがつかない重要な問題であるので特に要望しておきたい。

- 入試関係の職員は、まだ置かれていない大学が54年度にはなくなるように措置することになる。それ以上の手厚さをどうするかは共通入試の実際の状況をみたくて検討することになる。次に、格差是正の問題は当然考えなければならない問題であるが、それはすべての大学を一率に平準化するというのではないであろうし、各大学がそれぞれの特色をどのように発展させていくかということになる。
- 共通入試の結果がどのようにでてくるかは数年間実施してみないとわからない。
- それらの問題は大学入試センターの研究部門で今後研究していくことになる。そうして、その結果によって今後の対応ということもでてくるであろう。
- 校内緑化という事項は今回はじめて取り入れた事項であろうか。
- 環境整備ということはこれまでもあった。しかし、それは実際には道路整備等いわゆる緑化美化というかたちのものではなかった。そこで、環境をよくするという意味で予算的には昨年度から校地整備費として措置されたのであったが、これを各大学に分配すればわずかな額になってその効果が少ないということから、今回のように新しい事項をたてて今後これを拡大していくことにしている。
- 大学の整備充実のところ、「附属施設のうち実習施設、センター等については……」というのがあるが、この「センター」というのはどういうものか。いま、各大学では教員養成の業務が大きな比重を占めている。そこ

で、教育学部の方からはそのための研修センター設置の強い要望がでていますが、そのような構想はこのセンターの中に含まれているであろうか。

- センターの意味は必ずしもはっきりしていない。しかし、純粋な研究本位のためのものではなく、学生の教育的業務も含んだもの、あるいは部局間の機器の共同利用の施設を念頭において俗称「センター」と称している。  
たしかに、教員養成関係の方からは教育実習の場合の連絡施設あるいは資料不足で困っている、という話はでてきている。しかし、この類の問題は、教育学部をもっている大学は、現に教育学の専門家がいてその問題にタッチしているので恵まれているといえる。問題は、むしろ教育学部をもっていない大学の方にあるので、そちらとのバランスを考えながらこれからの検討課題ということであろう。

## 就職問題懇談会議事要録

日 時 昭和52年6月3日(金) 14:00~16:00  
場 所 国立教育会館第4会議室  
出席者 大学8団体、高専3団体  
(文部省) 浪貝学生課長、清見課長補佐  
外3名

開会に当り、文部省浪貝学生課長より次のとおり挨拶があった。

このたび、十文字学生課長のあとをうけて私が学生課長に就任することになったので、よろしくお願ひしたい。

本日の協議は、ご案内したように「指定校制の是正」の問題が主要議題であるが、それとともに予てからの懸案である「求人求職関係諸証票の様式統一」の問題についてもご討議をお願ひしたいので、よろしくお願ひする。

## 議 事

### 1. 指定校制の是正について

このことについて学生課長より次のとおり説明があった。

大学卒業予定者の就職に関して、いわゆる指定校制の問題が世上の論議をよんでいる状況にあるので、当方においてもこれの是正の具体案について検討を進めてきた。いわゆる指定校制——特定の学校以外の学校の学生の会社訪問や応募を受付けない等のいわゆる排他的指定校制——は、公正な社会の実現のためにこれを是正する必要があるが、この指定校制については種々な要因があって問題が複雑であるため、果して有効な手がうてるかどうかはむずかしい点がある。しかし、何らかの対策を講ずる必要があるため、労働省とも連絡し、このようなことではどうかとの一つの案をまとめてみた。その内容は以下のようなものである。

#### (案)

文部省及び労働省は、指定校制是正のための具体的方策のひとつとして、次のような方式で具体的にその実態を把握し、その是正方について指導を行うものとする。

- ① 各大学・高専団体は、加盟校に対し、指定校制（特定の学校以外の学校の学生の会社訪問や応募を受付けない等のいわゆる排他的指定校制）を採る企業の実態を把握し大学等団体に報告するよう依頼を行う。
- ② 大学等団体は、上記報告をとりまとめ文部省に連絡する。
- ③ 文部省は、大学等団体からの連絡に基づき、指定校制を採る企業名等を労働省に連絡する。
- ④ 労働省は、文部省からの連絡を参考にして経済団体、業種別団体を通じてその実態を正

確に把握の上、必要な企業に対し是正指導を行う。

案の骨子は大体以上のようなものであるが、④に記述されている「労働省が必要な企業に対し是正指導を行う」際、労働省は、当該大学が必要と認める場合以外は、事例を報告した個別大学の名前を企業側には知らせないこととしている。

大体以上のような趣旨を記したものを各大学・高専団体に送付して協力を依頼したいと考えている。これは、いわばモニター制のようなものであるが、もしこの案が了承されるならば、これを本年度の大学・高専卒業予定者の就職事務開始時期を勘案し、8月上旬までに各大学・高専団体に依頼したいと考えている。これについてご意見があればお伺いしたい。

以上の提案に対し概ね次のような意見が交された。

- 今まで指定校制の問題について具体策がなかったもので、この案は結構なことだと思う。ただし、大学側が指定校制を採っている企業名を具体的に報告して、そのことが当該企業に判ると、その大学が困ることになるという事態も起きるので、該当企業名は書かない方がよいのではないか。
- 大学側としてはどの企業が指定校制を採っているかはっきり判る。その企業名は文部省にも、労働省にも知らされることになるが、しかしこれを外向けに発表することはしない。該当する企業名、報告をした大学名等は公表はしない。
- ここでいわれている「特定の学校以外の学校の学生の会社訪問や応募を受付けない等の

いわゆる排他的指定校制」のことも問題だが、求人に際して一部の大学以外に求人をしていない場合のことも問題である。最近では自由応募制がふえてきたが、この自由応募制を隠れ蓑にして大学に求人してこない例がある。しかも、特定大学に対しては陰で求人しており、その実態は仲々把握できない。このように指定校制については、ここで言っているような会社訪問の際の「門前払い」のケースと、いま述べたような一部特定大学への求人のケースの2つの場合があるが、ここでの指定校制是正というのはこの両者を含むのか。

- いわゆる指定校制というときには、この案の①に書いてあるような「特定の学校以外の学校の学生の会社訪問や応募を受付けない」ということを指しているものと思う。
- そうすると、学生がそういう経験をした時のことを調べて報告することになるのか。
- そのような事実があったとき、その事例を報告することになる。
- 不採用ということがどういう過程で決められるかということも問題のあるところであるが、当面、最もひどいと思われる排他的指定校制の実情を調べてみようということである。
- この案をみると、違反行為をチェックするだけで終わってしまうような感じがする。指定校制というのは底が深い問題であるので、こういう形では根本的な解決にはならないのではないか。企業は求人に際して大学により枠組みを設けており、大学はそれに従って学内で求職学生を篩にかけて推せんしている。このような指定校制を採っている企業は相当数ある。なお、この指定校制の問題について労働省の取組みの姿勢と文部省のそれとは若干

違うのではないか。労働大臣はこの問題について先般消極的な発言をしていたように憶えている。

- 数カ月前の文部大臣と労働大臣との話し合いの際に、労働大臣は、大学の設置はフリーに行われているのではないかと、というようなことを言われたが、最近では労働大臣も排他的指定校制は是正すべきだという考えに立っている。文部、労働両省のこの問題に対する意識は共通である。この指定校制の根にあるのは学歴偏重という社会の風潮であるので、その点からのアプローチが必要だが、まず出来るところから何らかの手を打って行こうということである。
- この案が本日の会議で賛成ということになると、文部省から各大学・高専団体宛にこれの実施に関する通知が出されることになるのか。それを各団体から傘下各大学に流す場合、大学によっては自分の大学名が企業側に知られることを心配して報告をしないという場合も出てくると思われるので、大学名は企業側には知らせないということを留意事項として付け加えてほしい。
- 企業側には大学名は出さないし、外部にも出さない。
- この案のような方法でもとらないと排他的指定校制の是正はできないかもしれない。ただ、これの実施がスムーズに行くよう、留意事項について十分検討してほしい。
- 指定校制是正について肝心なことは、学生に就職の機会を与えなかったり、これを制限するというような現象をなくすことである。したがって、この案の①の指定校制についての（ ）内の注釈はこれだけでは不十分なので、これに「就職の機会を故意に制限する行

為」という文言を付け加える必要があると思う。

- すべてのことを一挙にやろうとしてもむずかしいのではないか。「故意」ということの中身はどういうことになるのか。ある大学に求人依頼をし、ある大学には求人依頼をしなかったからといって、それを「就職の機会を故意に制限する行為」というわけにもいかない。
- 学生は大学に来た求人票をみて応募する。大学に求人票が来なければ、その企業が求人を行っているかどうか分らない。「故意に制限する行為」というのはむずかしい点があるが、指定校制の注釈として「就職の機会均等を阻害する行為」という文言を入れてもよいのではないか。
- 指定校制を採っているのは大手企業に多い。求人情報は大学側に来る求人票と大学の情報収集とリクルートセンターの資料などから得られることになる。しかし、全部の大学に求人依頼を出さないということまでもこれに引っかけて論ずることはどうであろうか。
- 求人票が来たとか来なかったとかいうことは関係ない。そこで、就職の機会を故意に制限するな、と言っておけば、ある程度気分としてこれが緩和される方向に向うのではないかということである。
- 大学には国公立の別や、旧帝大や私立の名門校等があって、大学間に種々な差があるが、もしこの案を実施するとなれば各大学団体が協同してやるようにしなければならない。
- 先程提案のあった指定校制の注釈に「就職の機会を故意に制限する行為」という文言を付け加えてほしいという意見については、一

応これを取り入れることにし、この案の①の（ ）内の文章を次のように改めることにする。

（特定の学校以外の就職を故意に制限する行為及び学生の会社訪問や応募を受付けない等のいわゆる排他的指定校制）

- 指定校制のことは主として4年制大学の問題だと思っていたが、最近短大でも指定校制がはやり出した。ところで、この案では、④の「労働省の企業側に対する是正指導」という点がミンだと思うが、日経連や経団連等の経済団体では指定校制肯定の態度である。企業側では、企業の発展は金ではなく人材を得ることであるとし、その人材というのは激しい試験を突破した者であると見做している。そのような目標で社員の採用をするのであるから、指定校制を採らざるを得ない、というようなことを言っている。この案では「労働省は……経済団体、業種別団体を通じてその実態を正確に把握の上、必要な企業に対し是正指導を行う」とあるが、企業側はこのことをOKしたのか。労働省は企業に対し「是正指導を行う」といっても、一体何をやるのか。このような申合せだけでは竜頭蛇尾に終るのではないか。
- この案は、一応労働省の事務担当者とは打合せてあるが、なお労働省との調整は残っている。企業団体側がこれを受けるかどうかのこともあるが、労働省としては受けるものと思う。労働省の指導の中身については、主管官庁の立場からの指導であるので、それなりの効果はあるものと思う。その指導をする際に、大学側から上がってきたデータがあれば、より効果的であろうということである。
- むずかしい点はあるが、一歩でも前進する

努力が必要である。

- やる以上は政府側のはっきりした姿勢と真剣な取組みを望みたい。やった方がベターであると思う。
- この案の程度のことで多少は役に立つと思う。この問題については積み重ねが必要である。

概ね以上のような意見交換があったのち、文部省より次のとおり述べられ、これを了承した。

この指定校制是正の案に対し大体了承が得られたので、労働省側、企業側とも接触したうえ、調整がいたらこれを文書にして各大学・高専団体にご依頼することにする。なお、先程提言のあった留意事項のコメントも付け加えることにする。

## 2. 求人求職関係諸証票について

このことについて学生課長より次のとおり説明があった。

昨年6月30日の就職問題懇談会の際に、文部省側から、就職の際における差別の解消のため、大学・高専卒業予定者の就職に関する書類（求人票や応募書類等）の内容から本人の資質や能力に関係のない差別に関わる事項を削除する方針でその様式の統一を図ることについて提案をした。これに対し各団体ともその方向で進むことを了承し、持帰って検討するということになった。それで本日は、求人票、その他、求人求職関係諸証票についての標準様式作成に関する申合せのことについてご検討願ひ、できれば次回あたりにこれを決定し、その上で来年度（53年度）からでも実施したいと考えているので、よろしくご協議をお願いしたい。

ついで文部省係官より次のような補足説明があった。

本日配付した求人票のサンプルは、一つは私大連盟作成の統一様式であり、いま一つは労働省が「新規学校卒業者の職業紹介業務取扱要領」によって定めた「大卒等求人票」である。前者は昨年6月30日の会議の際にも配付したものであり、後者は労働省が職安を通しての大卒者の就職あっせんの際にこの様式のものを使うことにしたものである。大卒者等の就職関係諸証票については種々あるが、その中で求人票の様式は申合せがしやすいと思われるので、まずこの分から検討を進めていただきたいと思うわけである。

以上の説明ののち次のような意見が述べられた。

- 昨年6月30日の就職問題懇談会で私大連盟の求人申込書の標準様式というものをお配りして趣旨説明をした。当連盟では、各大学同じ条件で就職に対する学生の応募をさせようということで、会社側からの求人申込書を一定の様式のものにすることを決め、一昨年度よりできるだけ実施するというのでこれを始めた。今年は3年目になるので、今年から全面的にこの統一様式を使うことになった。本日配付の労働省の求人票は初めて見るが、これを来年度から使うということか。
- 労働省の求人票は職安向けのものであって大学向けのものではない。これは参考資料として配付したものである。内容的には私大連盟の様式と大差はないようである。
- 求人票は本来企業側のものであって、大学が考えるべきものではない。
- 理想はそうだが、大学側として各大学統一

する方向に進めて行きたい。

- 昨年6月の会議でこのことを協議し、各大学団体はこれを持帰り検討するということになっていた。それで、本日これについての各団体の考え方をおきかせ願いたい。

これに対し各団体より概ね以下のような意見が述べられた。

**国立大学協会**： まだ十分な検討がすすんでないが、趣旨としてはよいのではないかと考えている。

**公立大学協会**： 全大学に亘って求人票を一本化するのか、各団体毎に自主的に作成するのか、という問題が一つある。当協会では検討作業が進行中でまだ確定的な案はないが、文科系と理科系に分けて作成する方針である。理科系では各研究室の方に直接求人が来るということもあり、文科系とは実態が違う。また、求人票の記載事項の点でも相違があると思う。

**私立大学連盟**： これまで各大学の求人票の体裁は縦型のもの、横型のものなどあってバラバラであった。しかし、その内容の考え方は同じであったので、関西地区の大学が中心になってこれをとりまとめ、それが了承されて50年度から標準様式ということでこれを使うようになった。本年度からは統一様式ということで全面的にこれを使うようになった。

**私立大学協会**： 昨年の就職部課長担当者研修会で、来年は求人票の問題を検討するということになり、来る7月22～24日開催の研修会で検討することになっている。

**国立短大協議会**： まだ内容について具体的に検討していないが、このサンプルをみると必要事項は記載してあるようである。体裁としては横型の方がよいと思う。

**公立短大協会**： 格別の意見はない。

**私立短大協会**： 統一された様式がほしいという声もあるが、来る6月21～23日の研修会に提出し検討する。

**国立高専協会**： 昨年10月の委員会で私大連盟案を参考にした案を配付した。そして、この様式を必要とする学校には送るようにしているが、余り必要を感じていないようである。

**公立高専協会**： 昨年6月の会議の際に配付のあった私大連盟の横型の形式はよいと思ったが、今すぐ決めることは検討していない。

**私立高専協会**： 本格的な検討はしていないが、近い中に検討したいと考えている。高専の場合は学部別の欄は不要だが、他は大体私大連盟の形式でよいと考えている。

**私立大学懇話会**： (早退)

各大学・高専団体より概ね以上のような報告があったのち、清見課長補佐より次のように述べられた。

ただいまの報告によると、この問題についてはこれから検討するという所が多いようである。これを実施するとすれば53年度目途ということなので、本日これを決定しなくてもよいと思う。これについて何かご意見があれば承りたい。

これについて次のような意見が交された。

- 全校がこれを利用すをかどうか疑問である。
- この求人申込書の内容の中では「大学指定書類一式」の部分の規定が重要である。企業側が求める個人調査書とか戸籍謄本などはこの中に入れられない方がよい。
- 労働省の求人票はいつから使っているの

- か。
- 今年の3月31日に制定され、4月1日から使っている。これは改定されたものではなく新設されたものである。なお、この求人票は労働省から連絡があって配付したのではなく、参考までにお配りしたものである。
  - 昨年6月の会議で、求人票を含めて求人求職関係諸証票の様式統一の問題が討議されたので、本日これを議題に採り上げたわけであるが、昨年ほどの程度まで話が進んでいるのか。
  - 私大連盟では自己紹介書(身上調査書)等就職関係諸証票の書式の内容、様式等について検討しており、来る6月27~29日に就職関係部課長が集まり、書式一式について討議することになっている。この問題は、要は学生が自己の不利益になることは書かないようなものにするということである。
  - 文部省はこの求人申込書等の様式統一を提案されたが、この問題をここでどのように進めて行くのか。各団体毎に決めてよいのか。
  - どこまでどうするかは仲々むずかしい問題である。関西地区ではこの問題が大きな問題となっており、要は就職に際しての求人求職関係の諸証票の記載事項の中より本人の資質能力に関係のない事項は省略し、就職の際における差別問題をなくそうということである。高等学校関係では、この点について既に求人票や身上調査書等の様式統一をしているが、大学側ではまだ行われていない。私大連盟では独自にこのことを進めているが、これを全大学・高専に広げたいという趣旨である。その中身については、ここでのコンセンサスによって決めたいと考えているわけである。

- 会社側が提出を求める指定用紙などには、本人の資質能力以外の要素も記載事項に入っている。求人申込書の統一よりもむしろ履歴書、自己紹介書の様式統一の方が重要である。

概ね以上のような意見交換があったのち、文部省側より、今後この問題を更に検討するので、次回までにそれぞれの団体で検討願いたい旨が述べられた。

最後に、学生課長より次のことが述べられ、閉会した。

昭和53年度以降の大学卒業予定者の就職事務開始時期の協定のことについては、高校関係の就職事務開始時期の問題を含めて検討してほしいとの指摘もあったので、その点についていま職業教育課の方で検討して貰っている。大体今月中に意見がまとまるので、その結果をみた上で、この懇談会で協議したいと考えている。この点よろしくご了承願いたい。

## 第60回総会 国立大学協会事業報告書

(注) 第59回総会より今総会前まで

### 1. 諸 会 合 (95回)

#### (1) 第59回総会 (2回)

51. 11. 17 (水) 第1日

11. 18 (木) 第2日

#### (2) 事務連絡会議 (2回)

51. 11. 18 (木) 幹事会

11. 19 (金) 第26回事務連絡会議

#### (3) 理事会 (6回)

51. 11. 17 (水) 理事会

- 11. 17 (水) 理事会 (2回目)
- 52. 2. 23 (水) 理事会
- 4. 13 (水) 理事会
- 5. 12 (木) 委員等選考役員会
- 5. 13 (金) 理事会

(4) 常置委員会 (39回)

ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 小委員会を中心に、各大学の提出した大学院の将来計画に基づいて、連合大学院の構想その他主として博士課程の問題について検討した結果を要望書にまとめ、大学院問題懇談会座長宛第1常置委員長名で第2回目の申入れを行った。なお、国大協における放送大学についての窓口として、文部省よりこれまでの経過をきいて検討した。

- 51. 11. 20 (火) 専門委員会
- 12. 4 (土) 専門委員会
- 12. 15 (水) 小委員会
- 52. 1. 22 (土) 小委員会
- 2. 18 (金) 小委員会
- 2. 18 (金) 常置委員会

イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) かねて検討を続けてきた大学の履修課程の諸問題に関するアンケート案をまとめ、第2常置委員長名をもって各大学に照会した。

- 52. 6. 13 (月) 小委員会
- 6. 13 (月) 常置委員会

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題のとりまとめにつき、第4常置委員会と合同して各大学の意見ならびに実情調査の結果を中心に、文部省との懇談、諸外国における学寮視察者の報告等を参考として審議を進めた。また、昭和52

年度大学卒業予定者の就職事務に関し、大学団体ならびに企業側と協議を重ね、申合せを行い、これを各国立大学ならびに主要企業団体に連絡、依頼した。

- 51. 11. 26 (金) 就職問題懇談会(文部省)
- 12. 8 (水) 小委員会(学寮)
- 12. 14 (火) 就職問題懇談会(文部省・労働省)
- 12. 23 (木) 就職問題懇談会(文部省)
- 52. 1. 14 (金) 常置委員会(第4と合同)
- 3. 18 (金) 常置委員会(第4と合同)
- 3. 19 (土) 学寮視察者(外国)報告会(文部省)
- 4. 28 (木) 小委員会(学寮)
- 5. 27 (金) 小委員会(学寮)
- 6. 3 (金) 就職問題懇談会(文部省)
- 6. 20 (月) 常置委員会(第4と合同)

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 学寮問題につき、第3常置委員会と合同して検討を進めた。そのほか、教育研究災害傷害保険制度の推進、ならびに保健管理センター、共同利用研修施設等の増設・充実、奨学制度の拡充につき協議した。

- 51. 12. 8 (水) 小委員会(学寮)
- 52. 1. 14 (金) 常置委員会(第3と合同)
- 3. 18 (金) 常置委員会(第3と合同)
- 3. 19 (土) 学寮視察者(外国)報告会(文部省)
- 3. 24 (木) 学生教育研究災害傷害保険運営委員会(学徒援護会)
- 4. 28 (木) 小委員会(学寮)
- 5. 27 (金) 小委員会(学寮)
- 6. 20 (月) 常置委員会(第3と合同)

52. 6. 20 (月) 常置委員会

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学長の国際交流として昭和52年度の招待国等について協議した。また、本年度の在外研究員、内地研究員、外国人教師等関係予算ならびに留学生の受入れ、日本語教育、開発途上国との学術交流の問題等について審議した。

52. 1. 25 (火) 常置委員会

3. 28 (月) 常置委員会

6. 20 (月) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 国立大学予算の問題について、特別会計制度協議会と連絡をとり随時所要の措置をとったほか、大学財政の諸問題については小委員会において調査報告書を取りまとめ中である。定員問題については、文部省、行政管理庁と連絡を密にするとともに国立大学の職員事情の実情をまとめ関係方面の資料とした。

また給与関係については、助手の給与改善についてアンケート調査を行ったほか、教官等の給与改善に関する要望書を審議した。

なお、大学教員の特許の取扱いについて各大学の意見を基に見解をまとめ、第6常置委員長名をもって文部省に申入れを行った。

51. 12. 14 (火) 小委員会 (定員)

52. 1. 11 (火) 委員長主査打合せ(財政)

2. 21 (月) 小委員会 (財政)

3. 7 (月) 小委員会 (財政)

3. 12 (土) 小委員会 (定員)

4. 14 (木) 常置委員会

4. 30 (土) 小委員会 (給与・定員合同)

5. 19 (木) 常置委員会

(5) 特別委員会 (28回)

ア) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) 格差是正に関する中間報告提出後の経過を中心に新設大学の質の向上について審議した。

52. 6. 14 (火) 特別委員会

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学・歯学部の二次試験のあり方について検討した。なお医学部修士課程の設置について話合った。

52. 2. 22 (火) 特別委員会

6. 3 (金) 特別委員会

ウ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の緊急にとりあげるべき重要問題につき自由討議を行い、また要望すべき項目について検討した。

52. 2. 25 (金) 小委員会

5. 31 (火) 専門委員会

6. 6 (月) 専門委員会

6. 15 (水) 専門委員会

6. 20 (月) 小委員会

エ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養課程の問題につき関係各大学の状況報告と自由討議を行い、問題点の所在について意見交換を行った。また文部省より教養課程の現状と将来について、その考え方をきいた。

52. 4. 28 (木) 特別委員会

6. 20 (月) 特別委員会

オ) 入試改善調査委員会

(主要審議事項) 第2次試験のあり方について各大学にアンケート調査を依頼し、かつその回答を取りまとめ、連絡調査の一環として各大学に通知した。

公立大学協会よりの資料提供方申入れにつ

いて検討した。

科目別研究専門委員会委員の大学入試センターへの推薦について協議した。

昭和54年度以降の国立大学入学者選抜実施要項案その他実施上の諸問題について検討した。

- 51. 11. 24 (水) コンピューター専門委員会
- 12. 3 (金) 実施方法等調査専門委員会
- 52. 1. 26 (水) 実施方法等小委員会
- 1. 26 (水) 実施方法等調査専門委員会
- 2. 23 (水) 科目別委員長連絡会議
- 3. 12 (土) 実施方法等小委員会
- 3. 22 (火) コンピューター専門委員会
- 4. 12 (火) 科目別委員連絡会議
- 4. 12 (火) 実施方法等調査専門委員会
- 4. 13 (水) 実施方法等調査専門委員会
- 4. 13 (水) 入試改善調査委員会
- 5. 13 (金) 大学入試センターとの懇談

#### カ) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 一昨年以來、小委員会を中心に検討を続けてきた大学における教員養成の基準の問題について、調査研究報告書(案)をまとめた。また、教員大学院大学のその後の状況について関係者の報告をきき、意見交換を行った。

- 51. 11. 30 (火) 小委員会
- 52. 2. 19 (土) 小委員会
- 3. 29 (火) 小委員会

4. 30 (土) 小委員会

4. 30 (土) 特別委員会

6. 4 (土) 小委員会

#### (6) 特別会計制度協議会(3回)

(主要審議事項) 昭和52年度予算の概算要求に関連し、1月初旬の段階におけるその後の状況について文部省より報告があり、同政府案決定に際しこれを中心に審議した。さらに、昭和53年度予算の概算編成に関連して定例会議を開催して相互に意見交換を行った。

- 52. 1. 10 (月) 第30回協議会
- 2. 2 (水) 第31回協議会
- 5. 20 (金) 第32回協議会

#### (7) その他の諸会合(15回)

- 51. 11. 24 (水) 文部省幹部との懇談
- 11. 25 (木) スポーツ安全協会評議員会
- 52. 2. 15 (火) 全院協ほか6団体との会見
- 3. 12 (土) 新自由クラブとの懇談(入試等)
- 3. 12 (土) 日教組との会見
- 3. 16 (水) 衆議院文教委員会意見陳述
- 4. 6 (水) 衆議院文教委員会意見陳述
- 4. 12 (火) 参議院文教委員会意見陳述
- 4. 14 (木) 参議院文教委員会意見陳述
- 4. 20 (水) 日教組より要望懇談
- 4. 22 (金) 衆議院文教委員会小委員会意見陳述

- 52. 4. 25 (月) 監事監査
- 5. 21 (土) 全院協ほか6団体との会  
見
- 6. 2 (木) 文部大臣との懇談
- 6. 14 (火) 日教組大学部との会見

## 2. 要望書その他諸活動 (25件)

### (対外的諸活動)

51.11.18 第59回総会において決議された共通第一次試験実施に関する文部大臣に対する要望書を総会終了直後、林会長、岡本、川上両副会長、加藤入試改善調査副委員長が永井文部大臣に提出し懇談した。

52.1.10 海部文部大臣に対し、林会長、岡本、川上両副会長、飯島(広島)、岡本(埼玉)各大学長が会見し、共通第一次試験の実施その他当面の問題について懇談した。

2.23 大学院問題懇談会に対し、昨年11月提出した申入書に引続き、博士課程の問題を中心に検討した結果をとりまとめ、審議の参考とせられたく加藤第1常置委員長名をもって正田座長宛これを提出した。

3. 7 共通第一次入試に関する文部省と国大協との第4回連絡協議会が開催され、共通第一次入試の実施ならびに入試センターの設置に関し、林会長、川上副会長、加藤、若槻副委員長、飯島第6常置委員長等が木田事務次官ほか文部省幹部と協議した。

3. 9 「大学教官等の発明に係る特許等の取扱い(中間報告)について」に対する国大協としての意見を第6常置委員会においてとりまとめ、審議資料として飯島委員長名をもって文部省に提出した。

3月~4月 国会における参考人としての出席等  
について

大学入試センターの設置を含む国立学校設置法等の一部改正法律案の衆議院ならびに参議院の文教委員会の審議に際し、岡本、加藤、若槻、飯島各関係学長、湊入試改善調査施設長等がしばしば参考人として出席し、意見の陳述を行った。

なお、各政党関係においても重大な関心をもち、3月12日新自由クラブの招請により、林会長、岡本副会長、加藤入試改善副委員長等がこの問題について懇談したほか、他の各政党における説明会、懇談会にも関係者が出席した。

その他、公私立大学団体をはじめ高等学校団体の諸会合に際しても招かれて出席懇談した。

4.13 文部省の入試改善会議に対し、同会議が目下検討中の昭和54年度以降の大学入学者選抜実施要項(試案)に対し、実施方法等調査専門委員会、入試改善調査委員会ならびに理事会の審議を経て意見を申入れた。

5.20 さきに公立大学協会から、昭和51年12月7日付で共通第一次学力試験の成績利用について申入れがあったので、入試改善調査委員会ならびに理事会において慎重に検討の結果、試験場、監督者等につき応分の協力が得られること等を前提に参加に異存がない旨の回答を行った。

6. 2 大学入試改善その他大学の当面する諸問題について、海部文部大臣をはじめ文部省幹部と岡本会長、川上副会長、向坊、若槻、佐々木、太田各大学長および加藤大学入試センター所長等が懇談した。

### (各国立大学への意見等照会)

51.11.25 さきに文部省より各大学に通知さ

れた、大学教官等の発明に係る特許等の取扱い（中間報告）について、各大学の意見を検討資料として送付されるよう第6常置委員長名をもって各国立大学長に依頼した。

12.3 第55回総会の決定により、各大学における第二次試験のあり方等について、入試改善調査委員長より各国立大学長に対し検討状況の調査を依頼した。

52.2.28 会長より、6月以降の所属常置委員会の希望について、各国立大学長宛照会した。

4.15 大学卒業（中退）者の既修単位の認定ならびに大学院教育の早期開始について、第2常置委員長名をもって各国立大学長にアンケートを依頼した。

4.20 週休2日制の試行について、国大協検討の資料として文部省への報告写を送付されたい旨第6常置委員長名をもって各国立大学長宛依頼した。

5.27 国立大学の学部・研究所等の助手の待遇改善のための資料として、助手の任用に関する調査を第6常置委員長から各国立大学長宛照会した。

（資料・連絡強化等）

52.1.12 第60回総会の日程について、各国立大学事務局長宛、国大協事務局長名をもって念のため通知した。

1.20 昭和52年度予算において国立学校の入学料ならびに検定料の一部が引上げられたいきさつについて、各国立大学長に対し参考のため事務局長から事務連絡を行った。

2.16 昭和52年度大学卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学団体の申合せについて、会長より各国立大学長に連絡し趣旨

の徹底方について配慮を依頼した。

3.25 林会長が3月末退任されたのち、会長の残任期間について、理事の互選が行われ、岡本副会長が会長に互選された旨各大学長宛事務局長から連絡した。

4.25 大学入試センターの設置を含む国立学校設置法の改正が国会を通過した旨各国立大学長宛事務局長の事務連絡を行った。

4.26 第55回総会以降、入試改善関係諸会議において検討した結果を、「最近における共通第一次学力試験に関する検討経過について」として、入試改善調査委員長から各国立大学長宛報告した。

4.26 各大学における第二次試験のあり方等について、各大学から提出された回答を集計整理し、「各大学における第二次試験のあり方等に関する検討について」として入試改善調査委員長から各国立大学長宛通知した。

5.13 「共通第一次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法（試案）」についてならびに「公立大学入学試験科目案」を連絡調査の一環として入試改善調査委員長より各国立大学長宛連絡した。

5.17 国立大学協会関係諸規則等を新たに集録し、国立大学協会規則集を発行したので、各大学用として2部宛送付した。

6.11 大学入試センターが発足し、当面の入試改善業務が円滑に移行されたに伴い、入試期特別委員会ならびに入試調査特別委員会（入試改善調査委員会）を廃止することとし、今後の関係事務の引継・連絡等は第2常置委員会において取扱うこととし、この旨各国立大学長宛連絡した。

(要望書等の受理)

国立大学協会宛各種団体等から下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報

告するとともに、それぞれ関係委員会宛送付した。

日付	団体等名称	事項
51. 11. 8	日本学術会議	「救急医学に関する研究教育制度の確立について(申入れ)」について
51. 11. 8	〃	「国立大学・国立試験研究機関の第4次定員削減問題について(申入れ)」について
51. 11. 9	日教組大学部	国大協第59回総会への要望
51. 11. 10	日高教組	大学入試改善について
51. 11. 18	九州地区事務局長会議	光熱水料の高騰に伴う校費の増額について
51. 11. 19	近畿地区事務局長会議	公共料金等の高騰に伴う予算増額について
51. 11.	第2常置佐藤専門委員	視覚障害受験生の共通第一次試験について
51. 12. 7	公立大学協会	共通第一次入試について
51. 12. 23	滋賀大学評議会	国立大学の学費について
52. 1. 10	全国盲学校長会	身障者の共通一次受験について
52. 2. 3	佐賀大学	学費について
52. 2. 4	北見工業大学	検定料・入学科の値上げについて
52. 2. 10	全院協ほか大学6団体	昭和52年度予算について
52. 2. 21 3. 28	群馬大学医学部臨床(基礎)助手会	助手の講師への振替えについて
52. 2. 21	入試全廃推進会議	共通テストのテレビ討論について
52. 3. 7	全国工業高校長協会	高校工業科卒業者の大学入学選抜について
52. 3. 25	日本医学教育学会	医学校の入学試験について
52. 4. 5	日本相談学会	学校カウンセラー制度について
52. 4. 20	日本教職員組合	共通一次および二次試験について
52. 5. 21	全院協ほか大学6団体	昭和53年度予算に向けて統一要求について
52. 5. 21	日本高等学校教職員組合	大学入試改善について
52. 5. 28	水産庁長官	54年度入試制度参加要望
52. 5. 30	日本学術会議会長	リハビリテーションに関する教育研究体制等について
52. 6. 4	全院協	院生の研究教育条件の改善について
52. 6. 14	日本教職員組合大学部	予算・給与改善等について

3. 刊行物

- (1) 52. 4 国立大学協会規則集  
 (2) 52. 6 昭和51年度版入試改善調査報告書

- (3) 52. 4 第4次定員削減と国立大学の実態  
 (4) 会報発行2回(第75号, 52年2月 第76号, 52年6月)

## 諸 会 合

(52年5月～6月)

5.12(木)	13時30分	委員等選考役員会
5.13(金)	14時	理事会
	12時	国大協・大学入試センター懇談
5.19(木)	13時30分	第6常置委員会
5.20(金)	13時30分	特別会計制度協議会
5.21(土)	10時	国大協・全院協ほか6団体会見
5.27(金)	13時30分	学寮問題小委員会
5.31(火)	10時30分	図書館特別委員会専門委員会
6.2(木)	18時30分	国大協・文部大臣懇談
6.3(金)	13時30分	医学教育に関する特別委員会
	14時	就職問題懇談会
6.4(土)	10時	教員養成制度特別委員会小委員会
6.6(月)	13時	図書館特別委員会専門委員会
6.13(月)	10時30分	第2常置委員会小委員会
	13時30分	第2常置委員会
6.14(火)	14時	大学格差問題特別委員会
	13時	国大協・日教組大学部会見
6.15(水)	14時	図書館特別委員会専門委員会
6.20(月)	10時	第3・第4常置委員会合同委員会
	13時	第4常置委員会
	13時30分	教養課程に関する特別委員会
	16時	第5常置委員会
	16時30分	図書館特別委員会小委員会
6.21(火)	10時	第60回総会(第1日)
	12時	理事会
6.22(水)	10時	第1常置委員会
	10時	第2常置委員会
	10時	第3常置委員会
	10時	第4常置委員会
	10時	第5常置委員会
	10時	第6常置委員会
	13時	第60回総会(第2日)
6.23(木)	18時	幹事会
6.24(金)	10時	第27回事務連絡会議

# 要 望 書 等

## 大学保健管理施設の増設・充実 についての要望書

昭和52年6月22日  
国立大学協会  
会長 岡本 道雄

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターに教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和53年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

### 大学保健管理施設の増設・充実について

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、救急処置など、およびその他の修学上の相談のほかに、精神衛生、災害保障、公害防止などに関する諸問題に直接間接関与する必要を生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついては、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員

増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和52年6月22日

国立大学協会  
会長 岡本 道雄

## 国立大学共同利用研修施設設置・ 充実に関する要望書

昭和52年6月22日  
国立大学協会  
会長 岡本 道雄

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年以降逐次実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

なお、既設の施設の充実についてもご配慮くださるようお願いいたします。

### 共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題をとりあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず、教員ならびに学生

がすぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、次のとおりである。

#### 共同利用研修施設設置要領

### 1. 事業

この施設は、次の目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

### 2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200 名が同時に宿泊できる施設と設備
- (2) 建物面積は、すべてを含め約 3,000m<sup>2</sup>
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために十分な用地

### 3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

### 4. 設置場所

各地区に少なくとも 2ヶ所を設置する。

## 大学および大学院の奨学制度の 拡充についての要望書

昭和52年6月22日

国立大学協会

会長 岡本 道雄

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の上昇に比べて、貸与金額の改善がなお依然として立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

昭和50年度以降において改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお下宿料・食費・図書費・交通費等の大幅な上昇に伴い、奨学生の生活費に充てる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情であります。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

## 学生部関係職員の待遇改善に関する要望書

昭和52年6月22日

文部大臣  
海部 俊樹 殿

国立大学協会  
会長 岡本 道雄

学生部関係職員は学生の厚生補導という重責を担うとともに大学の管理運営に関して重要な役割を果たしているが、この職責に見合う処遇が十分でない実情に鑑み、次の諸点について特段の配慮をされるよう要望いたします。

- (1) 大学の規模の大小にかかわらず、すべての学生部長にその在職期間中指定職を適用されたい。
- (2) 学生部の課長の特別調整額については、実情に応じ部内の均衡を考慮するとともに事務局課長との権衡を図るよう措置されたい。

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官は、その職務の専門性と職責の重要性が社会的に広く認められているにもかかわらず、必ずしも、それにふさわしい処遇を受けているとはいえない。

ことに現在、高等教育機関の計画的拡充と整備が焦眉の課題となっているが、そのためにも、有為な人材を大学に確保するに十分な待遇となっていなければならない。ところが現状では、大学教官と同程度の専門職と比べても、待遇改善が著しく遅れているために、大学へ有為な人材を集めることが困難である。

こうした点をふまえ、ここに次の諸点の実現方を強く要望する次第である。

1. 大学教官の俸給水準を大幅に引き上げること。

大学教官の俸給は、職務の特殊性と重要性とを十分配慮して決定されなければならない。大学教官は、専門職者として学術研究に従事し、進歩発展しつつある研究成果を摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく責務を有するとともに研究成果にもとづいて高度の専門教育を行う特殊かつ重要な社会的責務を負っている。

いわゆる「人材確保法」にもとづいて、義務教育教員については格段の待遇改善が行われた。これに伴い人事院勧告によって国立大学教官の俸給の調整措置がなされたが、それは必ずしも十分とはいえない。

大学教官の俸給をその責務にふさわしい水準に引き上げ、あわせて義務教育教員の俸給との権衡を図ることが社会的にみて公正妥当な措置であると考えます。

2. 俸給体系の大幅な是正を図ること。

国立大学教官の俸給の上下格差を縮小し、初任給ならびに下位等級者の俸給を大幅に引き上げると同時に、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高号俸に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性は高い。これなくしては、大学は、高度の専門的研究・教育者にふさわしい有能な人材、とくに若手・中堅教官を確保することも、また大学教官の研究・教育能力の標準を不断に引き上げることも困難であるといわなければならない。

その際、次の点をとくに配慮されたい。すなわち、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大

差がない。そこで現行俸給表における講師3等級格付けを助教授2等級格付けに変更し、両等級の一本化を図ること、またあわせて、助手の初任給を格段に引き上げ、3等級格付けに変更し、等級数の縮減を図ること。

3. 指定職の定数を大幅に増加させ、すべての部局長（学生部長を含む）に指定職を適用すること。

昭和48年度より指定職甲乙の区別が撤廃され部局長への指定職の適用拡大が図られてきたが、未だその定数は少なく一部の部局長に適用されているにとどまる。

よってこの際、指定職の定数をさらに大幅に増加させるよう引続き配慮されたい。具体的には大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職をすべての部局長にその在職期間中適用するよう定数を増加させる。

なお、暫定措置として、未だ指定職の適用を受けていない部局長については、現行の管理職手当の支給率を大学本部の部長なみに引き上げることが強く要望したい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情を考慮し、全学段階の学生委員、補導委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用

の手続きを明確化することで管理職手当を適用するよう配慮されたい。

5. 大学教官の全般的待遇改善に資する方向で「大学研究調整額」（仮称）を設けること。

周知のように義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がある。大学教官も研究・教育上の特殊性もあって多様な職務を長時間にわたって遂行している。よって、この際、こうした職務遂行に見合った手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給することを配慮されたい。

6. 研究教育補助職員の待遇を大幅に改善すること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果たす役割は大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみに増してきた。

にもかかわらず、これら職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設し、あわせて俸給水準を大幅に引き上げることが強く要望する。

# 資 料

## 特別委員会の廃止について

52年6月11日

各国立大学長殿

国立大学協会  
会長 岡本 道雄

当協会において、多年にわたり調査研究を続けてまいりました共通第一次入試は、ご承知のとおり昭和54年度の大学入学者選抜から実施に移されることになり、同時に入試期の一本化も実現することになりました。ついては、過日開催の理事会に諮り、当協会の入試調査特別委員会（入試改善調査委員会）ならびに入試期特別

委員会を去る6月10日以降廃止することとし、今後入試関係の事項はすべて第2常置委員会が取扱うことにいたしましたので、ご了承くださいるようこの旨ご連絡いたします。

## 大学設置審議会(大学設置分科会)委員について

6月30日をもって任期満了となる当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員の太田東京学芸大学長、故小泉前一橋大学長の後任として、7月1日付太田東京学芸大学長および池田佐賀大学長が発令された。

窓

## 富山の電気争議

梅原隆章

昭和2年、米騒動で有名な富山県滑川町（現在は滑川市）を中心として、「電気料金値下げ」の大民衆運動が発生した。この年は金融恐慌下で銀行の取りつけが起り、不景気の声の高い時代であった。その中で業績のよい電気事業のみは高配当を行っていた。そこで、滑川に電気料金値下期成同盟が結成され、富山電気会社に3割5分の料金引き下げを要求した。同盟は県下16箇所に拡大した。

この争議は規模が大きかった割には、一人の検挙者もなかった。そして、断線消燈の50日余の暗黒の夜に耐えて団結を崩さず、遂に全国的に電燈料金が値下げされる結果となった。そして、この争議の闘争手段が多岐にわたり、一株々主の戦術で、社長重役を背任で訴訟し、電圧降下の測定を各地で行って、100ボルト以下の時は料金割戻しの要求をしたり、その中でも、電力供給が止められてからは、断線工夫を電柱にしぼりつけて、警官の阻止にあうと、「電柱が不用で、持って帰るために背負わしてあげたのだ」と抗弁し、更に電燈が点燈されないなら電球を会社に返還する指令を全同盟に指示し、水橋町では、棺桶を用意して数千個の電球を納棺して、高張提燈をたて、町民は葬列を組んで電燈会社の出張所に向って凱歌をあげて返納した。当時の電球は会社支給であったから、どこの同盟からも大入車に積んで凸凹道をガチャガチャと荒っぽく運搬するので、殆ど球が切れて使いものにならなくなってしまった。

電燈料金は、はじめは値下げ分を青年達が集金して銀行預金していたが、これを裁判所に供託することになり、徹夜で数千枚の供託申請書類を作成し、法廷闘争に移行し、料金不払いによる断線消燈が違法であると訴えた。また富山市内にアジピラをまくと、警察に禁止されるので、ピラを小量宛たばねて、トラックから捨ててゆくという方法をとって、電気料金値下げの原価計算による正当性を宣伝した。昭和3年9月13日、富山県白根知事の仲裁調停によって、この争議は終り、昭和天皇即位御大典の秋を迎えたのである。

この争議は、大規模で珍しい大衆運動であったが、近代史年表や社会運動史から漏れているのは残念である。富山県東部海岸地区の商工会の青年たちの、生活擁護の民衆運動であり、政党や争議屋の介入を許さなかった点も注目される。全町、一人の脱落者も出さずに50余日の断線消燈に耐えたことは、大勝利の結果となり、全国的に一燈当り十銭の値下げとなったことは、争議の成功といえよう。（富山大学教養部教授）

# 名 簿

## 理 事 会

○印は理事及び常置委員会委員長兼任

会 長	向坊 隆	東 京 大
副会長	岡本 道雄	京 都 大
〃	川上 正光	東京工業大
理 事	○今村 成和	北 海 道 大
〃	白淵 勇	弘 前 大
〃	前田 四郎	東 北 大
〃	畑 敏雄	群 馬 大
〃	岡本 舜三	埼 玉 大
〃	香月 秀雄	千 葉 大
〃	○北村 四郎	新 潟 大
〃	林 勝次	富 山 大
〃	石塚 直隆	名 古 屋 大
〃	佐野 幸吉	名 古 屋 工 大
〃	○若槻 哲雄	大 阪 大
〃	須田 勇	神 戸 大
〃	小坂 淳夫	岡 山 大
〃	山田 憲吾	徳 島 大
〃	芦田 譲治	愛 媛 大
〃	武谷 健二	九 州 大
〃	池田 数好	佐 賀 大
〃	蟹江 松雄	鹿 児 島 大

第3常置 委員長	広根徳太郎	山 形 大
第4常置 委員長	山岡 亮一	高 知 大
第5常置 委員長	佐々木忠義	東京水産大

監 事	宮島 龍興	筑 波 大
〃	蓼沼 謙一	一 橋 大

## 常置委員会

### 第1常置委員会 (大学の組織・制度)

委員長	北村 四郎	新 潟 大
委 員	竹内 栄	室 蘭 工 大
〃	前田 四郎	東 北 大
〃	山田伴次郎	宇 都 宮 大
〃	金勝 久	埼 玉 大
〃	大山 信郎	東京教育大
〃	今井 賢一	一 橋 大
〃	斎藤 信義	長岡技科大
〃	館 正知	岐 阜 大
〃	橋爪 貞雄	愛知教育大
〃	脇坂 行一	滋賀医科大
〃	山田 敏郎	京 都 大
〃	須田 勇	神 戸 大
〃	小坂 淳夫	岡 山 大
〃	平木 潔	高知医科大
〃	武谷 健二	九 州 大
〃	井上 由扶	宮 崎 大
〃	蟹江 松雄	鹿 児 島 大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
〃	白田 貴郎	千葉大教授
〃	綿貫 芳源	筑波大教授
〃	渡部 景隆	東京教育大教授
〃	福与 人八	東京工業大教授
〃	安盛 岩雄	〃
〃	遠藤 輝明	横浜国大教授

専門委員 高田 敏 大阪大教授  
 " 稲野 信力 筑波大事務局長

第2常置委員会(学科課程・入学試験等)

委員長 若槻 哲雄 大阪大  
 委員 伊藤森右衛門 小樽商科大  
 " 山田 守英 旭川医科大  
 " 帷子 康雄 弘前大  
 " 山本 義一 宮城教育大  
 " 市村 正二 茨城大  
 " 香月 秀雄 千葉大  
 " 福原満洲雄 東京農工大  
 " 小山 正一 東京商船大  
 " 久保村隆祐 横浜国立大  
 " 五十嵐直雄 福井大  
 " 榊 米一郎 豊橋技科大  
 " 丸井 文男 名古屋大  
 " 林 保 京都教育大  
 " 片山 嘉雄 岡山大  
 " 深瀬 政市 島根医科大  
 " 許斐 貢 九州工大  
 専門委員 肥田野 直 東京大教授  
 " 安部 北夫 東京外語大教授  
 " 佐藤 親雄 筑波大教授  
 " 猪岡 武 大阪教育大教授  
 " 扇谷 尚 大阪大教授

第3常置委員会(補導)

委員長 広根徳太郎 山形大  
 委員 松本 秋男 北見工大  
 " 綿貫 芳源 筑波大  
 " 岡本 舜三 埼玉大  
 " 坂本 是忠 東京外語大  
 " 福井 直俊 東京芸術大  
 " 古屋 直臣 山梨大

委員 加藤 静一 信州大  
 " 豊田 文一 金沢大  
 " 桑原 正信 滋賀大  
 " 水野 克彦 大阪大  
 " 後藤 清市 神戸商船大  
 " 三谷 健次 島根大  
 " 山田 憲吾 徳島大  
 " 大賀 一夫 福岡教育大  
 " 永松 政俊 佐賀大  
 " 古川 哲二 佐賀医科大  
 専門委員 粟冠 正利 東北大教授  
 " 佐治 守夫 東京大教授

第4常置委員会(学生の厚生)

委員長 山岡 亮一 高知大  
 委員 村尾 誠 北海道大  
 " 岡路 市郎 北海教育大  
 " 白淵 勇 弘前大  
 " 渡辺源次郎 福島大  
 " 吉田 久 東京医歯大  
 " 市古 宙三 お茶の水大  
 " 林 勝次 富山大  
 " 鈴木 寛 金沢大  
 " 吉利 和 浜松医科大  
 " 増尾富士雄 京都工織大  
 " 百々 和 神戸大  
 " 綾部 正大 鳥取大  
 " 太田博太郎 九州芸工大  
 " 池田 数好 佐賀大  
 " 具島兼三郎 長崎大  
 " 中村 末男 大分大  
 臨時委員 井上 剛  
 専門委員 小路 敏彦 長崎大教授

### 第5常置委員会(大学間の協力)

委員長	佐々木忠義	東京水産大
委員	西川 義正	帯広畜産大
〃	加藤 久弥	岩手大
〃	平島 正喜	電気通信大
〃	細谷 千博	一橋大
〃	平松 博	富山医薬大
〃	丸山 健	静岡大
〃	石塚 直隆	名古屋大
〃	伊地智善継	大阪外語大
〃	井上 智勇	奈良教育大
〃	神野璋一郎	和歌山大
〃	芦田 謙治	愛媛大
〃	西沢 弘順	高知大
〃	岳中 典男	熊本大
〃	勝木司馬之助	宮崎医科大
〃	柿本 大老	鹿児島大
〃	金城 秀三	琉球大
専門委員	白倉 昌明	東京大教授
〃	新堀 通也	広島大教授

### 第6常置委員会(大学財政)

委員長	今村 成和	北海道大
委員	和田 正信	東北大
〃	九嶋 勝司	秋田大
〃	宮島 龍興	筑波大
〃	畑 敏雄	群馬大
〃	大石嘉一郎	東京大
〃	太田 善磨	東京学芸大
〃	蓼沼 謙一	一橋大
〃	神代 和俊	横浜国立大
〃	佐野 幸吉	名古屋工大
〃	三上 美樹	三重大
〃	高橋 陸男	大阪教育大
〃	川村 徹	奈良女子大

〃	竹山 晴夫	広島大
〃	中村正二郎	山口大
〃	円藤 真一	香川大
〃	中塚 正行	大分医科大
臨時委員	飯島 宗一	広島大
専門委員	石塚龍之進	東京医歯大事務局長
〃	吉田 寿雄	東京大 〃
〃	稲野 信力	筑波大 〃
〃	佐藤三樹太郎	東京工大 〃
〃	塩野 宏	東京大教授
〃	大川 政三	一橋大教授
〃	高梨 昌	信州大教授
〃	慶谷 淑夫	東京工業大助教授

### 特別委員会

#### 科学技術行政特別委員会

委員	今村 成和	北海道大
〃	川上 正光	東京工業大
〃	向坊 隆	東京大
〃	大山 信郎	東京教育大
〃	福原満洲雄	東京農工大
〃	石塚 直隆	名古屋大
〃	岡本 道雄	京都大
〃	若槻 哲雄	大阪大
〃	許斐 貢	九州工業大
〃	蟹江 松雄	鹿児島大
専門委員	雄川 一郎	東京大教授

#### 医学教育に関する特別委員会

委員長	北村 四郎	新潟大
委員	白洲 勇	弘前大
〃	豊田 文一	金沢大
〃	吉利 和	浜松医科大
〃	脇坂 行一	滋賀医科大

委員	石塚 直隆	名古屋大
"	須田 勇	神戸大
"	小坂 淳夫	岡山大
"	具島兼三郎	長崎大
"	武谷 健二	九州大
専門委員	堀 原一	筑波大教授
"	尾島 昭次	岐阜大教授
"	中川 米造	大阪大助教授

#### 教養課程に関する特別委員会

委員長	武谷 健二	九州大
委員	加藤 久弥	岩手大
"	広根徳太郎	山形大
"	向坊 隆	東京大
"	久保 彰治	"
"	福井 直俊	東京芸術大
"	佐々木忠義	東京水産大
"	吉利 和	浜松医科大
"	若槻 哲雄	大阪大
"	高橋 陸男	大阪教育大
"	円藤 真一	香川大
"	竹山 晴夫	広島大
"	岳中 典男	熊本大
専門委員	式部 久	広島大教授
"	佐久間元敬	"
"	緒方 直彦	九州大教授

#### 大学格差問題特別委員会

委員長	岡本 舜三	埼玉大
委員	渡辺源次郎	福島大
"	畑 敏雄	群馬大
"	太田 善磨	東京学芸大
"	久保村隆祐	横浜国立大
"	北村 四郎	新潟大
"	豊田 文一	金沢大

委員	丸山 健	静岡大
"	小坂 淳夫	岡山大
"	芦田 譲治	愛媛大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
"	白田 貴郎	千葉大 "
"	小松 周吉	金沢大 "
"	鎌田 邦夫	埼玉大事務局長

#### 図書館特別委員会

委員長	今村 成和	北海道大
委員	山本 義一	宮城教育大
"	広根徳太郎	山形大
"	川上 正光	東京工業大
"	市古 宙三	お茶の水大
"	増淵 龍夫	一橋大
"	林 良平	京都大
"	若槻 哲雄	大阪大
"	神野璋一郎	和歌山大
"	小坂 淳夫	岡山大
"	円藤 真一	香川大
"	池田 数好	佐賀大
専門委員	長沢 雅男	東京大助教授
"	田辺 広	千葉大図書館事務部長
"	藤井 和夫	名古屋大図書館事務部長
臨時専門委員	深川 恒喜	

#### 研究所特別委員会

委員	今村 成和	北海道大
"	前田 四郎	東北大
"	向坊 隆	東京大
"	川上 正光	東京工業大
"	古屋 直臣	山梨大
"	岡本 道雄	京都大
"	須田 勇	神戸大

委員 小坂 淳夫 岡山大  
 " 武谷 健二 九州大  
 専門委員 鈴木 弘 東東大教授  
 " 荒 松雄 "  
 " 積田 亨 "  
 " 河田 幸三 "  
 " 尾崎 萃 東京工大教授  
 " 山田 秀雄 一橋大教授

教職員の厚生等に関する特別委員会

委員 山岡 亮一 高知大  
 " 向坊 隆 東京大  
 " 川上 正光 東京工業大  
 " 岡本 道雄 京都大  
 " 今村 成和 北海道大

教員養成制度特別委員会

委員長 須田 勇 神戸大  
 委員 岡路 市郎 北海教育大  
 " 九嶋 勝司 秋田大  
 " 岩下新太郎 東北大  
 " 大田 堯 東京大  
 " 太田 善磨 東京学芸大  
 " 岡本 舜三 埼玉大  
 " 田浦 武雄 名古屋大  
 " 三上 美樹 三重大  
 " 小林 哲也 京都大  
 " 高橋 陸男 大阪教育大  
 " 竹山 晴夫 広島大  
 " 井上 久雄 広島大  
 " 大賀 一夫 福岡教育大  
 " 武谷 健二 九州大  
 " 小野 潤 大分大  
 臨時委員 飯島 宗一 広島大  
 専門委員 真下 健 群馬大教授

専門委員 山田 昇 和歌山大教授

大学運営協議会

○小委員  
 \*研究部会委員

(会長)  
 委員長 ○向坊 隆 東京大  
 (副会長)  
 委員 ○岡本 道雄 京都大  
 (副会長)  
 " ○川上 正光 東京工業大  
 (第1常置委員長)  
 " \*○北村 四郎 新潟大  
 (第2常置委員長)  
 " \*○若槻 哲雄 大阪大  
 (第3常置委員長)  
 " \*○広根徳太郎 山形大  
 (第4常置委員長)  
 " \*○山岡 亮一 高知大  
 (第5常置委員長)  
 " \*○佐々木忠義 東京水産大  
 (第6常置委員長)  
 " ○今村 成和 北海道大  
 (北海道・東北地区)  
 " 加藤 久弥 岩手大  
 (関東・甲信越地区)  
 " 坂本 是忠 東京外語大  
 (関東・甲信越地区)  
 " 小山 正一 東京商船大  
 (中部地区)  
 " 平松 博 富山医科薬科大  
 (近畿地区)  
 " 須田 勇 神戸大  
 (中国・四国地区)  
 " 小坂 淳夫 岡山大  
 (九州地区)  
 " 大賀 一夫 福岡教育大  
 臨時委員 \*市村 正二 茨城大  
 " \*大山 信郎 東京教育大  
 " \*○今堀 和友 東京大教授  
 " \*○雄川 一郎 "  
 " \*○林 良平 京都大教授



# そ の 他

## 学長等の異動

### ○学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
一橋大学	宮沢 健一 (事務取扱)	蓼沼 謙一
東京医科歯科大学	勝木 保次	吉田 久
愛知教育大学	山田 作男 (事務取扱)	橋爪 貞雄

### ○役員 of 交代

	(前 任)	(新 任)
会 長	岡本 道雄 (京都大)	向坊 隆 (東京大)
副会長	(空 席)	岡本 道雄 (京都大)
理 事	大山 信郎 (東京教育大)	岡本 舜三 (埼玉大)
	久保村隆祐 (横浜国大)	北村 二郎 (新潟大)
	豊田 文一 (金沢大)	林 勝次 (富山大)
	丸山 健 (静岡大)	石塚 直隆 (名古屋大)
	山田 作男 (愛知教育大)	佐野 幸吉 (名古屋工大)
	井上 智勇 (奈良教育大)	須田 勇 (神戸大)
	三谷 健次 (島根大)	小坂 淳夫 (岡山大)
	中村正二郎 (山口大)	山田 憲吾 (徳島大)
	円藤 真一 (香川大)	芦田 讓治 (愛媛大)
	具島兼三郎 (長崎大)	池田 数好 (佐賀大)
	中村 末男 (大分大)	蟹江 松雄 (鹿児島大)
監 事	太田 善磨 (東京学芸大)	宮島 龍興 (筑波大)
	宮沢 健一 (一橋大)	蓼沼 謙一 (同大)

### ○委員長の交代

	(前 任)	(新 任)
第1常置委員長	加藤陸奥雄 (東北大)	北村 二郎 (新潟大)
第6常置委員長	太田 善磨 (東京学芸大)	今村 成和 (北海道大)

### ○大学運営協議会地区委員の交代

	(前 任)	(新 任)
北海道・東北地区	竹内 栄 (室蘭工大)	加藤 久弥 (岩手大)
関東・甲信越地区	畑 敏雄 (群馬大)	坂本 是忠 (東京外語大)
	太田 善磨 (東京学芸大)	小山 正一 (東京商船大)
中部地区	館 正知 (岐阜大)	平松 博 (富山医科薬科大)

近畿地区	井上 智勇 (奈良教育大)	須田 勇 (神戸大)
中国・四国地区	竹山 晴夫 (広島大)	小坂 淳夫 (岡山大)
九州地区	岳中 典男 (熊本大)	大賀 一夫 (福岡教育大)

○特別会計制度協議会委員の委嘱

委員	今村 成和 (北海道大学長)
〃	蓼沼 謙一 (一橋大学長)
〃	西崎 清久 (文部省官房会計課長)
専門委員	滝沢 博三 (文部省大学局大学課長)

窓

奈良時代の休暇願い

阿部 猛

奈良時代、東大寺の写経所に勤務していた写経生らの書いた休暇願いが、正倉院に多く伝えられている。まず例をあげてみよう。

謹解 申請假(暇)日事  
合式拾箇日

右、忽足病発、不安立居、加以、稍毎経日痺痛弥増、望請假日、欲将療治、仍具事状、謹解  
神護景雲四年八月二日長江田越麻呂

「判許別当法師奉榮」

さて、この休暇願いは、<sup>ながえのたごし</sup>長江田越麻呂が提出したもののだが、足の病いで、立居振舞いもままならず、おまけに、日をおってしびれ痛みが増すありさまだから、療治のために十日の休暇を下さいというものである。最後の行のカッコの部分は、写経所の責任者の東大寺僧奉榮の判許(許可)のサインである。この田越麻呂は、中務省の内記という書記官であり、位階は少初位上というから、下から二番めの低い位の役人だった。伊豆国の史生(書記)の肩書を貰ったこともあるが、いずれにせよ下級の役人で、俸給も少なく、写経所勤めは、いわば兼職、アルバイトであった。

写経生は坐って仕事をする関係からか、田越麻呂のように、足の病い、または腰痛で起居に不便だとか、足がはれて歩行困難だとかの理由で欠勤するものが多かった。欠勤理由で他にめだつのは下痢で、これも坐ったままで仕事をするせいだろうか。

八木宮主解 申請暇日事  
合伍箇日

右、為洗衣服、所請如件、以解  
宝亀二年三月十一日

「判許法師奉榮」

この文書は、八木宮主が、衣服洗濯のために5日間の休暇をとったことを物語る。背広をクリーニングに出したから欠勤というわけである。このように欠勤理由はさまざまであるが、文書から拾ってみると、ざっと次のようである。

自分の疲労・病氣、父・母・伯父・妻の病氣、父・母・兄・妹・息子の死亡、祖先の霊をまつるため、氏神まつりのため、老父に衣類を届けるため、盗難にあったため、田租を納めるため(さしづめ、税務署に税金を納めにいくところ)、住居の修理のため(自宅の垣根を修理するため欠勤という人はいませんか?)

なかには「私故」——都合により、「私急事」——急用あってというのもあり、「休息」のためというのものもある。前にふれたように、写経所勤務は下級役人のアルバイト的性格のもので、かれらの残した文書は、いつも変らぬ、安サラリーマンの悲哀とでもいったものを物語るものが多い。

(東京学芸大学教育学部教授)

## 寄贈図書

教育と情報 5月号230号, 6月号231号, 7月号232号, 8月号233号(文部省)

厚生補導 4月号130号, 5月号131号, 6月号132号(文部省)

産業と教育 5月号, 6月号, 7月号(産業教育振興中央会)

I D E 5-6月号179号, 8月号181号(民主教育協会)

E S P 6月号, 7月号(経済企画庁)

アジアの友 4-5月号(アジア学生文化協会)

インターナショナル・リクルートメント・ニュース 28号, 29号, 30号, 31号(外務省)

大学セミナー・ハウス年報(大学セミナー・ハウス)

学校基本調査報告書(文部省)

大学図書館実態調査結果報告(文部省)

大学時報 132号(日本私立大学連盟)

国際交流 第13号(春季号)(国際交流基金)

### ◆ 編集後記 ◆

- 今回は第60回総会, 第27回事務連絡会議その他の諸会議議事要録のほか「名簿」を加えた。
- 特別寄稿および窓欄寄稿の先生方に厚くお礼を申しあげる。なるべく多くの方々に読まれることを望む。(C)

昭和52年8月29日 印刷  
昭和52年8月30日 発行 (非売品)

## 会 報 第 77 号

編集兼  
発行者 丁 子 尚  
発行所 国立大学協会事務局  
郵便番号 113  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
(東京大学構内)  
電話 03(812)2111 内線(3668・4450)  
(直通)03(813)0647